明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府二九）　二

〔府令・省令〕

○対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　三六七

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業三）　三七四

○労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働六）　三七四

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産二）　三七五

〔省　令〕

○株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令（財務七）　三七八

〔告　示〕

○金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件の一部を改正する件（金融庁二三）　三八一

○特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（同二四）　三八三

○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（同二五）　三八四

○金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件（同二六）　三八五

○保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（同二七）　三八五

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（同二八）　三八五

○信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（同二九）　三八七

○金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部を改正する件（同三〇）　三八八

○金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準の一部を改正する件（同三一）　三八九

○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（同三二）　三九〇

○最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件の一部を改正する件（同三三）　三九〇

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業一）　三九〇

○農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（金融庁・農林水産九）　三九二

府　令

○内閣府令第二十九号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～十八の二　略］ 十八の三　確認書　法第二十四条の四の二第一項（法第二十四条の五の二第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認書をいう。 十八の四　外国会社確認書　法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社確認書をいう。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［十九～二十の七　略］ 二十の八　財務諸表　財務諸表等規則第一条第一項第一号に規定する財務諸表をいう。 二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項第一号に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。 ［号を削る。］	（定義） **第一条**　［同上］ ［一～十八の二　同上］ 十八の三　確認書　法第二十四条の四の二第一項（法第二十四条の四の八第一項及び法第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認書をいう。 十八の四　外国会社確認書　法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社確認書をいう。 十八の五　四半期報告書　法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する四半期報告書をいう。 十八の六　外国会社四半期報告書　法第二十四条の四の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社四半期報告書をいう。 ［十九～二十の七　同上］ 二十の八　財務諸表　財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。 二十一　連結財務諸表　提出会社が内国会社（内国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社（外国法人である指定法人を含む。以下同じ。）である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。 二十一の二　四半期連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、第一種中間連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項第二号に規定する第一種中間連結財務諸表をいう。第十八条第一項において同じ。）又は第二種中間連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項第三号に規定する第二種中間連結財務諸表をいう。）をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

［号を削る。］

二十一の二の二　中間財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、第一種中間財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項第二号に規定する第一種中間財務諸表をいう。第十八条第一項において同じ。）又は第二種中間財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項第三号に規定する第二種中間財務諸表をいう。）をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

［二十一の二の三　略］

［二十一の三～二十二　略］

［号を削る。］

二十二の二　中間連結会計期間　連結財務諸表規則第一条の二第二号イ(1)に規定する中間連結会計期間をいう。

［号を削る。］

［二十三・二十四　略］

二十四の二　キャッシュ・フロー　財務諸表等規則第八条第十八項又は連結財務諸表規則第二条第十三号に規定するキャッシュ・フローをいう。

二十五　セグメント情報　財務諸表等規則第八条の二十九第一項又は連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報をいう。

［二十六～三十六　略］

（有価証券通知書）

第四条　［略］

［2・3　略］

4　法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　［略］

二　有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げる者

イ　［略］

二十一の二の二　中間連結財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、当該提出会社とその子会社に相当するものとを連結した金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の三　四半期財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

二十一の二の四　中間財務諸表　提出会社が内国会社である場合には、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する中間財務諸表をいい、提出会社が外国会社である場合には、金融庁長官が認める財務計算に関する書類をいう。

［二十一の二の五　同上］

［二十一の三～二十二　同上］

二十二の二　四半期連結会計期間　四半期財務諸表等規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間をいう。

二十二の三　中間連結会計期間　中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。

二十二の四　四半期会計期間　四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。

［二十三・二十四　同上］

二十四の二　キャッシュ・フロー　財務諸表等規則第八条第十八項、連結財務諸表規則第二条第十三号、中間財務諸表等規則第二条の二第四号、中間連結財務諸表規則第二条第十号、四半期財務諸表等規則第三条第八号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十三号に規定するキャッシュ・フローをいう。

二十五　セグメント情報　財務諸表等規則第八条の二十九第一項、連結財務諸表規則第十五条の二第一項、中間財務諸表等規則第五条の二十第一項、中間連結財務諸表規則第十四条第一項、四半期財務諸表等規則第二十二条の三第一項又は四半期連結財務諸表規則第十五条第一項に規定するセグメント情報をいう。

［二十六～三十六　同上］

（有価証券通知書）

第四条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号、第十一条の四第二号ロ及び第十九条第二項第十二号の二において同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が連続して五年を超える発起人を除く。第十一条の四第二号ロ(2)において同じ。）

［八・ニ　略］

［三～五　略］

5　［略］

（外国会社の代理人）

第七条　［略］

2　［略］

3　外国会社は、次に掲げる書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

［一～四　略］

［号を削る。］

五～十　［略］

（有価証券届出書の添付書類）

第十条　法第五条第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第八号までにおいて引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

［一・二　略］

三　第二号の三様式により作成した有価証券届出書　次に掲げる書類

［イ～ニ　略］

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

［(1)・(2)　略］

ヘ　［略］

［三の二～八　略］

2　［略］

（発行登録書の添付書類）

第十四条の四　法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書　次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ロ　当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この号及び第十一条の四第二号ロにおいて同じ。）又は発起人（当該発行者の役員又は株主のいずれにも該当しない期間が連続して五年を超える発起人を除く。同号ロ(2)において同じ。）

［八・ニ　同上］

［三～五　同上］

5　［同上］

（外国会社の代理人）

第七条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～四　同上］

五　法第二十四条の四の七第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書

六　法第二十四条の四の七第六項の規定による外国会社四半期報告書

七～十二　［同上］

（有価証券届出書の添付書類）

第十条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　当該有価証券届出書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該有価証券届出書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

［(1)・(2)　同上］

ヘ　［同上］

［三の二～八　同上］

2　［同上］

（発行登録書の添付書類）

第十四条の四　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

[(1)・(2)　略]

二　[略]

[2・3　略]

（発行登録追補書類の添付書類）

第十四条の十二　法第二十三条の八第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書に添付された書類と同一内容のものを除く。）とする。

一　第十二号様式により作成した発行登録追補書類　次に掲げる書類

[イ・ロ　略]

ハ　当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

[(1)・(2)　略]

[ニ・ホ　略]

二　[略]

2　[略]

（発行登録目論見書等の特記事項）

第十四条の十三　法第二十三条の十二第二項において読み替えて準用する法第十三条第二項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　発行登録目論見書　次に掲げる事項

[イ～ホ　略]

ヘ　当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のものの提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

[(1)・(2)　略]

ト　[略]

二　[略]

三　発行登録追補目論見書　次に掲げる事項

イ　当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

[(1)・(2)　略]

ロ　[略]

2　[略]

ハ　当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

[(1)・(2)　同上]

[ニ・ホ　同上]

二　[同上]

[2・3　同上]

（発行登録追補書類の添付書類）

第十四条の十二　[同上]

一　[同上]

[イ・ロ　同上]

ハ　当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

[(1)・(2)　同上]

[ニ・ホ　同上]

二　[同上]

2　[同上]

（発行登録目論見書等の特記事項）

第十四条の十三　[同上]

一　[同上]

[イ～ホ　同上]

ヘ　当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のものの提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

[(1)・(2)　同上]

ト　[同上]

二　[同上]

三　[同上]

イ　当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次の(1)又は(2)に掲げる事情が生じた場合（当該(1)又は(2)に規定する重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

[(1)・(2)　同上]

ロ　[同上]

2　[同上]

（確認書の記載内容等）

第十七条の十　［略］

２　［略］

［項を削る。］

３　前二項の規定は、法第二十四条の五の二（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する半期報告書に係る確認書について準用する。

（外国会社訂正確認書の提出要件）

第十七条の十三　法第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の五の二第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。以下この条において同じ。）を提出しなければならない外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂正確認書（法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社訂正確認書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

［条を削る。］

（確認書の記載内容等）

第十七条の十　［同上］

２　［同上］

３　前二項の規定は、法第二十四条の四の八（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する四半期報告書に係る確認書について準用する。

４　第一項及び第二項の規定は、法第二十四条の五の二（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する半期報告書に係る確認書について準用する。

（外国会社訂正確認書の提出要件）

第十七条の十三　法第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。以下この条において同じ。）を提出しなければならない外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂正確認書（法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社訂正確認書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（四半期報告書の記載内容等）

第十七条の十五　法第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）又は同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出する会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により四半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。この場合において、当該四半期報告書に四半期連結財務諸表を記載した場合には、四半期財務諸表については記載を要しない。

一　内国会社である場合　第四号の三様式

二　外国会社である場合　第九号の三様式

２　法第二十四条の四の七第一項に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に定める銀行業（同条第一項に定める銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行を除く。）が行うものに限る。）に係る事業及び同法第五十二条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十三項に定める銀行持株会社が行うものに限る。）に係る事業

二　保険業法第二条第一項に定める保険業（保険会社（同条第二項に定める保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第十七項に定める少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第十八項に定める少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第二百七十一条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十六項に定める保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が

［条を削る。］

行うものに限る。）及び同法第二百七十二条の三十八第二項に定める業務（同法第二百七十二条の三十七第二項に定める少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）

三　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条に定める業務（同法第六条第一項第二号に掲げる者が行うものに限る。）に係る事業

3　外国会社が提出する四半期報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

一　当該四半期報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該四半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

二　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該四半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

（四半期報告書の提出期限の承認の手続等）

第十七条の十五の二　法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により四半期報告書を提出しなければならない者が同項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする場合又は法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一　内国会社　次に掲げる事項

イ　当該四半期報告書又は半期報告書（以下この条において「四半期報告書等」という。）の提出に関して当該承認を受けようとする期間

ロ　当該四半期報告書等を提出すべき期間の末日（以下この条において「提出期限」という。）

ハ　当該四半期報告書等の提出に関して当該承認を必要とする理由

ニ　第四項の規定による承認を受けた場合及びハに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

二　外国会社　次に掲げる事項

イ　前号イ及びロに掲げる事項

ロ　当該四半期報告書等の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

ハ　ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合は、第四項の規定による承認を受けた場合及びロに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2　第七条第三項の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社　次に掲げる書類

イ　定款又はこれに準ずるもの

ロ　第一項第一号ハに規定する理由を証する書面

［条を削る。］

二　外国会社　次に掲げる書類

イ　前号イに掲げる書類

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合には、当該法令の関係条文を記載した書面又は当該慣行の存在を示すに足る書面

ホ　第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4　財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該者が、本国の会社の計算に関する法令若しくは慣行（当該者が外国会社である場合に限る。）又はやむを得ない理由により四半期報告書等をその提出期限までに提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日後最初に到来する提出期限から当該申請に係る同項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する提出期限までに提出することとされている四半期報告書等について、承認をするものとする。

5　前項の規定による承認（当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国会社であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、当該外国会社が、各四半期報告書等の提出期限までに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

一　四半期報告書　当該四半期報告書に係る四半期会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二　半期報告書　当該半期報告書に係る中間会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

6　第四項の規定による承認に係る第一項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

7　第三項第二号ロからホまでに掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

（外国会社四半期報告書の提出要件）

第十七条の十六　法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（同項に規定する報告書提出外国会社又は報告書提出外国会社をいう。次条から第十七条の十九までにおいて同じ。）が四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（外国会社四半期報告書の提出等）

第十七条の十七　法第二十四条の四の七第六項の規定により外国会社四半期報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社四半期報告書及びその補足書類（同条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する補足書類をいう。第十七条の十九第二項第一号において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

2　法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一　「第一部　企業情報」の「第２　企業の概況」の「１　主要な経営指標等の推移」及び「２　事業の内容」

二　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　事業等のリスク」

3　法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項（次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該外国会社四半期報告書に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

4　法第二十四条の四の七第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　不記載事項（第二項に定める事項を除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二　発行者情報と当該事項に相当する外国会社四半期報告書の記載事項との対照表

5　第十七条の三第四項第三号から第五号までの規定は、法第二十四条の四の七第六項の規定により報告書提出外国会社が外国会社四半期報告書を提出する場合について準用する。

（外国会社四半期訂正報告書の提出要件）

第十七条の十八　法第二十四条の四の七第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国会社四半期訂正報告書（同項に規定する外国会社四半期訂正報告書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社四半期訂正報告書の提出等）

第十七条の十九　第十七条の三第四項（第五号に係る部分に限る。）及び第十七条の十七の規定は、報告書提出外国会社が外国会社四半期訂正報告書を提出する場合について準用する。

2　法第二十四条の四の七第十一項において準用する同条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとする。

一　訂正の対象となる外国会社四半期報告書及びその補足書類の提出日

二　訂正の理由

三　訂正の箇所及び訂正の内容

（半期報告書の記載内容等）

第十八条　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。この場合において、第一号又は第四号の半期報告書に第一種中間連結財務諸表を記載したときは、第一種中間財務諸表については記載を要しない。

一　提出すべき会社が内国会社である場合において、法第二十四条の五第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとするとき　第四号の三様式

二　提出すべき会社が内国会社である場合において、法第二十四条の五第一項の表の第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとするとき（次号に掲げる場合を除く。）　第五号様式

三　提出すべき会社が内国会社である場合において、法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとするとき　第五号の二様式

四　提出すべき会社が外国会社である場合において、法第二十四条の五第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとするとき　第九号の三様式

五　提出すべき会社が外国会社である場合において、法第二十四条の五第一項の表の第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとするとき　第十号様式

2　法第二十四条の五第一項の表の第二号の上欄に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業（同条第一項に規定する銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行を除く。）が行うものに限る。）に係る事業及び同法第五十二条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社が行うものに限る。）に係る事業

二　保険業法第二条第一項に規定する保険業（保険会社（同条第二項に規定する保険会社をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）及び同条第十七項に規定する少額短期保険業（少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この号において同じ。）が行うものに限る。）並びに同法第二百七十一条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十六項に規定する保険持株会社（当該保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該保険持株会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）及び同法第二百七十二条の三十八第二項に定める業務（同法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の最近事業年度に係る有価証券報告書における当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の株式の価額の合計額の当該少額短期保険持株会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超えるものに限る。）が行うものに限る。）に係る事業

三　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条に定める業務（同法第六条第一項第二号に掲げる者が行うものに限る。）に係る事業

3　［略］

（半期報告書の記載内容等）

第十八条　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により半期報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

［号を加える。］

一　提出すべき会社が内国会社である場合（次号に掲げる場合を除く。）　第五号様式

二　提出すべき会社が内国会社であつて法第二十四条の五第二項の規定による半期報告書を提出しようとする場合　第五号の二様式

［号を加える。］

三　提出すべき会社が外国会社である場合　第十号様式

［項を加える。］

2　［同上］

［条を加える。］

（半期報告書の提出期限の承認の手続等）

第十八条の二　法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一　内国会社　次に掲げる事項

イ　当該半期報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

ロ　当該半期報告書を提出すべき期間の末日（以下この条において「提出期限」という。）

ハ　当該半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

ニ　第四項の規定による承認を受けた場合及びハに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

二　外国会社　次に掲げる事項

イ　前号イ及びロに掲げる事項

ロ　当該半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

ハ　ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合は、第四項の規定による承認を受けた場合及びロに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2　第七条第三項の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3　第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　内国会社　次に掲げる書類

イ　定款又はこれに準ずるもの

ロ　第一項第一号ハに規定する理由を証する書面

二　外国会社　次に掲げる書類

イ　前号イに掲げる書類

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合には、当該法令の関係条文を記載した書面又は当該慣行の存在を示すに足る書面

ホ　第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4　財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該者が、本国の会社の計算に関する法令若しくは慣行（当該者が外国会社である場合に限る。）又はやむを得ない理由により半期報告書をその提出期限までに提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日後最初に到来する提出期限から当該申請に係る同項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する提出期限までに提出することとされている半期報告書について、承認をするものとする。

5　前項の規定による承認（当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国会社であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、当該外国会社が、半期報告書の提出期限までに、当該半期報告書に係る中間会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

6　第四項の規定による承認に係る第一項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

7　第三項第二号ロからホまでに掲げる書類及び第五項の書面が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

（外国会社半期報告書の提出要件）

第十八条の二の二　［略］

（外国会社半期報告書の提出等）

第十八条の三　［略］

2　法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　第九号の三様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ　「第一部　企業情報」の「第２　企業の概況」の「１　主要な経営指標等の推移」及び「２　事業の内容」

ロ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　事業等のリスク」

二　第十号様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ　「第一部　企業情報」の「第２　企業の概況」の「１　主要な経営指標等の推移」及び「２　事業の内容」

ロ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「２　事業等のリスク」

3　法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項（次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項（次項第一号において「不記載事項」という。）のうち、当該各号に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

［４・５　略］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［略］

2　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

［一～九の三　略］

（外国会社半期報告書の提出要件）

第十八条の二　［同上］

（外国会社半期報告書の提出等）

第十八条の三　［同上］

2　法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一　「第一部　企業情報」の「第２　企業の概況」の「１　主要な経営指標等の推移」及び「２　事業の内容」

二　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「２　事業等のリスク」

3　法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式による半期報告書に記載すべき事項（次項第二号において「発行者情報」という。）であつて、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項（同項第一号において「不記載事項」という。）のうち、前項に定める事項を日本語又は英語によつて記載したもの（当該事項を英語によつて記載したものである場合は、当該事項の要約の日本語による翻訳文を添付すること。）とする。

［４・５　同上］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［同上］

2　［同上］

［一～九の三　同上］

九の四　提出会社において、監査公認会計士等（当該提出会社の財務計算に関する書類（法第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。）について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）若しくは監査法人（以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。）又は当該提出会社の内部統制報告書（法第二十四条の四の四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。）について、法第百九十三条の二第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人（以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。）をいう。以下この号において同じ。）の異動（財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計士等でなかつた者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなること若しくは内部統制監査公認会計士等でなかつた者が内部統制監査公認会計士等になることをいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなる場合又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合には、次に掲げる事項

(1)　［略］

(2)　当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号。以下「監査証明府令」という。）第三条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

(i)　［略］

(ii)　監査証明府令第四条第十二項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見及び同条第十三項第三号イ若しくはロに掲げる事項又は同条第十二項第三号に規定する第二種中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見及び同条第十三項第四号に規定する理由

［(iii)・(iv)　略］

［(3)～(6)　略］

［十～十二　略］

十二の二　提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第八百四十七条の二第一項に規定する完全親会社をいう。次号において同じ。）を除く。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあつては、当該提出会社又はその連結子会社。以下この号において同じ。）との間で、当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意、当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意又は当該提出会社の株主総会若しくは取締役会において決議すべき事項につい

九の四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号。以下「監査証明府令」という。）第三条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書であつて、当該異動の日前三年以内に当該提出会社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。）に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

(i)　［同上］

(ii)　監査証明府令第四条第十二項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見及び同条第十三項第三号イ若しくはロに掲げる事項又は同条第十二項第三号に規定する中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見及び同条第十三項第四号に規定する理由

［(iii)・(iv)　同上］

［(3)～(6)　同上］

［十～十二　同上］

［号を加える。］

て当該株主の事前の承諾を要する旨の合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合（既に締結しているこれらの合意を含む契約について、当該合意の内容に変更（ハ、ニ及びヘに掲げる事項に照らして軽微なものを除く。）があつた場合を含む。）次に掲げる事項（当該合意の内容に変更があつた場合にあつては、イからハまでに掲げる事項）

イ　当該契約を締結し、又は当該合意の内容に変更があつた年月日

ロ　当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所

ハ　当該合意の内容（当該合意の内容に変更があつた場合にあつては、当該変更の内容）

ニ　当該合意の目的

ホ　取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

ヘ　当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）

十二の三　提出会社が、当該提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社を除き、法第二十七条の二十三第一項の規定により大量保有報告書を提出した者に限る。）との間で、当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意、当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。以下この号において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意、当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意又は当該契約が終了した場合に当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合（既に締結しているこれらの合意を含む契約について、当該合意の内容に変更（ハ及びニに掲げる事項に照らして軽微なものを除く。）があつた場合を含む。）次に掲げる事項（当該合意の内容に変更があつた場合にあつては、イからハまでに掲げる事項）

イ　当該契約を締結し、又は当該合意の内容に変更があつた年月日

ロ　当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所

ハ　当該合意の内容（当該合意の内容に変更があつた場合にあつては、当該変更の内容）

ニ　当該合意の目的

ホ　取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

十二の四・十二の五　［略］

［十三～二十一　略］

［3～11　略］

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条　有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一項の規定による［号を加える。］

十二の二・十二の三　［同上］

［十三～二十一　同上］

［3～11　同上］

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条　有価証券通知書、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社であるとき、又は有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、確認書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、第十五条の三第一

承認申請書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

［一・二　略］

2　［略］

3　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。以下同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

4　前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長等に提出しなければならない。ただし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項及び第二十四条の七第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、訂正報告書若しくは訂正確認書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第二十一条　法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局（以下この条において「財務局等」という。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

一　法第二十五条第一項第一号から第九号までに掲げる書類　関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所の所在地（提出会社が外国会社である場合には、第七条又は内部統制府令第三条の二の規定により当該提出会社を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局等

二　法第二十五条第一項第十号に掲げる書類　関東財務局及び当該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事務所の所在地（当該提出子会社が外国会社である場合には、第七条第三項第一号又は第二号の規定により当該提出子会社を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局等

2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、財務局長等は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該財務局長等に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行つたときは、この限りでない。

承認申請書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るもの以外のものに限る。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類を提出する場合において、その提出会社が内国会社で次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出しなければならない。

［一・二　同上］

2　［同上］

3　親会社等状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（同条第一項第十二号に規定するものに限る。）、第十九条の六第一項に規定する承認申請書及びこれらの添付書類を提出する親会社等は、当該書類を提出子会社（法第二十四条の七第一項に規定する提出子会社をいう。以下同じ。）が有価証券報告書を提出する財務局長等と同じ財務局長等に提出しなければならない。

4　前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長等に提出しなければならない。ただし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項若しくは第二十四条の七第三項において準用し、又はこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、訂正報告書若しくは訂正確認書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第二十一条　［同上］

一　法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類　関東財務局及び当該書類の提出会社の本店又は主たる事務所の所在地（提出会社が外国会社である場合には、第七条又は内部統制府令第三条の二の規定により当該提出会社を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局等

二　法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類　関東財務局及び当該書類を提出する親会社等に係る提出子会社の本店又は主たる事務所の所在地（当該提出子会社が外国会社である場合には、第七条第三項第一号又は第二号の規定により当該提出子会社を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局等

2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、財務局長等は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該財務局長等に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行つたときは、この限りでない。

第二十二条　内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一　法第二十五条第一項第一号から第九号までに掲げる書類　当該内国会社

二　法第二十五条第一項第十号に掲げる書類　当該内国親会社等の提出子会社

［２・３　略］

４　第一項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、第一項各号に掲げる書類の提出者は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二十三条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、第二十一条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】（2）

【英訳名】

【代表者の役職氏名】（3）

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】（4）

【届出の対象とした募集（売出）金額】（5）

【安定操作に関する事項】（6）

【縦覧に供する場所】（7）

名称

（所在地）

第二十二条　［同上］

一　法第二十五条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類　当該内国会社

二　法第二十五条第一項第十二号に掲げる書類　当該内国親会社等の提出子会社

［２・３　同上］

４　第一項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、第一項各号に掲げる書類の提出者は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二十三条　［同上］

２　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、第二十一条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】（2）

【英訳名】

【代表者の役職氏名】（3）

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】（4）

【届出の対象とした募集（売出）金額】（5）

【安定操作に関する事項】（6）

【縦覧に供する場所】（7）

名称

（所在地）

第一部【証券情報】
［第１・第２　略］
第３【第三者割当の場合の特記事項】(23－２)
［１～４　略］
５【第三者割当後の大株主の状況】(23－７)

氏名又は名　称	住　所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］
第４　［略］
第二部　［略］
第三部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(79)
(1)【保証会社が提出した書類】
①　［略］
②【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　財務（支）局長に提出
［③・④　略］
(2)　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
第四部　［略］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ・ｂ　略］
ｃ　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

［ｄ～ｋ　略］
[(2)～（23－２）　略］
(23－３)　割当予定先の状況
次のａからｇまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該ａからｇまでに定めるところにより記載すること。

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５　［同左］

氏名又は名　称	住　所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］
第４　［同左］
第二部　［同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
１　［同左］
２　［同左］
(1)　［同左］
①　［同左］
②【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　財務（支）局長に提出
［③・④　同左］
(2)　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
第四部　［同左］
（記載上の注意）
(1)　［同左］
［ａ・ｂ　同左］
ｃ　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
［ｄ～ｋ　同左］
[(2)～（23－２）　同左］
(23－３)　［同左］
［同左］

また、割当予定先が特定引受人（会社法第206条の２第１項又は第244条の２第１項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、ｈに定めるところにより記載すること。

ａ　割当予定先の概要　次の(a)から(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

(a)　［略］

(b)　有価証券報告書提出会社　名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された半期報告書を含む。）の提出日

［(c)・(d)　略］

［ｂ～ｈ　略］

［(23－４）～(24)　略］

(25)　主要な経営指標等の推移

ａ　最近５連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意(18)ｈ又はｉの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(32)ｄ又はｅの規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［(a)～(q)　略］

［ｂ～ｇ　略］

［(26)～(31)　略］

(32)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

ａ　届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)から(d)までに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の(e)から(g)までに掲げる事項を含めて記載すること。

(a)　最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度

ａ　［同左］

(a)　［同左］

(b)　有価証券報告書提出会社　名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日

［(c)・(d)　同左］

［ｂ～ｈ　同左］

［(23－４）～(24)　同左］

(25)　［同左］

ａ　最近５連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意(18)ｈの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意(18)ｉの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(32)ｄ又はｅの規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［(a)～(q)　同左］

［ｂ～ｇ　同左］

［(26)～(31)　同左］

(32)　［同左］

ａ　［同左］

(a)　最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第３

等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載すること。

(b)　最近連結会計年度及び⑹ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。

［ｉ・ⅱ　略］

(c)　⑹ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合において、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があったときには、その内容を記載すること。

［(d)～(g)　略］

b　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び⑹ただし書の規定により中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、ａに準じて記載すること。

c　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第316条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年第７号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況（四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、⑹ただし書の規定により四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合に限る。）について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載すること。

(b)　最近連結会計年度及び⑹ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。

［ｉ・ⅱ　同左］

(c)　⑹ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合において、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間における生産、受注及び販売の実績について著しい変動があったときには、その内容を記載すること。

［(d)～(g)　同左］

b　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び⑹ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第３条第６号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、ａに準じて記載すること。

c　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年

年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（ｅにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（ｄにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

ｄ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を⑹ａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

ｅ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を⑹ａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

⑶3　重要な契約等

［ａ～ｇ　略］

ｈ　提出会社が第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が同項第20号に規定する財務上の特約その他当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。以下ｈにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている

内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（ｅにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（ｄにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

ｄ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を⑹ａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

ｅ　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を⑹ａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

⑶3　［同左］

［ａ～ｇ　同左］

ｈ　提出会社が第19条第２項第12号の２に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が同項第20号に規定する財務上の特約その他当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。以下ｈにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている

場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第13号に規定する連結純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額）の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

［(a)・(b)　略］

［(34)・(35)　略］

(36)　主要な設備の状況

a　最近連結会計年度末（(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合にあっては、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下ａにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間において、主要な設備が次の(a)又は(b)に掲げる場合に該当することとなったときは、当該(a)又は(b)に定める内容を記載すること。

［(a)・(b)　略］

b　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（(68)ただし書の規定により中間貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合にあっては、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、ａに準じて記載すること。

また、(68)ただし書の規定により中間貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間会計期間における主要な設備について、ａに準じて記載すること。

c　［略］

［(37)～(58)　略］

(59)　経理の状況

a　連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表及び中間財務諸表（以下ａ、ｅ及びｆにおいて「連結財務諸表等」という。）を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨（中間連結財務諸表を連結財務諸表規則に定めるところにより作成している場合又は中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作

場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第13号に規定する連結純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額）の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

［(a)・(b)　同左］

［(34)・(35)　同左］

(36)　［同左］

a　最近連結会計年度末（(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下ａにおいて同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(61)ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

［(a)・(b)　同左］

b　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（(68)ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、ａに準じて記載すること。

また、(68)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、主要な設備に関し、ａに準じて記載すること。

c　［同左］

［(37)～(58)　同左］

(59)　［同左］

a　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表（ｅ及びｆにおいて「連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

成している場合にあっては、その旨及び第１種中間連結財務諸表若しくは第２種中間連結財務諸表の別又は第１種中間財務諸表若しくは第２種中間財務諸表の別）を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合も、同様とする。

b　指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c　連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。

d　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

［ｅ～ｉ　略］

⑹⓪　連結財務諸表

a　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、⑹①ただし書、⑹②ただし書、⑹③ただし書及び⑹④ただし書の規定により、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、⑹①、⑹②、⑹③及び⑹④の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b　指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c　連結財務諸表及び四半期連結財務諸表若しくは中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

［ｅ～ｉ　同左］

⑹⓪　［同左］

a　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２連結会計年度連結財務諸表」という。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、⑹①ただし書、⑹②ただし書、⑹③ただし書及び⑹④ただし書の規定により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書並びに持分変動計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。）又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）、中間連結株主資本等変動計算書（指定国際会

b　連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑹において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c　連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項から第３項まで又は第24条の５第１項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

⑹1　連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（⑹0ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、次のａからｃまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、１年を１連結会計年度とするものであって、最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下⑹1及び⑹6ｂにおいて「次の連結会計年度」という。）における中間連結会計期間終了後当該ａからｃまでに定める期間（以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。以下⑹1及び⑹6において同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第２項に規定する期間

ｂ　法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第３項に規定する期間

ｃ　法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項　３月

計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、⑹1、⑹2、⑹3及び⑹4の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b　連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑹5において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c　連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項から第３項まで、第24条の４の７第１項若しくは第２項又は第24条の５第１項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

⑹1　［同左］

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（⑹0ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、１年を１連結会計年度とする会社が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑹1において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下⑹1及び⑹6ｂにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下⑹1において「第１四半期連結会計期間」という。）終了後令第４条の２の10第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第４項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下⑹1において「第２四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間

b　次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下⑹において「第３四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間

c　次の連結会計年度における第３四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間　当該次の連結会計年度における第３四半期連結会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、１年を１連結会計年度とする会社が次の連結会計年度開始の日から起算して９箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

⑹　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（⑹０ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、⑹１ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹　［同左］

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（⑹０ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、⑹１ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。以下⑹２において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、⑹１ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹３　連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（⑹０ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑹１ただし書に規定する中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第２号又は第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（連結財務諸表規則第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹３　［同左］

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（⑹０ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑹１ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹④　連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（⑹⓪ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑹①ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹⑤　［略］

⑹⑥　その他

ａ　［略］

ｂ　次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

［削る。］

(a)　半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹①ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［削る。］

［削る。］

(b)　［略］

⑹④　［同左］

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（⑹⓪ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑹①ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑹①ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹⑤　［同左］

⑹⑥　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹①ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹①ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　四半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹①ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　半期報告書を提出する会社において、次の連結会計年度開始後おおむね７箇月から９箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（⑹①ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　［同左］

c　提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a)　［略］

(b)　税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額（連結財務諸表規則第169条の規定により記載しなければならない税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額をいう。）

(c)　親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額（連結財務諸表規則第170条第５項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額をいう。）

(d)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第171条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。

［(e)～(g)　略］

［削る。］

d　［略］

⑹⑺　財務諸表

a　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下ａにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、⑹⑻ただし書、⑹⑼ａただし書、⑺⑽ただし書及び⑺⑴ただし書の規定により、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、⑹⑻、⑹⑼ａ、⑺⑽及び⑺⑴の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b　［略］

c　提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の４の７第１項又は第２項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。）に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a)　［同左］

(b)　税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額をいう。）

(c)　親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第５項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。）

(d)　１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額をいう。）

［(e)～(g)　同左］

d　ｃに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下ｄにおいて同じ。）に係るｃ(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るｃ(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e　［同左］

⑹⑺　［同左］

a　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下ａにおいて同じ。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。以下この様式において「最近２事業年度財務諸表」という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

なお、⑹⑻ただし書、⑹⑼ａただし書、⑺⑽ただし書及び⑺⑴ただし書の規定により、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）を掲げる場合には、⑹⑻、⑹⑼ａ、⑺⑽及び⑺⑴の規定により掲げた貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の下にそれぞれ記載すること。

b　［同左］

c　財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑺及び⑺において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d　財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項から第３項まで又は第24条の５第１項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

e　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近２事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第８条の２の２又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

f　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

⑹　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（⑹ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、半期報告書を提出する会社（法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社にあっては、中間連結財務諸表を作成していない会社に限る。⑷において同じ。）が、１年を１事業年度とするものであって、最近事業年度の次の事業年度（以下⑻並びに⑷ｂ及びｃにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、当該次の事業年度における中間会計期間に係る中間貸借対照表（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。以下⑻において同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間貸借対照表を併せて掲げること。

c　財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑺及び⑺において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d　財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項から第３項まで、第24条の４の７第１項若しくは第２項又は第24条の５第１項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

e　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近２事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第６条又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

f　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

⑹　［同左］

最近事業年度末現在における貸借対照表（⑹ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。⑷において同じ。）において、１年を１事業年度とする会社が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がａ及びｃに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑻において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

a　最近事業年度の次の事業年度（以下⑹並びに⑺ｂ及びｃにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下⑹において「第１四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑹において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

ｂ　次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間の次の四半期会計期間（ｃにおいて「第３四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間

ｃ　次の事業年度における第３四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第３四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、１年を１事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して９箇月を経過する日以後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度に係る中間貸借対照表を併せて掲げること。

⑹　損益計算書

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑹７ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、⑹８ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑹　［同左］

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑹７ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、⑹８ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。以下⑹において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、⑹８ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

ｂ　［略］

ｂ　［同左］

⑺　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑹７ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑹８ただし書に規定する中間貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第２号又は第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑺　［同左］

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑹７ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑹８ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑻　キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑹７ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

⑻　［同左］

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑹７ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑹⑻ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

［⑺⑵・⑺⑶　略］

⑺⑷　その他

ａ　［略］

ｂ　１年を１事業年度とする会社においては、次の⒜又は⒝に掲げる場合の区分に応じ、当該⒜又は⒝に定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑹⑹ｂに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

［削る。］

⒜　半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹⑻ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［削る。］

［削る。］

⒝　［略］

ｃ　［略］

ｄ　提出会社が、法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る⒜から⒟までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る⒜及び⒠から⒢までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。

⒜　［略］

ただし、⑹⑻ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑹⑻ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

［⑺⑵・⑺⑶　同左］

⑺⑷　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　１年を１事業年度とする会社においては、次の⒜から⒠までに掲げる場合に応じ、当該⒜から⒠までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑹⑹ｂに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

⒜　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹⑻ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

⒝　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹⑻ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

⒞　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹⑻ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後９箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

⒟　半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね７箇月から９箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（⑹⑻ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

⒠　［同左］

ｃ　［同左］

ｄ　提出会社が、法第24条の４の７第１項又は第２項の規定により四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期累計期間に係る⒜から⒟までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る⒜及び⒠から⒢までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度の順に記載すること。

⒜　［同左］

(b)　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額（財務諸表等規則第197条の規定により記載しなければならない税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額をいう。）

(c)　中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第198条第３項の規定により記載しなければならない中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(d)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第199条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

[(e)～(g)　略]

[削る。]

e　[略]

[(75)～(78)　略]

(79)　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　[略]

b　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[ｃ・ｄ　略]

[(80)～(82)　略]

(83)　最近の財務諸表

最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

[(84)～(89)　略]

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(b)　税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額をいう。）

(c)　四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第69条第３項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(d)　１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額をいう。）

[(e)～(g)　同左]

e　ｄに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るｄ(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るｄ(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

f　[同左]

[(75)～(78)　同左]

(79)　[同左]

a　[同左]

b　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

[ｃ・ｄ　同左]

[(80)～(82)　同左]

(83)　[同左]

最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

[(84)～(89)　同左]

第二号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

第一部【証券情報】
［第１・第２　略］
第３【第三者割当の場合の特記事項】
［１～４　略］
５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名　称	住　所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］
第４　［略］
［第二部～第六部　略］
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。
⑴　［略］
⑵　追完情報
［ａ・ｂ　略］
ｃ　最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

ｄ　⑶ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５　［同左］

氏名又は名　称	住　所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］
第４　［同左］
［第二部～第六部　同左］
（記載上の注意）
［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
［ａ・ｂ　同左］
ｃ　最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

ｄ　⑶ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

［削る。］

(a)　次のⅰからⅲまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね６月を経過した日から当該ⅰからⅲまでに定める期間（e(a)において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における中間連結貸借対照表（連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

ⅰ　法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第２項に規定する期間

ⅱ　法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第３項に規定する期間

ⅲ　法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項　３月

［削る。］

［削る。］

(b)　［略］

(a)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね３月を経過した日から令第４条の２の10第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合には令第４条の２の10第４項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合又は四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後３月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［加える。］

［加える。］

［加える。］

(c)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね９月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね７月から９月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　［同左］

e　⑶ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない１年を１事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

［削る。］

(a)　半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における中間貸借対照表（提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第326条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［削る。］

［削る。］

(b)　［略］

［ｆ・ｇ　略］

⑶　組込情報

次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。

ａ　［略］

ｂ　ａの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

ｃ　ａの有価証券報告書又はｂの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

⑷　［略］

e　⑶ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない１年を１事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね３月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第83条第２項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね９月から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌々四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後９月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね７月から９月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度に係る中間貸借対照表（提出会社が中間連結財務諸表を作成しておらず、かつ、中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　［同左］

［ｆ・ｇ　同左］

⑶　［同左］

［同左］

ａ　［同左］

ｂ　ａの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書

ｃ　ａの有価証券報告書又はｂの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

⑷　［同左］

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）金額】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【安定操作に関する事項】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

第一部【証券情報】

［第１・第２　略］

第３【第三者割当の場合の特記事項】

［１～４　略］

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名　称	住　所	所有株式数㈱	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数㈱	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］

第４　［略］

第二部　［略］

第三部【参照情報】⑵

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１　［略］

第二号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）金額】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【安定操作に関する事項】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

第一部　［同左］

［第１・第２　同左］

第３　［同左］

［１～４　同左］

５　［同左］

氏名又は名　称	住　所	所有株式数㈱	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数㈱	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］

第４　［同左］

第二部　［同左］

第三部　［同左］

第１　［同左］

［同左］

１　［同左］

２【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
［３・４　略］
［第２・第３　略］
［第四部・第五部　略］
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。
⑴　［略］
⑵　参照情報
［ａ・ｂ　略］
ｃ　参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書（以下ｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
ｄ　［略］

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　略］
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。
なお、第９条第９号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の表紙に付記すること。
［⑴～⑽　略］

２【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
［３・４　同左］
［第２・第３　同左］
［第四部・第五部　同左］
（記載上の注意）
［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
［ａ・ｂ　同左］
ｃ　参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下ｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
ｄ　［同左］

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　同左］
（記載上の注意）
［同左］
［⑴～⑽　同左］

⑾　主要な経営指標等の推移

ａ　最近２連結会計年度（会社設立後２連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意⑱ｈ又はｉの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意㉜ｄ又はｅの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［(a)～(q)　略］

［ｂ～ｅ　略］

⑿　連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、１年を１連結会計年度とする会社が最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下⑿及び⑯ｂにおいて「次の連結会計年度」という。）における中間連結会計期間終了後令第４条の２の10第２項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第18条第２項に定める事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合にあっては、令第４条の２の10第３項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出する場合には、当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。以下⑿において同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

［削る。］

⑾　［同左］

ａ　最近２連結会計年度（会社設立後２連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下ａにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意⑱ｈの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意⑱ｉの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意㉜ｄ又はｅの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［(a)～(q)　同左］

［ｂ～ｅ　同左］

⑿　［同左］

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、１年を１連結会計年度とする会社が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑿において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下⑿及び⑯ｂにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下⑿において「第１四半期連結会計期間」という。）終了後令第４条の２の10第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第４項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下⑿において「第２四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間

［削る。］

［削る。］

⒀　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（⑿の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、⑿ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⒁　連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（⑿の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑿ただし書に規定する中間連結貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものを除く。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（連結財務諸表規則第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⒂　連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（⑿の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ｂ　次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下⑿において「第３四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第２四半期連結会計期間

ｃ　次の連結会計年度における第３四半期連結会計期間終了後提出期間を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの期間　当該次の連結会計年度における第３四半期連結会計期間

⒀　［同左］

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（⑿の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、⑿ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。以下⒀において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、⑿ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⒁　［同左］

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（⑿の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑿ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⒂　［同左］

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（⑿の規定により最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑿ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑯　その他

a　［略］

b　次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。

［削る。］

(a)　次の連結会計年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑿ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［削る。］

(b)　［略］

c　提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a)　［略］

(b)　税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額（連結財務諸表規則第169条の規定により記載しなければならない税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額をいう。）

(c)　親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額（連結財務諸表規則第170条第５項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額をいう。）

ただし、⑿ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合のいずれにも該当しないときは、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期連結キャッシュ・フロー計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑿ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑯　［同左］

a　［同左］

b　次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　次の連結会計年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑿ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　次の連結会計年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑿ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　次の連結会計年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑿ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９箇月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　［同左］

c　提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の４の７第１項又は第２項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。）に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a)　［同左］

(b)　税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額をいう。）

(c)　親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第５項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額をいう。）

(d)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第171条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

[(e)～(g)　略]

[削る。]

d　[略]

⑰　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。⑱から⑳までにおいて同じ。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、１年を１事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。㉑において同じ。）が最近事業年度の次の事業年度（以下⑰並びに㉑ｂ及びｃにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度における中間会計期間に係る中間貸借対照表（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。以下⑰において同じ。）を併せて掲げること。なお、当該期間前において、中間貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間貸借対照表を併せて掲げること。

⑱　損益計算書

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

(d)　１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額をいう。）

[(e)～(g)　同左]

d　ｃに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下ｄにおいて同じ。）に係るｃ(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るｃ(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

e　[同左]

⑰　[同左]

最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。⑱から⑳までにおいて同じ。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、１年を１事業年度とする会社（特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。㉑において同じ。）が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がａ及びｃに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑰において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　最近事業年度の次の事業年度（以下⑰並びに㉑ｂ及びｃにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下⑰において「第１四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑰において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

ｂ　次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑰において「第３四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間

ｃ　次の事業年度における第３四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第３四半期会計期間

⑱　[同左]

ａ　最近事業年度の損益計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b　［略］

⑲　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表（法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものを除く。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑳　キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

㉑　その他

a　［略］

b　１年を１事業年度とする会社においては、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑯b(a)又は(b)に定める事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

［削る。］

ただし、⑰ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。以下⑱において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

b　［同左］

⑲　［同左］

最近事業年度の株主資本等変動計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

⑳　［同左］

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（⑰の規定により最近２事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、⑰ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除く。）を、また、⑰ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

㉑　［同左］

a　［同左］

b　１年を１事業年度とする会社においては、次の(a)から(d)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を前年同期と比較して記載すること。ただし、⑯bに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

(a)　次の事業年度開始後おおむね３箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑰ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(a)　次の事業年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(17)ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

［削る。］

(b)　［略］

c　［略］

d　提出会社が、法第24条の５第１項の規定により半期報告書（同項の表の第１号又は第２号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。

(a)　［略］

(b)　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額（財務諸表等規則第197条の規定により記載しなければならない税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額をいう。）

(c)　中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第198条第３項の規定により記載しなければならない中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(d)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第199条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

［(e)～(g)　略］

［削る。］

e　［略］

［(22)～(26)　略］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(b)　次の事業年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(17)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　次の事業年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（(17)ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後９箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　［同左］

c　［同左］

d　提出会社が、法第24条の４の７第１項又は第２項の規定により四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における各四半期累計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度の順に記載すること。

(a)　［同左］

(b)　税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額をいう。）

(c)　四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第69条第３項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(d)　１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額をいう。）

［(e)～(g)　同左］

e　ｄに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るｄ(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るｄ(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

f　［同左］

［(22)～(26)　同左］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑷
【届出の対象とした募集（売出）金額】⑸
【安定操作に関する事項】⑹
【縦覧に供する場所】⑺　名称
（所在地）

第一部【証券情報】
［第１・第２　略］
第３【第三者割当の場合の特記事項】(23－２)
［１～４　略］
５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名　称	住　所	所有株式数㈱	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数㈱	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］
第４　［略］
［第二部～第四部　略］
第五部【提出会社の保証会社等の情報】㊸
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】
⑴【保証会社が提出した書類】
①　［略］
②【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　財務（支）局長に提出
［③・④　略］
⑵　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
第六部　［略］
第七部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】㊺
第１【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】
⑴【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】
①　［略］

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑷
【届出の対象とした募集（売出）金額】⑸
【安定操作に関する事項】⑹
【縦覧に供する場所】⑺　名称
（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５　［同左］

氏名又は名　称	住　所	所有株式数㈱	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数㈱	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］
第４　［同左］
［第二部～第四部　同左］
第五部　［同左］
第１　［同左］
１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
①　［同左］
②【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　財務（支）局長に提出
［③・④　同左］
⑵　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
第六部　［同左］
第七部　［同左］
第１　［同左］
⑴　［同左］
①　［同左］

②【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
［③・④　略］
⑵　［略］
（記載上の注意）
［(1)～(39)　略］
(40)　重要な契約等
［ａ～ｆ　略］
ｇ　提出会社が第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結又はこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
［(a)・(b)　略］
［(41)～(44)　略］
(45)　経理の状況
ａ　財務諸表及び中間財務諸表（以下ａ及びｂにおいて「財務諸表等」という。）を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨（中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合にあっては、その旨及び第２種中間財務諸表である旨）を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて財務諸表等を作成している場合も、同様とする。
［ｂ・ｃ　略］
［(46)～(58)　略］

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	

②【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
［③・④　同左］
⑵　［同左］
（記載上の注意）
［(1)～(39)　同左］
(40)　［同左］
［ａ～ｆ　同左］
ｇ　提出会社が第19条第２項第12号の２に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結又はこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。
［(a)・(b)　同左］
［(41)～(44)　同左］
(45)　［同左］
ａ　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて財務諸表及び中間財務諸表（ｂにおいて「財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨記載すること。
［ｂ・ｃ　同左］
［(46)～(58)　同左］

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	

【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第三部　略］

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１　［略］

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

⑴【保証会社が提出した書類】

①　［略］

②【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　財務（支）局長に提出

［③・④　略］

⑵　［略］

３　［略］

［第２・第３　略］

第五部　［略］

第六部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】⑽

第１【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

⑴【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

①　［略］

②【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　財務（支）局長に提出

［③・④　略］

⑵　［略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。

［⑴～⑺　略］

【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第三部　同左］

第四部　［同左］

第１　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

①　［同左］

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　財務（支）局長に提出

［③・④　同左］

⑵　［同左］

３　［同左］

［第２・第３　同左］

第五部　［同左］

第六部　［同左］

第１　［同左］

⑴　［同左］

①　［同左］

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　財務（支）局長に提出

［③・④　同左］

⑵　［同左］

（記載上の注意）

［同左］

［⑴～⑺　同左］

⑻　統合財務情報

ａ　提出会社が、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付に関して本届出書を提出する場合には、手続対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意⑵５ａ(a)から(p)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、同様式記載上の注意⑵５ｂ(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第314条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第326条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下⑻において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付の後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

ｂ　［略］

⑼　［略］

⑽　組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

ａ　［略］

ｂ　当該届出書の提出日において既に提出されている手続対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

第二号の七様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑻　［同左］

ａ　提出会社が、特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付に関して本届出書を提出する場合には、手続対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときには各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときには各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意⑵５ａ(a)から(p)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同様式記載上の注意⑵５ｂ(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合、連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。）により連結財務諸表を作成した場合、又は提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、財務諸表等規則第129条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下⑻において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該特定組織再編成発行手続若しくは特定組織再編成交付手続又は株式交付の後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。

なお、組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。

組織再編成又は株式交付の後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。

ｂ　［同左］

⑼　［同左］

⑽　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　当該届出書の提出日において既に提出されている手続対象会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書若しくは半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

第二号の七様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第１【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

⑴【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

①　［略］

②【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出

［③・④　略］

⑵　［略］

第六部　［略］

（記載上の注意）

［略］

第三号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］

第五部　［同左］

第１　［同左］

⑴　［同左］

①　［同左］

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出

［③・④　同左］

⑵　［同左］

第六部　［同左］

（記載上の注意）

［同左］

第三号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部【企業情報】
［第１～第３　略］
第４【提出会社の状況】
１【株式等の状況】
［(1)・(2)　略］
(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(22)

	中間会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［略］		

［(4)～(8)　略］
［２～４　略］
［第５～第７　略］
第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(60)
(1)【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
［略］
［②・③　略］
(2)　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第４　提出会社の状況」の「２　自己株式の取得等の状況」及び「４　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る(36)及び(38)を除き、同様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度」及び「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書の他の箇所」とあるのは「有価証券報告書の他の箇所」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。
(1)　一般的事項
a　［略］

第一部　［同左］
［第１～第３　同左］
第４　［同左］
１　［同左］
［(1)・(2)　同左］
(3)　［同左］

	第４四半期会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［同左］		

［(4)～(8)　同左］
［２～４　同左］
［第５～第７　同左］
第二部　［同左］
第１　［同左］
１　［同左］
２　［同左］
(1)　［同左］
①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
［同左］
［②・③　同左］
(2)　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
［同左］

(1)　［同左］
a　［同左］

b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

［ｃ～ｉ　略］

［(2)～(21)　略］

(22)　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

［ａ・ｂ　略］

ｃ　「中間会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

［(23)～(40)　略］

(41)　連結財務諸表

ａ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

［(42)～(46)　略］

(47)　その他

ａ　［略］

ｂ　第二号様式記載上の注意(66)ｃに準じて記載すること。

ｃ　［略］

(48)　財務諸表

ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項ま

b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

［ｃ～ｉ　同左］

［(2)～(21)　同左］

(22)　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　「第４四半期会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった四半期報告書に係る四半期会計期間又は半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

［(23)～(40)　同左］

(41)　［同左］

ａ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（同条の規定により修正国際基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。(64―２)において同じ。）にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

［ｂ・ｃ　同左］

［(42)～(46)　同左］

(47)　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　第二号様式記載上の注意(66)ｃ及びｄに準じて記載すること。

ｃ　［同左］

(48)　［同左］

ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項ま

での規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

b　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、㊽（ｂを除く。）から㊸までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、㊽（ｂを除く。）から㊸までに準じて記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

e　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下ｅにおいて「株式交換完全親会社等」という。）として最近２事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下ｅにおいて「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第８条の２の２又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

f　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

［㊾～㊹　略］

㊺　その他

a　［略］

b　第二号様式記載上の注意㉞ｄに準じて記載すること。

c　［略］

［㊻～㊾　略］

㊿　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　［略］

b　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

での規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

b　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第129条第２項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、㊽（ｂを除く。）から㊸までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、㊽（ｂを除く。）から㊸までに準じて記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

e　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下ｅにおいて「株式交換完全親会社等」という。）として最近２事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下ｅにおいて「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第６条又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

f　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

［㊾～㊹　同左］

㊺　［同左］

a　［同左］

b　第二号様式記載上の注意㉞ｄ及びｅに準じて記載すること。

c　［同左］

［㊻～㊾　同左］

㊿　［同左］

a　［同左］

b　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

［ｃ・ｄ　略］

［(61)～(67)　略］

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

［１～３　略］

４【株式等の状況】(8)

［(1)・(2)　略］

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［略］		

［(4)～(7)　略］

［５～７　略］

［第２～第６　略］

第二部　［略］

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１　［略］

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［(61)～(67)　同左］

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

第一部　［同左］

第１　［同左］

［１～３　同左］

４　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　［同左］

	第４四半期会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［同左］		

［(4)～(7)　同左］

［５～７　同左］

［第２～第６　同左］

第二部　［同左］

第三部　［同左］

第１　［同左］

１　［同左］

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⑶⑼
⑴【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
［略］
［②・③　略］
⑵　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「７　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る⑿及び⒂を除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書の他の箇所」とあるのは「有価証券報告書の他の箇所」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。
［⑴～⑵⑸　略］
⑵⑹　財務諸表
ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。
［ｂ・ｃ　略］
ｄ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）を「３　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。
ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。
［⑵⑺～⑷⑸　略］

第四号様式

【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

２　［同左］
⑴　［同左］
①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
［同左］
［②・③　同左］
⑵　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
［同左］

［⑴～⑵⑸　同左］
⑵⑹　［同左］
ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。
［ｂ・ｃ　同左］
ｄ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を「３　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。
ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。
［⑵⑺～⑷⑸　同左］

第四号様式

【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

第一部【企業情報】
［第１～第３　略］
第４【提出会社の状況】
１【株式等の状況】
［(1)・(2)　略］
(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［略］		

［(4)～(6)　略］
［２・３　略］
［第５～第８　略］
第二部　［略］
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。
［(1)～(10)　略］
(11)　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第５　経理の状況」の「２　財務諸表等」に記載したもの（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報を除く。）を、第二号様式記載上の注意(83)に準じて掲げること。
(12)　［略］

第四号の二様式

【表紙】
【提出書類】　確認書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項

【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

第一部　［同左］
［第１～第３　同左］
第４　［同左］
１　［同左］
［(1)・(2)　同左］
(3)　［同左］

	第４四半期会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［同左］		

［(4)～(6)　同左］
［２・３　同左］
［第５～第８　同左］
第二部　［同左］
（記載上の注意）
［同左］
［(1)～(10)　同左］
(11)　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の貸借対照表、損益計算書（製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。）、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書のうち、「第５　経理の状況」の「２　財務諸表等」に記載したもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を、第二号様式記載上の注意(83)に準じて掲げること。
(12)　［同左］

第四号の二様式

【表紙】
【提出書類】　確認書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項

【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【最高財務責任者の役職氏名】(4)
【本店の所在の場所】
【縦覧に供する場所】(5)　　名称
（所在地）

［１・２　略］

（記載上の注意）

［(1)～(7)　略］

(8)　読替え

提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第四号の三様式

【表紙】
【提出書類】　　半期報告書
【根拠条文】　　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【中間会計期間】　　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(4)　　名称
（所在地）

第一部【企業情報】

［第１・第２　略］

【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【最高財務責任者の役職氏名】(4)
【本店の所在の場所】
【縦覧に供する場所】(5)　　名称
（所在地）

［１・２　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(7)　同左］

(8)　［同左］

a　提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。

b　提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第四号の三様式

【表紙】
【提出書類】　　四半期報告書
【根拠条文】　　金融商品取引法第24条の４の７第　項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【四半期会計期間】　　第　期第　四半期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)
【英訳名】
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(4)　　名称
（所在地）

第一部　［同左］

［第１・第２　同左］

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

⑴【株式の総数等】⑽

①　［略］

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（　年　月　日）	提出日現在発行数（株）（　年　月　日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
［略］				

⑵　［略］

⑶【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】⑿

	中間会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

［⑷～⑹　略］

２　［略］

第３　［同左］

１　［同左］

⑴　［同左］

①　［同左］

②　［同左］

種類	第　四半期会計期間末現在発行数（株）（　年　月　日）	提出日現在発行数（株）（　年　月　日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
［同左］				

⑵　［同左］

⑶　［同左］

	第　四半期会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

［⑷～⑹　同左］

２　［同左］

第４【経理の状況】⑱
　１【中間連結財務諸表】⑲
　　⑴【中間連結貸借対照表】⑳
　　⑵【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】又は【中間連結損益及び包括利益計算書】㉑
　　⑶【中間連結キャッシュ・フロー計算書】㉓
　２　［略］
第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
　１　［略］
　２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】㉜
　　⑴【保証会社が提出した書類】
　　①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
　　［略］
　　②【臨時報告書】
　　①の書類の提出後、本半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出
　　③　［略］
　　⑵　［略］
　３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
　ａ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
　ｂ　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
　［ｃ・ｄ　略］
　ｅ　半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
　ｆ　［略］
　［削る。］
　ｇ　［略］

第４　［同左］
　１【四半期連結財務諸表】⑲
　　⑴【四半期連結貸借対照表】⑳
　　⑵【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】㉑
　　⑶【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】㉓
　２　［同左］
第二部　［同左］
第１　［同左］
　１　［同左］
　２　［同左］
　　⑴　［同左］
　　①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
　　［同左］
　　②　［同左］
　　①の書類の提出後、本四半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出
　　③　［同左］
　　⑵　［同左］
　３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
　ａ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
　ｂ　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
　［ｃ・ｄ　同左］
　ｅ　四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
　ｆ　［同左］
　ｇ　この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第３条第７号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第６号に規定する四半期累計期間をいう。
　ｈ　［同左］

h　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　事業等のリスク」及び「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当中間会計期間。(7)から(9)まで並びに(18)ｆ及びｇにおいて同じ。）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

［(2)～(4)　略］

(5)　主要な経営指標等の推移

a　提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第18条第２項に定める事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当中間連結会計期間及び前年の中間連結会計期間（以下この様式において「前年同中間連結会計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)ｈ又はｉの規定により指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合にあっては、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(g)、(h)及び(m)については、当中間連結会計期間及び前年同中間連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載すること。

［(a)・(b)　略］

(c)　親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額

(d)　［略］

(e)　中間包括利益金額

［(f)～(h)　略］

(i)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第171条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(j)　［略］

［加える。］

［(2)～(4)　同左］

(5)　［同左］

a　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第１四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（四半期連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)ｈの規定により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は(18)ｉの規定により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第４　経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

［(a)・(b)　同左］

(c)　親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額

(d)　［同左］

(e)　四半期包括利益金額

［(f)～(h)　同左］

(i)　１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(j)　［同左］

(k)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（連結財務諸表規則第172条の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

(l)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）

(m)　自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあっては中間連結会計期間に係る純資産額から連結財務諸表規則第150条において準用する連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第151条において準用する連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(n)～(p)　略］

(q)　現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高

［削る。］

b　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社である場合を除く。）には、当中間会計期間及び前年の中間会計期間（以下ｂにおいて「前年同中間会計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当中間会計期間及び前年同中間会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載すること。

［(a)・(b)　略］

(c)　中間純利益金額又は中間純損失金額

(d)　［略］

(k)　潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第78条の２に規定する潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額をいう。）

(l)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）

(m)　自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあっては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第56条の２において準用する連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、四半期連結財務諸表規則第57条において準用する連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(n)～(p)　同左］

(q)　現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高

b　提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合を除く。）には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、ａにおいて記載した場合はこの限りでない。

c　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第２四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下ｃ及び㈫ｂにおいて「第１四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下ｃにおいて「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(j)については、「第４　経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下ｃ及びｄにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は第２四半期会計期間以外の四半期会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

［(a)・(b)　同左］

(c)　四半期純利益金額又は四半期純損失金額

(d)　［同左］

(e)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第142条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）

［(f)～(i)　略］

(j)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第199条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k)　［略］

(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第200条第１項の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

［(m)・(n)　略］

(o)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第180条において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第181条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(p)～(r)　略］

(s)　現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高

［削る。］

c　提出会社が特定事業会社である場合には、第五号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6)　事業の内容

a　当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

b　⑱ｈの規定により半期報告書に指定国際会計基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。ｄにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数ある

(e)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（四半期財務諸表等規則第12条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）

［(f)～(i)　同左］

(j)　１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(k)　［同左］

(l)　潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額（四半期財務諸表等規則第70条の２第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額をいう。）

［(m)・(n)　同左］

(o)　自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあっては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第50条の２において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び四半期財務諸表等規則第51条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(p)～(r)　同左］

(s)　現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高

d　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合を除く。）には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、ｃにおいて記載した場合はこの限りでない。

e　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合は、第２四半期会計期間）である場合には、第五号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6)　［同左］

a　当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

b　⑱ｈの規定により第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。ｄにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当

ときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第316条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（以下この様式において「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

c　提出会社が中間連結会計期間において指定国際会計基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合（ｂの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意⑹ａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d　⑱ｉの規定により半期報告書に修正国際基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e　提出会社が中間連結会計期間において修正国際基準により中間連結財務諸表の作成を開始した場合（ｄの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下ｅにおいて同じ。）を第二号様式記載上の注意⑹ａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（以下この様式において「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

c　提出会社が第１四半期連結会計期間において指定国際会計基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（ｂの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意⑹ａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

d　⑱ｉの規定により第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に修正国際基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e　提出会社が第１四半期連結会計期間において修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合（ｄの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下ｅにおいて同じ。）を第二号様式記載上の注意⑹ａに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

⑺　事業等のリスク

ａ　当中間連結会計期間において、半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合にあっては、提出会社。以下ａ及び⑻において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。以下⑺及び⑻において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

ｂ　［略］

［削る。］

⑻　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ａ　当中間連結会計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同中間連結会計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同中間連結会計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同中間連結会計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

ｂ　当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載（第二号様式記載上の注意㉜ａ(g)に掲げる事項の記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその内容

ｃ　当中間連結会計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があった場合又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由

ｄ　当中間連結会計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容及び対処方針等

⑺　［同左］

ａ　当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。⑻ａ及び⑱ｆにおいて同じ。）において、四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下ａ及び⑻ａにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。以下⑺及び⑻において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

ｂ　［同左］

ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。⑻ｂ、⑼及び⑱ｇにおいて同じ。）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

⑻　［同左］

ａ　四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、㉓の規定により「第４　経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、㉘の規定により「第４　経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間）である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。

(a)　当四半期連結累計期間における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。

また、当四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載（第二号様式記載上の注意㉜ａ(g)における記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

(b)　当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・

e　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下ｅ及び⑿ａにおいて「基本方針」という。）を定めている場合であって、当中間連結会計期間に当該基本方針に重要な変更があったときはその内容。また、当中間連結会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項

f　当中間連結会計期間における研究開発活動の金額及び研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容

g　当中間連結会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けた事情及びその内容

h　当中間連結会計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容

i　当中間連結会計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に関し、新設、休止、大規模改修、除却若しくは売却等による著しい変動があった場合又は最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却若しくは売却等について著しい変更があった場合には、その内容

⑼　重要な契約等

a　当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

b　当中間連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

c　当中間連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由。

(c)　当四半期連結累計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下(c)及び⑿ａにおいて「基本方針」という。）を定めている会社において、当四半期連結累計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容。また、当四半期連結累計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項。

(d)　当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。

(e)　当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。

(f)　当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。

(g)　当四半期連結累計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。

ⅰ　新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合　その内容

ⅱ　最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合　その内容

b　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

⑼　［同左］

a　当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

b　当四半期連結会計期間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

c　当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

d　当中間連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下ｄにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下ｄにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e　当中間連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

f　当中間連結会計期間において、提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第847条の２第１項に規定する完全親会社をいう。）を除く。ｇにおいて同じ。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社又はその連結子会社。以下ｆにおいて同じ。）との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。

［(a)～(c)　略］

g　当中間連結会計期間において、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合において、当該株主が法第27条の23第１項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該

d　当四半期連結会計期間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下ｄにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下ｄにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e　当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

f　当四半期連結会計期間において、提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第847条の２第１項に規定する完全親会社をいう。）を除く。ｇにおいて同じ。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社又はその連結子会社。以下ｆにおいて同じ。）との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。

［(a)～(c)　同左］

g　当四半期連結会計期間において、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合において、当該株主が法第27条の23第１項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当

合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

［(a)～(d)　略］

h　当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の４又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

i　当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な契約等」のうち財務上の特約その他当該提出会社若しくは当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、次の(a)又は(b)に掲げる場合には、当該(a)又は(b)に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

［(a)・(b)　略］

⑽　株式の総数等

a　「発行可能株式総数」の欄には、当中間会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

なお、当中間会計期間の末日後半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

b　「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「中間会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

［ｃ～ｆ　略］

g　「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第

該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

［(a)～(d)　同左］

h　当四半期連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の２又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の２又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

i　当四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な契約等」のうち財務上の特約その他当該提出会社若しくは当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、次の(a)又は(b)に掲げる場合には、当該(a)又は(b)に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

［(a)・(b)　同左］

⑽　［同左］

a　「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

b　「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第　四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

［ｃ～ｆ　同左］

g　「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第２項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第

３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下ｇ及び⑭において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

［ｈ～ｊ　略］

⑾　ストックオプション制度の内容

当中間会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑶９ａ、ｂ本文前段及びｄに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑶９ｂ本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⑿　その他の新株予約権等の状況

ａ　当中間会計期間において、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑷０（ａただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷０ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、⑷０ｂ中「⑶９ｃ及びｄ」とあるのは「⑶９ｄ」と読み替えるものとする。

ｂ　当中間会計期間において、⑾及びａの規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑷１（ａただし書及びｃを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷１ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⒀　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

ａ　当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

ｂ　［略］

⒁　発行済株式総数、資本金等の推移

ａ　当中間会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

３項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下ｇ及び⑭において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

［ｈ～ｊ　同左］

⑾　［同左］

当四半期会計期間において、取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑶９ａ、ｂ本文前段及びｄに準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑶９ｂ本文前段中「最近事業年度の末日」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⑿　［同左］

ａ　当四半期会計期間において、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑷０（ａただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷０ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、⑷０ｂ中「⑶９ｃ及びｄ」とあるのは「⑶９ｄ」と読み替えるものとする。

ｂ　当四半期会計期間において、⑾及びａの規定により記載を要する新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、第二号様式記載上の注意⑷１（ａただし書及びｃを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷１ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と読み替えるものとする。

⒀　［同左］

ａ　当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

ｂ　［同左］

⒁　［同左］

ａ　当四半期会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日

第明治二十五種郵便物認可

△

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c　当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d　［略］

⑮　大株主の状況

a　当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

［ｂ～ｄ　略］

⑯　議決権の状況

a　当中間会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

［ｂ～ｈ　略］

⑰　役員の状況

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員に異動があった場合に記載すること。

［ｂ～ｆ　略］

⑱　経理の状況

a　中間連結財務諸表又は中間財務諸表を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第１種中間連結財務諸表若しくは第２種中間連結財務諸表の別又は第１種中間財務諸表若しくは第２種中間財務諸表の別を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間連結財務諸表又は中間財務諸表を作成している場合も、同様とする。

b　指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c　中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。

d　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

e　提出会社が特定事業会社であって、⑳の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下⑱において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

○

○

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c　当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d　［同左］

⑮　［同左］

a　当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

［ｂ～ｄ　同左］

⑯　［同左］

a　当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

［ｂ～ｈ　同左］

⑰　［同左］

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載すること。

［ｂ～ｆ　同左］

⑱　［同左］

a　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（ｆにおいて「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

b　指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

また、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c　四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第83条第２項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

e　提出会社が特定事業会社であって、⑳の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下⑱において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、連結財務諸表規則第312条若しくは財務諸表等規則第326条第２項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合又は連結財務諸表規則第314条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、その旨を併せて記載すること。

f　提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表又は中間財務諸表（ｅの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合にあっては、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

g　中間連結財務諸表若しくは中間財務諸表又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

なお、当中間連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

h　連結財務諸表規則第１条の２に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該半期報告書において⑲から㉔までの規定により記載した中間連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

i　連結財務諸表規則第１条の３に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該半期報告書において⑲から㉔までの規定により記載した中間連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

⑲　中間連結財務諸表

a　中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した中間連結会計期間に係るものを記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f　提出会社が法の規定により提出する四半期連結財務諸表等（ｅの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合には、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当四半期連結累計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

g　四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

なお、当四半期連結会計期間において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

h　連結財務諸表規則第１条の２に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において⑲から㉔までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

i　連結財務諸表規則第１条の３に規定する修正国際基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、当該四半期報告書において⑲から㉔までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「修正国際基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

⑲　四半期連結財務諸表

a　四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

b　四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

［削る。］

c　指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当中間連結会計期間に係る持分変動計算書と前年同中間連結会計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

d　中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した中間連結会計期間に係るものを記載すること。

［削る。］

e　中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

f　中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書は、中間連結財務諸表に添付すること。なお、中間連結財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書によるものとする。

⑳　中間連結貸借対照表

当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表を掲げること。

㉑　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を掲げること。この場合において、項目名については、「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載することを妨げるものではない。

c　指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るもの及び四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

d　指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

e　四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

ただし、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合においても、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

f　指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、各四半期連結会計期間について、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

g　四半期連結財務諸表の作成に当たっては、四半期連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

h　四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお、四半期連結財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

⑳　四半期連結貸借対照表

当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げること。

㉑　四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書

a　当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

b　当四半期連結会計期間（当四半期連結会計期間が第１四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合を除く。）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

⑵2　持分変動計算書

当中間連結会計期間に係る持分変動計算書と前年同中間連結会計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

⑵2　［同左］

当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

⑵3　中間連結キャッシュ・フロー計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

⑵3　四半期連結キャッシュ・フロー計算書

当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

⑵4　その他

a　当中間連結会計期間終了後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b　当中間連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［削る。］

⑵4　［同左］

a　当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。

ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b　当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第３四半期連結会計期間である場合には、当四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載することができる。

⑵5　中間財務諸表

a　半期報告書提出会社が、中間連結財務諸表を作成していない場合には、中間財務諸表を記載すること。

b　中間貸借対照表については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

⑵5　四半期財務諸表

a　四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。

b　四半期貸借対照表については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係るものを記載すること。

c　中間損益計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。
d　中間キャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

e　中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
f　中間財務諸表に対する期中レビュー報告書は、中間財務諸表に添付すること。なお、中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該中間財務諸表に対する期中レビュー報告書によるものとする。
g　指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（⑱ｄに該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び㉖から㉙までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、ａからｆまで及び㉖から㉙までの規定により記載すること。

㉖　中間貸借対照表
当中間会計期間に係る中間貸借対照表を掲げること。

㉗　中間損益計算書
当中間会計期間に係る中間損益計算書を掲げること。

㉘　中間キャッシュ・フロー計算書
当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

㉙　その他
a　当中間会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。
　ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

c　四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係るものを記載すること。
　ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。
d　四半期キャッシュ・フロー計算書については、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載すること。
　ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

e　四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
f　四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。
g　指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（⑱ｄに該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び㉖から㉙までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、ａからｆまで及び㉖から㉙までの規定により記載すること。

㉖　四半期貸借対照表
当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。

㉗　四半期損益計算書
a　当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。
b　当四半期会計期間（当四半期会計期間が第１四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期会計期間が第３四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

㉘　四半期キャッシュ・フロー計算書
当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

㉙　［同左］
a　当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。
　ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

b　当中間会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当中間会計期間及び当中間会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、配当についての提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

［削る。］

⑶⓪　中間連結財務諸表及び中間財務諸表

提出会社が特定事業会社である場合には、「１　中間連結財務諸表」及び「２　その他」を「１　中間連結財務諸表」、「２　その他」、「３　中間財務諸表」及び「４　その他」とし、第五号様式記載上の注意⑵⑸から⑶⑹までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。

⑶⓵　保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当中間会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

⑶⓶　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　［略］

b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

［c・d　略］

b　当四半期会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

c　当四半期会計期間及び当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び１株当たりの金額を注記すること。

d　提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第３四半期会計期間である場合には、当四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載することができる。

⑶⓪　［同左］

提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合には、「１　四半期連結財務諸表」及び「２　その他」を「１　中間連結財務諸表」、「２　その他」、「３　中間財務諸表」及び「４　その他」とし、第五号様式記載上の注意⑵⑸から⑶⑹までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）を記載すること。

なお、これらに加えて、第２四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「２　その他」（四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第２四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「４　その他」）に記載することができる。

⑶⓵　［同左］

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

⑶⓶　［同左］

a　［同左］

b　本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

［c・d　同左］

⑶3　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a　［略］

b　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（cにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第三号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

c　当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が６月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本半期報告書が提出される場合には、bの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

d　b又はcの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」、第三号の二様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」又は第四号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

⑶4　保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第３項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

［a・b　略］

c　連動子会社については、当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書又は当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、中間連結キャッシュ・フロー又は中間キャッシュ・フローの状況を記載すること。

⑶5　指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

a　［略］

b　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当中間会計期間の月別最高・最低値を記載すること。

⑶3　［同左］

a　［同左］

b　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（cにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第三号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

c　当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が６月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

d　b又はcの規定により記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」、第三号の二様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」又は第四号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

⑶4　［同左］

［同左］

［a・b　同左］

c　連動子会社については、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書（当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）又は当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書（当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）を掲げること。ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー又は四半期キャッシュ・フローの状況を記載すること。

⑶5　［同左］

［同左］

a　［同左］

b　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。

⑶⑹　指定国際会計基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を修正したときは、この半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

⑶⑺　修正国際基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を修正したときは、この半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

第一部　［略］

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１　［略］

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⑶⑼

⑴【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

［②・③　略］

⑵　［略］

３　［略］

［第２・第３　略］

⑶⑹　指定国際会計基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

⑶⑺　修正国際基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

第一部　［同左］

第二部　［同左］

第１　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

［②・③　同左］

⑵　［同左］

３　［同左］

［第２・第３　同左］

（記載上の注意）
(1)　一般的事項
a　［略］
b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
［c～g　略］
h　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
［(2)～(4)　略］
(5)　主要な経営指標等の推移
a　最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第314条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。
［(a)～(h)　略］
(i)　１株当たり純資産額（連結財務諸表規則第44条の２第１項又は第262条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）
(j)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第283条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
(k)　［略］
(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（連結財務諸表規則第284条の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）
(m)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）
(n)　自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあっては中間連結会計期間に係る純資産額から連結財務諸表規則第259条において準用する連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第260条において準用する連結財務諸表規則第43条の３の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
［(o)～(s)　略］

（記載上の注意）
(1)　［同左］
a　［同左］
b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
［c～g　同左］
［加える。］
［(2)～(4)　同左］
(5)　［同左］
a　最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。
［(a)～(h)　同左］
(i)　１株当たり純資産額（中間連結財務諸表規則第46条第１項及び連結財務諸表規則第44条の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）
(j)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間連結財務諸表規則第65条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
(k)　［同左］
(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（中間連結財務諸表規則第65条の２に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）
(m)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の３に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）
(n)　自己資本比率（中間連結会計期間に係るものにあっては、中間連結会計期間に係る純資産額から中間連結財務諸表規則第45条の２の２において準用する連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、中間連結財務諸表規則第45条の３において準用する連結財務諸表規則第43条の３の規定により掲記される新株予約権の金額及び中間連結財務諸表規則第２条第９号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該中間連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあっては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
［(o)～(s)　同左］

b　提出会社の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、中間連結財務諸表を作成している場合において中間財務諸表に１株当たり純資産額、１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を注記していないときは、(j)から(n)までに掲げる事項の記載を省略することができる。

［(a)～(d)　略］

(e)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第225条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）

［(f)～(i)　略］

(j)　１株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の４第１項又は第280条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

(k)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(l)　［略］

(m)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第302条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

［(n)・(o)　略］

(p)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第278条において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(q)～(u)　略］

c　［略］

［(6)～(8)　略］

(9)　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

［a・b　略］

［削る。］

(10)　事業等のリスク

［a・b　略］

［削る。］

b　［同左］

［(a)～(d)　同左］

(e)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（中間財務諸表等規則第５条の７の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（中間連結財務諸表を作成している場合を除く。）

［(f)～(i)　同左］

(j)　１株当たり純資産額（中間財務諸表等規則第36条の３第１項及び財務諸表等規則第68条の４第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

(k)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間財務諸表等規則第52条の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(l)　［同左］

(m)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（中間財務諸表等規則第53条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

［(n)・(o)　同左］

(p)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の２の４において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び中間財務諸表等規則第36条の２の５において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(q)～(u)　同左］

c　［同左］

［(6)～(8)　同左］

(9)　［同左］

［a・b　同左］

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(10)　［同左］

［a・b　同左］

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

⑾　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

ａ　［略］

［削る。］

ｂ　中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、ａに準じて記載すること。

⑿　重要な契約等

［ａ～ｇ　略］

ｈ　当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の４又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

ｉ　［略］

［⒀～⒇　略］

⒇　経理の状況

ａ　中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下⒇において「中間連結財務諸表等」という。）を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第２種中間連結財務諸表及び第２種中間財務諸表である旨を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間連結財務諸表等を作成している場合も、同様とする。

ｂ　［略］

ｃ　指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

ｄ　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。

［ｅ・ｆ　略］

㉕　中間連結財務諸表

ａ　中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合

⑾　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

ｃ　中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、ａ及びｂに準じて記載すること。

⑿　［同左］

［ａ～ｇ　同左］

ｈ　当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の２又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の２又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

ｉ　［同左］

［⒀～⒇　同左］

⒇　［同左］

ａ　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下⒇において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

ｂ　［同左］

ｃ　指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。また、修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

ｄ　提出会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

［ｅ・ｆ　同左］

㉕　［同左］

ａ　中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合

にあっては、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b　中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c　［略］

［(26)～(30)　略］

(31)　中間財務諸表

a　中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

b　［略］

c　中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d　［略］

［(32)～(38)　略］

(39)　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　［略］

b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

［c・d　略］

［(40)～(47)　略］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日

にあっては、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、中間連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

b　中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c　［同左］

［(26)～(30)　同左］

(31)　［同左］

a　中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、中間財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

b　［同左］

c　中間財務諸表の作成に当たっては、中間財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d　［同左］

［(32)～(38)　同左］

(39)　［同左］

a　［同左］

b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

［c・d　同左］

［(40)～(47)　同左］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日

【中間会計期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

［第一部・第二部　略］
第三部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】㉒
⑴【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
［略］
［②・③　略］
⑵　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
［ａ～ｄ　略］
ｅ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
［⑵～⑷　略］
⑸　主要な経営指標等の推移
ａ　提出会社の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
［(a)～(h)　略］
(i)　１株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の４第１項又は第280条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）
(j)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
(k)　［略］

【中間会計期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

［第一部・第二部　同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
［同左］
［②・③　同左］
⑵　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
［ａ～ｄ　同左］
［加える。］

［⑵～⑷　同左］
⑸　［同左］
ａ　［同左］

［(a)～(h)　同左］
(i)　１株当たり純資産額（中間財務諸表等規則第36条の３第１項及び財務諸表等規則第68条の４第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）
(j)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（中間財務諸表等規則第52条の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）
(k)　［同左］

(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第302条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

［(m)・(n)　略］

(o)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第278条において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(p)～(t)　略］

b　［略］

［(6)～(9)　略］

(10)　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

［a・b　略］

［削る。］

(11)　［略］

(12)　重要な契約等

［a～g　略］

h　当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

i　［略］

［(13)～(15)　略］

(16)　経理の状況

a　中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨及び第２種中間財務諸表である旨を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて中間財務諸表を作成している場合も、同様とする。

b　［略］

［(17)～(28)　略］

(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（中間財務諸表等規則第53条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

［(m)・(n)　同左］

(o)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の２の４において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び中間財務諸表等規則第36条の２の５において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(p)～(t)　同左］

b　［同左］

［(6)～(9)　同左］

(10)　［同左］

［a・b　略］

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(11)　［同左］

(12)　［同左］

［a～g　同左］

h　当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の２に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

i　［同左］

［(13)～(15)　同左］

(16)　［同左］

a　財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて中間財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。

b　［同左］

［(17)～(28)　同左］

第七号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【安定操作に関する事項】(8)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】(9)　名称

（所在地）

第一部【証券情報】

［第１・第２　略］

第３【第三者割当の場合の特記事項】(24―２)

［１～４　略］

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名　称	住　所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］

第４　［略］

第二部　［略］

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１　［略］

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(60)

(1)【保証会社が提出した書類】

①　［略］

第七号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【安定操作に関する事項】(8)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】(9)　名称

（所在地）

第一部　［同左］

［第１・第２　同左］

第３　［同左］

［１～４　同左］

５　［同左］

氏名又は名　称	住　所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］

第４　［同左］

第二部　［同左］

第三部　［同左］

第１　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

(1)　［同左］

①　［同左］

②【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
［③・④　略］
⑵　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
第四部　［略］
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
［ａ～ｆ　略］
ｇ　第二部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。
［(a)・(b)　略］
(c)　財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
①　財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。
②　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
［ｈ～ｋ　略］
［⑵～⑽　略］
⑾　経理の状況
ａ　［略］
ｂ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第１項から第４項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
ｃ　［略］
⑿　財務書類
ａ　次の財務書類を掲げること。
(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める財務書類を掲げること。
この場合において、財務書類の種類（貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。
［①～③　略］

②【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
［③・④　同左］
⑵　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
第四部　［同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
［ａ～ｆ　同左］
ｇ　［同左］
［(a)・(b)　同左］
(c)　［同左］
①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。
②　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
［ｈ～ｋ　同左］
［⑵～⑽　同左］
⑾　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第１項から第４項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
ｃ　［同左］
⑿　［同左］
ａ　［同左］
(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している財務計算に関する書類が、財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により財務書類を掲げること。
この場合において、財務書類の種類（貸借対照表、損益計算書等をいう。以下同じ。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。
［①～③　同左］

(b)　(a)②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第328条第３項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。

(c)　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。

b　財務書類は、最近２事業年度（連結財務諸表規則第８条の３又は財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近１事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度））のもの（附属明細表については最近１事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近３事業年度の財務書類（附属明細表については最近１事業年度のもの）であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。

また、次の(a)又は(b)に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、１年を１事業年度とするものであって、最近事業年度の次の事業年度（以下ｂにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後当該(a)又は(b)に定める期間（以下ｂにおいて「提出期間」という。）を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、次の事業年度における中間財務書類（連結財務諸表規則第96条若しくは第192条又は財務諸表等規則第130条若しくは第211条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。以下ｂにおいて同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該中間財務書類を併せて掲げること。

(a)　法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第２項に規定する期間

(b)　法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第３項に規定する期間

また、法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、１年を１事業年度とするものであって、次の事業年度開始の日から起算して８箇月を経過した日以後に届出書を提出するものである場合には、次の事業年度に係る中間財務書類を併せて掲げること。

［削る。］

(b)　(a)②の規定により個別財務諸表のみを掲げることとされた提出会社は、財務諸表等規則第131条第３項の規定により連結財務諸表を作成し、当該個別財務諸表と併せて掲げること。

(c)　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された財務書類を掲げること。

b　財務書類は、最近２事業年度（連結財務諸表規則第８条の３又は財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近１事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度））のもの（附属明細表については最近１事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近３事業年度の財務書類（附属明細表については最近１事業年度のもの）であって、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。

また、四半期報告書を提出する会社において、１年を１事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第５条の３又は四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。

(a)　最近事業年度の次の事業年度（以下⑹において「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下⑹において「第１四半期会計期間」という。）終了後令第４条の２の10第３項に規定する期間（以下⑹において「提出期間」という。）を経過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑹において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

(b)　次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下⑹において「第３四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間

(c)　次の事業年度における第３四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第３四半期会計期間

また、半期報告書を提出する会社において、１年を１事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して８箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合（ｃの規定により四半期財務書類を掲げた場合を除く。）には、当該次の事業年度に係る中間財務書類（中間連結財務諸表規則第４条の２又は中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）も掲げること。

c　１年を１事業年度とする会社（四半期報告書を提出する会社を除く。）が本邦の金融商品取引所に発行株式を上場し、又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする場合であって、当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業

⑸　［略］
⑷　その他
　［ａ・ｂ　略］
　ｃ　第二号様式記載上の注意⑹ｃ又は⑺ｄに準じて記載すること。
　ｄ　［略］
［⑸～⑼　略］
⑽　継続開示会社たる保証会社に関する事項
　ａ　［略］
　ｂ　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

　［ｃ・ｄ　略］
［⑴～⑶　略］
⑷　最近の財務書類
　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報を含む。）以外のもの（同条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。
　ただし、第二部において最近３事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることを要しない。
［⑸～⑻　略］

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日

協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うために次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出するときには、ｂの規定による中間財務書類に代えて、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を併せて掲げることができる。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。
　(a)　次の事業年度における第１四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間
　(b)　次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第３四半期会計期間終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間
　(c)　次の事業年度における第３四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る財務書類の記載が可能となる日までの期間　当該次の事業年度における第３四半期会計期間
⑸　［同左］
⑷　［同左］
　［ａ・ｂ　同左］
　ｃ　第二号様式記載上の注意⑹ｃ及びｄ又は⑺ｄ及びｅに準じて記載すること。
　ｄ　［同左］
［⑸～⑼　同左］
⑽　［同左］
　ａ　［同左］
　ｂ　当該届出書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
　［ｃ・ｄ　同左］
［⑴～⑶　同左］
⑷　［同左］
　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。
　ただし、第二部において最近３事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることを要しない。
［⑸～⑻　同左］

第七号の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

第一部【証券情報】
［第１・第２　略］
第３【第三者割当の場合の特記事項】
［１～４　略］
５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住　所	所有株式数㈱	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数㈱	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］
第４　［略］
［第二部～第六部　略］
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。
［⑴～⑶　略］
⑷　組込情報
次に掲げる書類を届出書に添付し、その旨を記載すること。
ａ　［略］
ｂ　ａの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書
ｃ　ａの有価証券報告書又はｂの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５　［同左］

氏名又は名称	住　所	所有株式数㈱	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数㈱	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］
第４　［同左］
［第二部～第六部　同左］
（記載上の注意）
［同左］
［⑴～⑶　同左］
⑷　［同左］
［同左］
ａ　［同左］
ｂ　ａの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間に四半期報告書又は半期報告書を提出している場合にあっては、当該四半期報告書又は半期報告書
ｃ　ａの有価証券報告書又はｂの四半期報告書若しくは半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

ｄ　［略］

ｅ　ａからｃまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書

［ｆ～ｈ　略］

⑸　［略］

第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第一部【証券情報】

［第１・第２　略］

第３【第三者割当の場合の特記事項】

［１～４　略］

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住　所	所有株式数㈱	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数㈱	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］

第４　［略］

第二部　［略］

ｄ　［同左］

ｅ　ａからｃまでの書類が外国会社報告書及びその補足書類、外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書

［ｆ～ｈ　同左］

⑸　［同左］

第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第一部　［同左］

［第１・第２　同左］

第３　［同左］

［１～４　同左］

５　［同左］

氏名又は名称	住　所	所有株式数㈱	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数㈱	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］

第４　［同左］

第二部　［同左］

第三部【参照情報】⑵

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１　［略］

２【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

［３・４　略］

５【外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

［６・７　略］

［第２・第３　略］

［第四部・第五部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　参照書類の補完情報

ａ　［略］

ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第三部　［同左］

第１　［同左］

［同左］

１　［同左］

２【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

［３・４　同左］

５【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

［６・７　同左］

［第２・第３　同左］

［第四部・第五部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

第七号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　略］
第四部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
　１　［略］
　２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】
　⑴【保証会社が提出した書類】
　　①　［略］
　　②【半期報告書】
　　事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
　　［③・④　略］
　⑵　［略］
　３　［略］
［第２・第３　略］
［第五部・第六部　略］
（記載上の注意）
　［略］

第八号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑸	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑹	名称 （所在地）

第一部【企業情報】
［第１～第４　略］
第５【提出会社の状況】
　１【株式等の状況】
　⑴　［略］

［第一部～第三部　同左］
第四部　［同左］
第１　［同左］
　１　［同左］
　２　［同左］
　⑴　［同左］
　　①　［同左］
　　②【四半期報告書又は半期報告書】
　　事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
　　［③・④　同左］
　⑵　［同左］
　３　［同左］
［第２・第３　同左］
［第五部・第六部　同左］
（記載上の注意）
　［同左］

第八号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑸	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑹	名称 （所在地）

第一部　［同左］
［第１～第４　同左］
第５　［同左］
　１　［同左］
　⑴　［同左］

⑵【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】⑵④

	中間会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［略］		

［⑶～⑸　略］

［２・３　略］

［第６～第９　略］

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１　［略］

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⑷③

⑴【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

［略］

［②・③　略］

⑵　［略］

３　［略］

［第２・第３　略］

（記載上の注意）

以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

⑴　一般的事項

［ａ～ｆ　略］

ｇ　第一部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。

［(a)・(b)　略］

(c)　財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

①　財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされてい

⑵　［同左］

	第４四半期会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［同左］		

［⑶～⑸　同左］

［２・３　同左］

［第６～第９　同左］

第二部　［同左］

第１　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

［同左］

［②・③　同左］

⑵　［同左］

３　［同左］

［第２・第３　同左］

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

［ａ～ｆ　同左］

ｇ　［同左］

［(a)・(b)　同左］

(c)　［同左］

①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされてい

るときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

② 財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

［ｈ・ｉ　略］

［(2)～(23)　略］

(24) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

［ａ・ｂ　略］

ｃ　「中間会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

［(25)～(33)　略］

(34) 経理の状況

ａ　［略］

ｂ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第１項から第４項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

ｃ　［略］

［(35)～(42)　略］

(43) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

ａ　［略］

ｂ　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

［ｃ・ｄ　略］

［(44)～(48)　略］

第八号の二様式

【表紙】

【提出書類】(2)　外国会社報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【事業年度】(3)　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

るときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

② 財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

［ｈ・ｉ　同左］

［(2)～(23)　同左］

(24) ［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　「第４四半期会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった四半期報告書に係る四半期会計期間又は半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

［(25)～(33)　同左］

(34) ［同左］

ａ　［同左］

ｂ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第１項から第４項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

ｃ　［同左］

［(35)～(42)　同左］

(43) ［同左］

ａ　［同左］

ｂ　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［(44)～(48)　同左］

第八号の二様式

【表紙】

【提出書類】(2)　外国会社報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【事業年度】(3)　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

（記載上の注意）

［(1)・(2)　略］

(3)　事業年度

提出しようとする書類が、外国会社半期報告書である場合は「【事業年度】第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）」を「【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）」と読み替えて記載し、外国会社確認書である場合は、記載を要しない。

(4)　［略］

第九号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

（記載上の注意）

［(1)・(2)　同左］

(3)　［同左］

提出しようとする書類が、外国会社四半期報告書である場合は「【事業年度】第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）」を「【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　年　月　日　至　年　月　日）」と読み替えて記載し、外国会社半期報告書である場合は「【事業年度】第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）」を「【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）」と読み替えて記載し、外国会社確認書である場合は、記載を要しない。

(4)　［同左］

第九号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

第一部【企業情報】
［第１～第４　略］
第５【提出会社の状況】
１【株式等の状況】
⑴　［略］
⑵【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［略］		

［⑶～⑸　略］
［２・３　略］
［第６～第９　略］
第二部　［略］
（記載上の注意）
［略］

第九号の二様式

【表紙】
【提出書類】　確認書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最高財務責任者の役職氏名】⑷　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑸　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑹　名称
（所在地）

［１・２　略］
（記載上の注意）
［⑴～⑻　略］
⑼　読替え

提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第一部　［同左］
［第１～第４　同左］
第５　［同左］
１　［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］

	第４四半期会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　　期 （　年　月　日から　年　月　日まで）
［同左］		

［⑶～⑸　同左］
［２・３　同左］
［第６～第９　同左］
第二部　［同左］
（記載上の注意）
［同左］

第九号の二様式

【表紙】
【提出書類】　確認書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の２第　項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最高財務責任者の役職氏名】⑷　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑸　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑹　名称
（所在地）

［１・２　同左］
（記載上の注意）
［⑴～⑻　同左］
⑼　［同左］

a　提出者が、四半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「四半期会計期間」と読み替えて記載すること。
b　提出者が、半期報告書についての確認書を提出する場合には、本様式中「有価証券報告書」とあるのは「半期報告書」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と読み替えて記載すること。

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(6)　名称

（所在地）

第一部【企業情報】

［第１～第３　略］

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1)　［略］

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(14)

	中間会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】　四半期報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の７第　項

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(6)　名称

（所在地）

第一部　［同左］

［第１～第３　同左］

第４　［同左］

１　［同左］

(1)　［同左］

(2)　［同左］

	第　四半期会計期間（　年　月　日から　年　月　日まで）
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	

当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	
当該中間会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	

［(3)・(4)　略］

２　［略］

第５【経理の状況】(18)

１【中間財務書類】(19)

２　［略］

第６【外国為替相場の推移】(21)

１【当該半期中における月別為替相場の推移】

月別						
最高（円）						
最低（円）						
平均（円）						

２　［略］

当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	
当該四半期会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	

［(3)・(4)　同左］

２　［同左］

第５　［同左］

１【四半期財務書類】(19)

２　［同左］

第６　［同左］

１【当該四半期中における月別為替相場の推移】

月別			
最高（円）			
最低（円）			
平均（円）			

２　［同左］

第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】㉓
⑴【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
［略］
②【臨時報告書】
①の書類の提出後、本半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に関東財務局長に提出
③　［略］
⑵　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　［略］
ｂ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
［ｃ～ｅ　略］
ｆ　半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
ｇ　第一部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。
［(a)・(b)　略］
(c)　有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
①　財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
②　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
［削る。］

ｈ　［略］
ｉ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　事業等のリスク」及び「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

第二部　［同左］
第１　［同左］
１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
［同左］
②　［同左］
①の書類の提出後、本四半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に関東財務局長に提出
③　［同左］
⑵　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
［ｃ～ｅ　同左］
ｆ　四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
ｇ　［同左］

［(a)・(b)　同左］
(c)　［同左］

①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
②　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
ｈ　この様式において、「四半期累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第３条第６号に規定する四半期累計期間をいう。
ｉ　［同左］
［加える。］

⑵　［略］
⑶　代表者の役職氏名
　半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
⑷　代理人の氏名又は名称
　本邦内に住所を有する者であって、半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下⑷において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。
［⑸・⑹　略］
⑺　本国における法制等の概要
　当中間会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があった場合には、その概要を記載すること。
［⑻～⒀　略］
⒁　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等
　ａ　当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。
　ｂ　［略］
⒂　発行済株式総数及び資本金の推移
　ａ　当中間会計期間における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。
　　なお、資本金の増減については、その増減の金額が当中間会計期間末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、中間会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
　ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。
　　合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
　　新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当半期会計期間の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
　　発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
　ｃ　新株予約権を発行している場合には、当中間会計期間末日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。
　ｄ　当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。
⒃　大株主の状況
　ａ　当中間会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

⑵　［同左］
⑶　［同左］
　四半期報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
⑷　［同左］
　本邦内に住所を有する者であって、四半期報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下⑷において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。
［⑸・⑹　同左］
⑺　［同左］
　当四半期会計期間に、提出会社の属する国・州等における会社制度、提出会社の定款等に規定する制度、外国為替管理制度及び課税上の取扱いについて異動があった場合には、その概要を記載すること。
［⑻～⒀　同左］
⒁　［同左］
　ａ　当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。
　ｂ　［同左］
⒂　［同左］
　ａ　当四半期会計期間における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。
　　なお、資本金の増減については、その増減の金額が当四半期会計期間末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、四半期会計期間の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
　ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。
　　合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
　　新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当四半期会計期間の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
　　発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
　ｃ　新株予約権を発行している場合には、当四半期会計期間末日現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。
　ｄ　当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第２項第１号又は第２号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。
⒃　［同左］
　ａ　当四半期会計期間が第２四半期会計期間（第１四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。）の翌四半期会計期間をいう。ｂにおいて同じ。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。

b　中間会計期間の末日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の１未満の株主については記載を要しない。

また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。

⑰　役員の状況

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下⑰において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

［ｂ～ｅ　略］

⑱　経理の状況

中間財務書類は、財務諸表等規則第328条第１項、第２項又は第４項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑲　中間財務書類

a　次の中間財務書類を掲げること。

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務書類を掲げること。

この場合において、中間財務書類の種類（中間会計期間に係る中間貸借対照表、中間損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる（(b)において同じ。）。

①　当該地域において中間連結財務諸表のみを開示している場合　中間連結財務諸表

②　当該地域において中間財務諸表のみを開示している場合　中間財務諸表

③　当該地域において中間連結財務諸表と中間財務諸表の両者を開示している場合　中間連結財務諸表

(b)　財務諸表等規則第328条第４項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。

b　当中間会計期間に係る中間財務書類と前年同中間会計期間に係る中間財務書類（連結財務諸表規則第96条又は財務諸表等規則第130条に規定する比較情報が含まれる場合については当中間会計期間に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。

b　第２四半期会計期間の末日現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の１未満の株主については記載を要しない。

また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。

⑰　［同左］

a　前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下⑰において同じ。）に異動があった場合に記載すること。

［ｂ～ｅ　同左］

⑱　［同左］

四半期財務書類は、四半期財務諸表等規則第85条第１項から第３項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑲　四半期財務書類

a　次の四半期財務書類を掲げること。

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している四半期財務書類が、四半期財務諸表等規則第83条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、四半期財務書類を掲げること。

この場合において、四半期財務書類の種類（四半期会計期間に係る四半期貸借対照表、四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書並びに四半期累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる（(b)において同じ。）。

①　当該地域において四半期連結財務諸表のみを開示している場合　四半期連結財務諸表

②　当該地域において四半期財務諸表のみを開示している場合　四半期財務諸表

③　当該地域において四半期連結財務諸表と四半期財務諸表の両者を開示している場合　四半期連結財務諸表

(b)　四半期財務諸表等規則第85条第３項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された四半期財務書類を掲げること。

b　当四半期会計期間に係る四半期財務書類と前年同四半期会計期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第５条の３又は四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報が含まれる場合については当四半期会計期間に係る四半期財務書類）を掲げて比較すること。

⑳　その他

ａ　当該中間会計期間終了後半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

ｂ　当中間会計期間に営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載すること。

㉑　外国為替相場の推移

中間財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。

なお、中間財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する２以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

㉒　保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当中間会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

㉓　継続開示会社たる保証会社に関する事項

ａ　［略］

ｂ　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

㉔　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

ａ　［略］

ｂ　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（ｃにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部　企業情報」の「第１　本国における法制等の概要」から「第６　経理の状況」までに準じて記載すること。

ｃ　当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が６月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本半期報告書が提出される場合には、ｂにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

⑳　［同左］

ａ　当該四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

ｂ　当四半期会計期間に営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要について記載すること。

㉑　［同左］

四半期財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。

なお、四半期財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する２以上の日刊新聞紙に当該四半期中において掲載されている場合には、記載を省略することができる。

㉒　［同左］

提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

㉓　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

㉔　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（ｃにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の経営成績の概要について、第八号様式「第一部　企業情報」の「第１　本国における法制等の概要」から「第６　経理の状況」までに準じて記載すること。

ｃ　当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が６月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね９箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、ｂにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後６箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第５　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

d　ｂ又はｃにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」、第三号の二様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」又は第四号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

⑵⑸　［略］

⑵⑹　指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

ａ　［略］

ｂ　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の最近５事業年度（６月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当中間会計期間の月別最高・最低値を記載すること。

第十号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑸	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑹	名称 （所在地）

第一部　［略］

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

１　［略］

２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⑵⑻

⑴【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

［略］

［②・③　略］

⑵　［略］

３　［略］

d　ｂ又はｃにより記載すべき当該保証会社の経営成績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」、第三号の二様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」又は第四号様式「第二部　提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の経営成績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

⑵⑸　［同左］

⑵⑹　［同左］

［同左］

ａ　［同左］

ｂ　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の最近５事業年度（６月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。

第十号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑸	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑹	名称 （所在地）

第一部　［同左］

第二部　［同左］

第１　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

［同左］

［②・③　同左］

⑵　［同左］

３　［同左］

［第２・第３　略］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｆ　略］
ｇ　第一部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。
［(a)・(b)　略］
(c)　有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
①　財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
②　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
ｈ　［略］
ｉ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
［(2)～(21)　略］
(22)　経理の状況
中間財務書類は、財務諸表等規則第328条第１項、第２項又は第４項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
(23)　中間財務書類
ａ　次の中間財務書類を掲げること。
(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務書類を掲げること。
この場合において、中間財務書類の種類（中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。((b)において同じ。）
［①～③　略］
(b)　財務諸表等規則第328条第４項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。

［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
(1)　［同左］
［ａ～ｆ　同左］
ｇ　［同左］
［(a)・(b)　同左］
(c)　［同左］
①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
②　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
ｈ　［同左］
［加える。］
［(2)～(21)　同左］
(22)　［同左］
中間財務書類は、中間財務諸表等規則第76条第１項、第２項又は第３項の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
(23)　［同左］
ａ　［同左］
(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、中間財務諸表等規則第76条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の区分により、中間財務書類を掲げること。
この場合において、中間財務書類の種類（中間貸借対照表、中間損益計算書等をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる。((b)において同じ。）
［①～③　同左］
(b)　中間財務諸表等規則第76条第３項の規定により、財務書類の用語、様式及び作成方法が指示された場合には、その指示されたところにより作成された中間財務書類を掲げること。

b　当該事業年度に係る中間財務書類と前事業年度に係る中間財務書類（連結財務諸表規則第192条又は財務諸表等規則第211条に規定する比較情報が含まれる場合については当該事業年度に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。

［(24)～(27)　略］

(28)　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　［略］

b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

［c・d　略］

［(29)～(33)　略］

第十一号様式

【表紙】

【発行登録番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(1)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行予定期間】(4)	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】(6)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(7)	名称 （所在地）

b　当該事業年度に係る中間財務書類と前事業年度に係る中間財務書類（中間連結財務諸表規則第４条の２又は中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報が含まれる場合については当該事業年度に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。

［(24)～(27)　同左］

(28)　［同左］

a　［同左］

b　本半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

［c・d　同左］

［(29)～(33)　同左］

第十一号様式

【表紙】

【発行登録番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(1)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行予定期間】(4)	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】(6)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(7)	名称 （所在地）

第一部　［略］
第二部【参照情報】⑼
第１【参照書類】
　会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
１　［略］
２【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに　　財務（支）局長に提出予定
［３・４　略］
［第２・第３　略］
第三部　［略］
（記載上の注意）
［⑴～⑻　略］
⑼　参照情報
［ａ・ｂ　略］
ｃ　参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書（以下ｃからｅまでにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
ｄ　［略］
ｅ　法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「１　有価証券報告書及びその添付書類」及び「２　半期報告書」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

⑽　［略］
第十一号の二様式
【表紙】
【発行登録番号】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】　　発行登録書
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第一部　［同左］
第二部　［同左］
第１　［同左］
［同左］

１　［同左］
２【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに　　財務（支）局長に提出予定
［３・４　同左］
［第２・第３　同左］
第三部　［同左］
（記載上の注意）
［⑴～⑻　同左］
⑼　［同左］
［ａ・ｂ　同左］
ｃ　参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下ｃからｅまでにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
ｄ　［同左］
ｅ　法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「１　有価証券報告書及びその添付書類」及び「２　四半期報告書又は半期報告書」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。
⑽　［同左］
第十一号の二様式
【表紙】
【発行登録番号】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】　　発行登録書
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行予定期間】この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】名称
（所在地）

第一部　［略］
第二部【参照情報】
第１【参照書類】
会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
１　［略］
２【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに＿＿財務（支）局長に提出予定
［３・４　略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
［略］

第十一号の二の二様式

【表紙】
【発行登録番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】発行登録書
【提出先】＿＿財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行予定期間】この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】名称
（所在地）

第一部　［同左］
第二部　［同左］
第１　［同左］
［同左］

１　［同左］
２【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期(第　期中)（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出
事業年度　第　期第　四半期(第　期中)（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに＿＿財務（支）局長に提出予定
［３・４　同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
［同左］

第十一号の二の二様式

【表紙】
【発行登録番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】発行登録書
【提出先】＿＿財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【会社名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行予定期間】　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

第一部　［略］

第二部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１　［略］

２【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに＿＿財務（支）局長に提出予定

［３・４　略］

［第２・第３　略］

（記載上の注意）

［略］

第十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出書類】　発行登録追補書類

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【今回の募集（売出）金額】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行予定期間】　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

第一部　［同左］

第二部　［同左］

第１　［同左］

［同左］

１　［同左］

２【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日＿＿財務（支）局長に提出

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに＿＿財務（支）局長に提出予定

［３・４　同左］

［第２・第３　同左］

（記載上の注意）

［同左］

第十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出書類】　発行登録追補書類

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【今回の募集（売出）金額】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録書の内容】⑶

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限（円）	

【これまでの募集（売出）実績】⑷

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）＿＿＿＿＿＿円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額(円)		減額総額(円)	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）＿＿＿＿＿＿円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】⑸　名称

（所在地）

第一部【証券情報】

［第１・第２　略］

第３【第三者割当の場合の特記事項】

［１～４　略］

【発行登録書の内容】⑶

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限（円）	

【これまでの募集（売出）実績】⑷

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）＿＿＿＿＿＿円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額(円)		減額総額(円)	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）＿＿＿＿＿＿円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】⑸　名称

（所在地）

第一部　［同左］

［第１・第２　同左］

第３　［同左］

［１～４　同左］

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住　所	所有株式数㈱	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数㈱	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］

第４　［略］

第二部　［略］

第三部【参照情報】⑺

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１　［略］

２【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出

［３・４　略］

［第２・第３　略］

第四部　［略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

［⑴～⑹　略］

⑺　参照情報

［ａ・ｂ　略］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書（以下ｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　［略］

⑻　［略］

第十二号の二様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】　発行登録追補書類

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

５　［同左］

氏名又は名称	住　所	所有株式数㈱	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数㈱	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］

第４　［同左］

第二部　［同左］

第三部　［同左］

第１　［同左］

［同左］

１　［同左］

２【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出

［３・４　同左］

［第２・第３　同左］

第四部　［同左］

（記載上の注意）

［同左］

［⑴～⑹　同左］

⑺　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下ｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　［同左］

⑻　［同左］

第十二号の二様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】　発行登録追補書類

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)
【今回の募集（売出）金額】(2)
【発行登録書の内容】(3)

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限（円）	
残額又は残高（円）	

【縦覧に供する場所】(4)　名称
（所在地）

［第一部・第二部　略］
第三部【参照情報】(6)
第１【参照書類】
会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
１　［略］
２【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）　年　月　日　財務（支）局長に提出
［３・４　略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
［略］

第十四号様式

【表紙】
【発行登録番号】
【提出書類】　発行登録書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日

【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)
【今回の募集（売出）金額】(2)
【発行登録書の内容】(3)

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限（円）	
残額又は残高（円）	

【縦覧に供する場所】(4)　名称
（所在地）

［第一部・第二部　同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
［同左］

１　［同左］
２【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日　至　年　月　日）　年　月　日　財務（支）局長に提出
［３・４　同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
［同左］

第十四号様式

【表紙】
【発行登録番号】
【提出書類】　発行登録書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(2)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(3)
【発行予定期間】(4)　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称　（所在地）

第一部　［略］
第二部【参照情報】(9)
第１【参照書類】
　会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
１　［略］
２【半期報告書】
　事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出
　事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに関東財務局長に提出予定
［３・４　略］
５【外国会社半期報告書及びその補足書類】
　事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出
　事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに関東財務局長に提出予定
［６・７　略］
［第２・第３　略］
第三部　［略］
（記載上の注意）
［(1)～(8)　略］

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(2)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(3)
【発行予定期間】(4)　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称　（所在地）

第一部　［同左］
第二部　［同左］
第１　［同左］
　［同左］

１　［同左］
２【四半期報告書又は半期報告書】
　事業年度　第　期第　四半期(第　期中)（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出
　事業年度　第　期第　四半期(第　期中)（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに関東財務局長に提出予定
［３・４　同左］
５【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】
　事業年度　第　期第　四半期(第　期中)（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出
　事業年度　第　期第　四半期(第　期中)（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに関東財務局長に提出予定
［６・７　同左］
［第２・第３　同左］
第三部　［同左］
（記載上の注意）
［(1)～(8)　同左］

⑼　参照情報

［ａ・ｂ　略］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下ｃからｅまでにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　［略］

ｅ　法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「１　有価証券報告書及びその添付書類」、「２　半期報告書」、「４　外国会社報告書及びその補足書類」及び「５　外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

⑽　参照書類の補完情報

ａ　［略］

ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

⑾　［略］

第十四号の四様式

【表紙】

【発行登録番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑴	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

⑼　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書（以下ｃからｅまでにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　［同左］

ｅ　法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「１　有価証券報告書及びその添付書類」、「２　四半期報告書又は半期報告書」、「４　外国会社報告書及びその補足書類」及び「５　外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

⑽　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

⑾　［同左］

第十四号の四様式

【表紙】

【発行登録番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑴	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　　年　月　日）から　年を経過する日（　　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第一部　［略］
第二部【参照情報】
第１【参照書類】
　会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
１　［略］
２【半期報告書】
　事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出
　事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに関東財務局長に提出予定
［３・４　略］
５【外国会社半期報告書及びその補足書類】
　事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出
　事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに関東財務局長に提出予定
［６・７　略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
　［略］

第十五号様式

【表紙】
【発行登録追補書類番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】　発行登録追補書類
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【今回の募集（売出）金額】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第一部　［同左］
第二部　［同左］
第１　［同左］
　［同左］

１　［同左］
２【四半期報告書又は半期報告書】
　事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出
　事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに関東財務局長に提出予定
［３・４　同左］
５【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】
　事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出
　事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日までに関東財務局長に提出予定
［６・７　同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
　［同左］

第十五号様式

【表紙】
【発行登録追補書類番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出書類】　発行登録追補書類
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【今回の募集（売出）金額】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録書の内容】⑶

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】⑷

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）＿＿＿＿＿＿＿＿

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）＿＿＿＿＿＿＿＿

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】⑸　名称

（所在地）

第一部【証券情報】

［第１・第２　略］

第３【第三者割当の場合の特記事項】

［１～４　略］

【発行登録書の内容】⑶

提出日	年　月　日
効力発生日	年　月　日
有効期限	年　月　日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】⑷

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）＿＿＿＿＿＿＿＿

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）＿＿＿＿＿＿＿＿

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】⑸　名称

（所在地）

第一部　［同左］

［第１・第２　同左］

第３　［同左］

［１～４　同左］

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住　所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］

第４　［略］

第二部　［略］

第三部【参照情報】⑺

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１　［略］

２【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

［３・４　略］

５【外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

［６・７　略］

［第２・第３　略］

第四部　［略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

［⑴～⑹　略］

⑺　参照情報

［ａ・ｂ　略］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下ｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　［略］

⑻　参照書類の補完情報

ａ　［略］

ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

⑼　［略］

５　［同左］

氏名又は名称	住　所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］

第４　［同左］

第二部　［同左］

第三部［同左］

第１　［同左］

［同左］

１　［同左］

２【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期(第　期中)（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

［３・４　同左］

５【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度　第　期第　四半期(第　期中)（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

［６・７　同左］

［第２・第３　同左］

第四部　［同左］

（記載上の注意）

［同左］

［⑴～⑹　同左］

⑺　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書（以下ｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　［同左］

⑻　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

⑼　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）	（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）
第十七条　［略］	**第十七条**　［同上］
2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、関東財務局長は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、関東財務局長に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行つたときは、この限りでない。	2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、関東財務局長は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該関東財務局長に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行つたときは、この限りでない。
第十八条　［略］	**第十八条**　［同上］
2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。	2　前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。
第二号様式	**第二号様式**
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書	【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長	【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日	【提出日】　年　月　日
【発行者の名称】	【発行者の名称】
【代表者の役職氏名】(2)	【代表者の役職氏名】(2)
【代理人の氏名又は名称】(3)	【代理人の氏名又は名称】(3)
【住所】	【住所】
【電話番号】	【電話番号】
【事務連絡者氏名】(4)	【事務連絡者氏名】(4)
【住所】	【住所】
【電話番号】	【電話番号】
【縦覧に供する場所】(5)	【縦覧に供する場所】(5)
名称 （所在地）	名称 （所在地）
［第一部～第三部　略］	［第一部～第三部　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［(1)～(43)　略］	［(1)～(43)　同左］

⑷⑷　経理の状況

ａ　［略］

ｂ　最近５年間（発行者が、当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者にあっては、最近２年間（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合にあっては、最近１年間））の財務計算に関する書類を掲げること。ただし、発行者が当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者でない場合には、発行者の選択により最近３年間の財務計算に関する書類であって、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けているもののみを掲げることができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすく説明すること。

ｃ　［略］

［⑷⑸～⑷⑺　略］

第三号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会計年度（又は事業年度）】	自　　年　月　日　至　　年　月　日
【発行者の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【住所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑳　略］

㉑　経理の状況

ａ　［略］

ｂ　最近２年間（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合にあっては、最近１年間）の財務計算に関する書類を掲げること。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすく説明すること。

ｃ　［略］

［㉒・㉓　略］

⑷⑷　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　最近５年間（発行者が、当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者にあっては最近２年間（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近１年間））の財務計算に関する書類を掲げること。ただし、発行者が当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者でない場合には、発行者の選択により最近３年間の財務計算に関する書類であって、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けているもののみを掲げることができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすく説明すること。

ｃ　［同左］

［⑷⑸～⑷⑺　同左］

第三号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【会計年度（又は事業年度）】	自　　年　月　日　至　　年　月　日
【発行者の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【住所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑳　同左］

㉑　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　最近２年間（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近１年間）の財務計算に関する書類を掲げること。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、分かりやすく説明すること。

ｃ　［同左］

［㉒・㉓　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（有価証券報告書の提出を要しない場合） **第二十六条**　法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいずれかに掲げるときとする。 一　［略］ 二　当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された有価証券届出書に、当該有価証券届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項第一号に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国特定有価証券の発行者が提出するものをいう。以下同じ。）が掲げられているとき。 三　［略］	（有価証券報告書の提出を要しない場合） **第二十六条**　［同上］ 一　［同上］ 二　当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された有価証券届出書に、当該有価証券届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国特定有価証券の発行者が提出するものをいう。以下同じ。）が掲げられているとき。 三　［同上］
第四号様式 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　関東財務局長 【提出日】　年　月　日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】⑵ 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】⑶ 【縦覧に供する場所】　名称 （所在地） ［第一部～第三部　略］ （記載上の注意） ［⑴～⑷3　略］ ⑷4　ファンドの経理状況 a　財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第３条第１項に規定する監査報告書	**第四号様式** 【表紙】 【提出書類】　有価証券届出書 【提出先】　関東財務局長 【提出日】　年　月　日 【発行者名】 【代表者の役職氏名】⑵ 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】⑶ 【縦覧に供する場所】　名称 （所在地） ［第一部～第三部　同左］ （記載上の注意） ［⑴～⑷3　同左］ ⑷4　［同左］ a　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監

又は中間監査報告書をいう。以下ａ及び⑸ａにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第５条第５項において準用する同条第１項、第24条第５項において準用する同条第１項又は第24条の５第３項において準用する同条第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

［ｂ・ｃ　略］

ｄ　併合によりファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を作成していない場合には、各併合消滅ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を記載すること。ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表において比較情報（財務諸表等規則第８条の２の２又は第211条に規定する比較情報をいう。以下ｄにおいて同じ。）が含まれていない場合には、当該財務諸表又は中間財務諸表に加えて、各併合消滅ファンドの直近の財務諸表又は中間財務諸表（これらの比較情報を除く。）を記載すること。

⑷⑸　貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（⑷⑹ａ及び⑷⑺において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。⑷⑹ａ及び⑷⑺において同じ。）も記載すること。

⑷⑹　損益及び剰余金計算書

ａ　最近計算期間に係る損益及び剰余金計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

ｂ　［略］

⑷⑺　注記表

最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。

［⑷⑻～⑸⑵　略］

⑸⑶　委託会社等の経理状況

ａ　委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第３条第１項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下ａ及び⑸ａにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第５項において準用する同条第１項、第24条第５項において準用する同条第１項又は第24条の５第３項において準用する同条第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

［ｂ・ｃ　同左］

ｄ　併合によりファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を作成していない場合には、各併合消滅ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を記載すること。ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表において比較情報（財務諸表等規則第６条又は中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報をいう。以下ｄにおいて同じ。）が含まれていない場合には、当該財務諸表又は中間財務諸表に加えて、各併合消滅ファンドの直近の財務諸表又は中間財務諸表（これらの比較情報を除く。）を記載すること。

⑷⑸　［同左］

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（⑷⑹ａ及び⑷⑺において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。⑷⑹ａ及び⑷⑺において同じ。）も記載すること。

⑷⑹　［同左］

ａ　最近計算期間に係る損益及び剰余金計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

ｂ　［同左］

⑷⑺　［同左］

最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。

［⑷⑻～⑸⑵　同左］

⑸⑶　［同左］

ａ　委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項又は第24条の５第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

ｂ　委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、⑷から⑹までの記載及びａに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

⑷　貸借対照表

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して６月を経過する日（⑸において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。⑸において同じ。）も記載すること。

⑸　損益計算書

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

［⑹～⑿　略］

第四号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項又は第24条の５第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

ｂ　委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、⑷から⑹までの記載及びａに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下ｂにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

⑷　［同左］

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して６月を経過する日（⑸において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。⑸において同じ。）も記載すること。

⑸　［同左］

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

［⑹～⑿　同左］

第四号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】　―――――――――――――――――――――

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】⑸　―――――――――――――――――――――

【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(51)　略］

(52)　ファンドの経理状況

［ａ～ｃ　略］

ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。

ｅ　併合によりファンドの最近２計算期間（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(53)及び(54)ａにおいて同じ。）に係る財務書類を作成していない場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(44)ｄに準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

［(53)～(59)　略］

(60)　管理会社の経理状況

ａ　管理会社の最近２事業年度（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

ｂ　［略］

ｃ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号中様式Ｂに準じて記載すること。

ｄ　管理会社が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、ａ及びｃ本文の記載並びにｂに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている管理会社の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［(61)～(69)　略］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】　―――――――――――――――――――――

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】⑸　―――――――――――――――――――――

【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(51)　同左］

(52)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。

ｅ　併合によりファンドの最近２計算期間（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(53)及び(54)ａにおいて同じ。）に係る財務書類を作成していない場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(44)ｄに準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

［(53)～(59)　同左］

(60)　［同左］

ａ　管理会社の最近２事業年度（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

ｂ　［同左］

ｃ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号中様式Ｂに準じて記載すること。

ｄ　管理会社が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、ａ及びｃ本文の記載並びにｂに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている管理会社の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下ｄにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［(61)～(69)　同左］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(65)　略］

(66)　投資法人の経理状況

a　財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第５条第５項において準用する同条第１項、第24条第５項において準用する同条第１項又は第24条の５第３項において準用する同条第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

［ｂ・ｃ　略］

(67)　貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（(68)ａ、(69)及び(72)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。(68)ａ、(69)及び(72)において同じ。）も記載すること。

(68)　損益計算書

a　最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

b　［略］

【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(65)　同左］

(66)　［同左］

a　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第５項において準用する同条第１項、第24条第５項において準用する同条第１項又は第24条の５第３項において準用する同条第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

［ｂ・ｃ　同左］

(67)　［同左］

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（(68)ａ、(69)及び(72)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。(68)ａ、(69)及び(72)において同じ。）も記載すること。

(68)　［同左］

a　最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

b　［同左］

⑹⑼　投資主資本等変動計算書

最近計算期間に係る投資主資本等変動計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

⑺⓪　［略］

⑺⑴　キャッシュ・フロー計算書

最近計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。ただし、⑹⑺ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）を併せて記載すること。

⑺⑵　注記表

最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。

［⑺⑶～⑺⑺　略］

第四号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】⑸	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑺⑶　略］

⑹⑼　［同左］

最近計算期間に係る投資主資本等変動計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

⑺⓪　［同左］

⑺⑴　［同左］

最近計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。ただし、⑹⑺ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて記載すること。

⑺⑵　［同左］

最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。

［⑺⑶～⑺⑺　同左］

第四号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】⑸	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑺⑶　同左］

⑺④　外国投資法人の経理状況

［ａ～ｃ　略］

ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。

⑺⑤　貸借対照表

最近２計算期間（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。⑺⑥ａ、⑺⑦及び⑺⑧において同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。

［⑺⑥～⑻⑤　略］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の金額】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

［(1)～⑯　略］

⑰　管理資産を構成する資産の内容

［ａ～ｈ　略］

ｉ　管理資産を直接又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下ｉにおいて単に「債権」という。）に係る債務者（以下ｉにおいて単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等規則第８条第３項に規定する子会社をいう。(d)において同じ。）又は関連会社（同条第５項に規定する関連会社をいう。(d)において同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であって、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10％以上であるもの（以下ｉにおいて「重要な債務者」という。）が存在する場合には、ａからｈまでに加えて、次の(a)から(d)までに従うこと。

［(a)～(c)　略］

⑺④　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。

⑺⑤　［同左］

最近２計算期間（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。⑺⑥ａ、⑺⑦及び⑺⑧において同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。

［⑺⑥～⑻⑤　同左］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の金額】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～⑯　同左］

⑰　［同左］

［ａ～ｈ　同左］

ｉ　［同左］

［(a)～(c)　同左］

(d)　当該割合が20％以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。

①　［略］

②　当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

j　［略］

［(18)～(42)　略］

第五号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者（受託者）名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【発行者（原委託者）氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(13)　略］

(d)　［同左］

①　［同左］

②　当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下②において同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

j　［同左］

［(18)～(42)　同左］

第五号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者（受託者）名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【発行者（原委託者）氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(13)　同左］

⑭　特定信託財産を構成する資産の内容

［ａ～ｈ　略］

ｉ　特定信託財産を直接又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下ｉにおいて単に「債権」という。）に係る債務者（以下ｉにおいて単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等規則第８条第３項に規定する子会社をいう。⑷において同じ。）又は関連会社（同条第５項に規定する関連会社をいう。⑷において同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であって、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10％以上であるもの（以下ｉにおいて「重要な債務者」という。）が存在する場合には、ａからｈまでに加えて、次の⑷から⑷までに従うこと。

［⑷～⑷　略］

⑷　当該割合が20％以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。

①　［略］

②　当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。(28－２)　ｃにおいて同じ。）に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(28－２)　ｃにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。(28－２)　ｃにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

［⑸～㉑　略］

㉒　特定信託財産の経理状況

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条第１項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(28－２)　ｂにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

［ｂ・ｃ　略］

㉓　貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（㉔ａにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。㉔ａにおいて同じ。）も記載すること。

⑭　［同左］

［ａ～ｈ　同左］

ｉ　［同左］

［⑷～⑷　同左］

⑷　［同左］

①　［同左］

②　当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。(28－２)　ｃにおいて同じ。）に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(28－２)　ｃにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下②及び（28－２）　ｃにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。(28－２)　ｃにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

［⑸～㉑　同左］

㉒　［同左］

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（㉓及び㉔ａにおいて「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条第１項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(28－２)　ｂにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

［ｂ・ｃ　同左］

㉓　［同左］

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（㉔ａにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。㉔ａにおいて同じ。）も記載すること。

⑵④　損益計算書

ａ　最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

ｂ　［略］

［⑵⑤～⑵⑧　略］

(28－２)　経理の状況

ａ　［略］

ｂ　受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第１条第１項第１号に規定する連結財務諸表をいう。以下ｂにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（同項第３号に規定する中間連結財務諸表をいう。以下ｂにおいて同じ。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項又は第24条の５第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

ｃ　受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、ａの記載及びｂに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［(28－３)～⑶⑦　略］

第五号の五様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者（受託者）名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑵④　［同左］

ａ　最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

ｂ　［同左］

［⑵⑤～⑵⑧　同左］

(28－２)　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第１項第１号に規定する連結財務諸表をいう。以下ｂにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第１項第１号に規定する中間連結財務諸表をいう。以下ｂにおいて同じ。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項又は第24条の５第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

ｃ　受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、ａの記載及びｂに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［(28－３)～⑶⑦　同左］

第五号の五様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者（受託者）名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑷	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】
【発行者（原委託者）氏名又は名称】
【代表者の役職氏名】
【住所又は本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】⑷
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）外国資産信託流動化受益証券の名称】
【届出の対象とした募集（売出）外国資産信託流動化受益証券の金額】⑸
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑿　略］

⒀　財務書類

［ａ～ｃ　略］

ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⒁　貸借対照表

最近２計算期間（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。⒂ａにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。

［⒂～⒇　略］

㉓　受託者の経理状況

ａ　受託者の最近２事業年度（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

ｂ　［略］

ｃ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

ｄ　受託者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、財務書類の記載及びｂに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［㉔～㉘　略］

【電話番号】
【発行者（原委託者）氏名又は名称】
【代表者の役職氏名】
【住所又は本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】⑷
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）外国資産信託流動化受益証券の名称】
【届出の対象とした募集（売出）外国資産信託流動化受益証券の金額】⑸
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑿　同左］

⒀　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⒁　［同左］

最近２計算期間（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。⒂ａにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。

［⒂～⒇　同左］

㉓　［同左］

ａ　受託者の最近２事業年度（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

ｂ　［同左］

ｃ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

ｄ　受託者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、財務書類の記載及びｂに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいい、当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［㉔～㉘　同左］

第六号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者（受託者）名称】	
【代表者の役職氏名】⑵	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【発行者（委託者）氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】⑶	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑲　略］

⑳　信託財産を構成する資産の内容

［ａ～ｉ　略］

ｊ　信託財産を直接又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下ｊにおいて単に「債権」という。）に係る債務者（以下ｊにおいて単に「債務者」といい、その子会社（財務諸表等規則第８条第３項に規定する子会社をいう。ⓓにおいて同じ。）又は関連会社（同条第５項に規定する関連会社をいう。ⓓにおいて同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であって、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10％以上であるもの（以下ｊにおいて「重要な債務者」という。）が存在する場合には、ａからｉまでに加えて、次のⓐからⓓまでに従うこと。

［ⓐ～ⓒ　略］

ⓓ　当該割合が20％以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。

①　［略］

②　当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。(35－２)ｃにおいて同じ。）に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会

第六号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者（受託者）名称】	
【代表者の役職氏名】⑵	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【発行者（委託者）氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】⑶	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑲　同左］

⑳　［同左］

［ａ～ｉ　同左］

ｊ　［同左］

［ⓐ～ⓒ　同左］

ⓓ　［同左］

①　［同左］

②　当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。(35－２)ｃにおいて同じ。）に該当する者である場合には、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会

社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(35―２) ｃにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。(35―２) ｃにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

ｋ　［略］

［(21)～(29)　略］

(30)　信託財産の経理状況

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。(35―２) において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(35―２) ｂにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

［ｂ～ｅ　略］

(31)　貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（(32)ａにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。(32)ａにおいて同じ。）も記載すること。

(32)　損益計算書

ａ　最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

ｂ　［略］

［(33)～(35)　略］

(35―２)　経理の状況

ａ　［略］

ｂ　受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第１条第１項第１号に規定する連結財務諸表をいう。以下ｂにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（同項第３号に規定する中間連結財務諸表をいう。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。(35―２) ｃにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下②及び（35―２）ｃにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。(35―２) ｃにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

ｋ　［同左］

［(21)～(29)　同左］

(30)　［同左］

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(31)及び(32)ａにおいて「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。(35―２) において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(35―２) ｂにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

［ｂ～ｅ　同左］

(31)　［同左］

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（(32)ａにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。(32)ａにおいて同じ。）も記載すること。

(32)　［同左］

ａ　最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

ｂ　［同左］

［(33)～(35)　同左］

(35―２)　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第１項第１号に規定する連結財務諸表をいう。以下ｂにおいて同じ。）がある場合には、連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）又は中間財務諸表（中間連結財務諸表（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第１項第１号に規定する中間連結財務諸表をいう。）がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下ｂにおいて同じ。）について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項又は第24条の５第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

c　受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、ａの記載及びｂに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［(35―３）～(44)　略］

第六号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者（受託者）名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(3)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【発行者（委託者）氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(5)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項又は第24条の５第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

c　受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、ａの記載及びｂに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［(35―３）～(44)　同左］

第六号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者（受託者）名称】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(3)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【発行者（委託者）氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(5)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

［(1)～⑯　略］

⑰　財務書類

［ａ～ｃ　略］

ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑱　貸借対照表

最近２計算期間（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。⑲ａにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。

［⑲～㉖　略］

㉗　経理の状況

ａ　受託者の最近２事業年度（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

ｂ　［略］

ｃ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

ｄ　受託者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、ａ及びｃの記載並びにｂに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［㉘～㉜　略］

第六号の五様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【主たる事務所の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～⑯　同左］

⑰　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑱　［同左］

最近２計算期間（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。⑲ａにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。

［⑲～㉖　同左］

㉗　［同左］

ａ　受託者の最近２事業年度（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

ｂ　［同左］

ｃ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

ｄ　受託者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、ａ及びｃの記載並びにｂに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下ｄにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［㉘～㉜　同左］

第六号の五様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【主たる事務所の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）内国有価証券投資事業権利等の金額】⑷

【縦覧に供する場所】　名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

［(1)～⑷　略］

⑸　組合等の経理状況

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。以下ａにおいて同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下ａにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第５条第５項において準用する同条第１項、第24条第５項において準用する同条第１項又は第24条の５第３項において準用する同条第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

［ｂ・ｃ　略］

⑹　貸借対照表

最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して６月を経過する日（⑺ａにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。⑺ａにおいて同じ。）をも記載すること。

⑺　損益計算書

ａ　最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）をも記載すること。

ｂ　［略］

［⑻～⑹　略］

第六号の六様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【主たる事務所の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）内国有価証券投資事業権利等の金額】⑷

【縦覧に供する場所】　名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～⑷　同左］

⑸　［同左］

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則⑹及び⑺ａにおいて「中間財務諸表等規則」という。）第１条に規定する中間財務諸表をいう。以下ａにおいて同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下ａにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第５項において準用する同条第１項、第24条第５項において準用する同条第１項又は第24条の５第３項において準用する同条第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

［ｂ・ｃ　同左］

⑹　［同左］

最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。ただし、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して６月を経過する日（⑺ａにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。⑺ａにおいて同じ。）をも記載すること。

⑺　［同左］

ａ　最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）をも記載すること。

ｂ　［同左］

［⑻～⑹　同左］

第六号の六様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【主たる事務所の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

【代理人の氏名又は名称】⑷ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑸ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の金額】⑹ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】 名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑹　略］

⑹　外国組合等の経理状況

［ａ～ｃ　略］

ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑹　貸借対照表

最近２事業年度（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度。⑹ａにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。

［⑹～⑺　略］

第十号様式

【表紙】
【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年　月　日
【計算期間】 第　期中（自　年　月　日
至　年　月　日）
【ファンド名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行者名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】 名称
（所在地）

【代理人の氏名又は名称】⑷ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】⑸ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の金額】⑹ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】 名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑹　同左］

⑹　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

⑹　［同左］

最近２事業年度（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度。⑹ａにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。

［⑹～⑺　同左］

第十号様式

【表紙】
【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 年　月　日
【計算期間】 第　期中（自　年　月　日
至　年　月　日）
【ファンド名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【発行者名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】 名称
（所在地）

［１～５　略］

（記載上の注意）

［(1)～(6)　略］

(7)　ファンドの経理状況

中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、第四号様式の「記載上の注意」(44)に準じて記載すること。

［(8)～(13)　略］

(14)　委託会社等の経理状況

ａ　［略］

ｂ　委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、(15)から(17)までの記載及びａに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(15)　貸借対照表

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。

ただし、１年を１事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して９月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(16)　損益計算書

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。

ただし、(15)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(17)　［略］

第十号の三様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【計算期間】　第　期中（自　年　月　日

至　年　月　日）

【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［１～５　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(6)　同左］

(7)　［同左］

中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（(15)及び(16)において「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、第四号様式の「記載上の注意」(44)に準じて記載すること。

［(8)～(13)　同左］

(14)　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、(15)から(17)までの記載及びａに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下ｂにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(15)　［同左］

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。

ただし、１年を１事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して９月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(16)　［同左］

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。

ただし、(15)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(17)　［同左］

第十号の三様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【計算期間】　第　期中（自　年　月　日

至　年　月　日）

【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［１～５　略］

（記載上の注意）

［(1)～⑿　略］

⒀　投資法人の経理状況

中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。）について、第四号の三様式の「記載上の注意」⒃に準じて記載すること。

［⒁～⒆　略］

第十二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期中（自　年　月　日
至　年　月　日）
【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【主たる事務所の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［１～４　略］

（記載上の注意）

(1)　［略］

(2)　主要な経営指標等の推移

組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1)ｆに規定する組合等をいう。⑷ａにおいて同じ。）の直近３中間会計期間（事業年度開始日から起算して６月を経過する日までの期間をいう。(1)、㈿及び⒁において同じ。）及び直近２事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

［(a)～(k)　略］

(1)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［１～５　同左］

（記載上の注意）

［(1)～⑿　同左］

⒀　［同左］

中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第１条に規定する中間財務諸表をいう。）について、第四号の三様式の「記載上の注意」⒃に準じて記載すること。

［⒁～⒆　同左］

第十二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期中（自　年　月　日
至　年　月　日）
【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【主たる事務所の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［１～４　同左］

（記載上の注意）

(1)　［同左］

(2)　［同左］

［同左］

［(a)～(k)　同左］

(1)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（㈿及び⑿において「中間財務諸表等規則」という。）第36条の２の５において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

㈿　自己資本利益率（中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。） ［(3)～(11)　略］ (12)　組合等の経理状況 中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。）について、第六号の五様式「記載上の注意」(55)に準じて記載すること。 ［(13)・(14)　略］	㈿　自己資本利益率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第36条の２の５において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。） ［(3)～(11)　同左］ (12)　［同左］ 中間財務諸表（中間財務諸表等規則第１条に規定する中間財務諸表をいう。）について、第六号の五様式「記載上の注意」(55)に準じて記載すること。 ［(13)・(14)　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第二号様式	**第二号様式**
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　公開買付届出書	【提出書類】　公開買付届出書
【提出先】　関東財務局長	【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日	【提出日】　年　月　日
【届出者の氏名又は名称】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出者の氏名又は名称】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【代理人の氏名又は名称】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(3)　名称 （所在地）	【縦覧に供する場所】(3)　名称 （所在地）
第１　［略］	第１　［同左］
第２【公開買付者の状況】(14)	第２　［同左］
１【会社の場合】	１　［同左］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］

⑶【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】⑰
①【公開買付者が提出した書類】⑱
イ　［略］
ロ【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
ハ　［略］
②　［略］
［２・３　略］
［第３・第４　略］
第５【対象者の状況】㉗
［１～３　略］
４【継続開示会社たる対象者に関する事項】㉛
⑴【対象者が提出した書類】㉜
①　［略］
②【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
③【臨時報告書】
①の有価証券報告書、②の半期報告書の提出後、本届出書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　　財務（支）局長に提出
④　［略］
⑵　［略］
［５・６　略］
（記載上の注意）
［⑴～⑹　略］
⑺　買付け等を行った後における株券等所有割合
ａ　［略］
ｂ　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。
また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。㉗において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。
［ａ・ｂ　略］
［ｃ・ｄ　略］
［⑻～⑮　略］

⑶　［同左］
①　［同左］
イ　［同左］
ロ【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
ハ　［同左］
②　［同左］
［２・３　同左］
［第３・第４　同左］
第５　［同左］
［１～３　同左］
４　［同左］
⑴　［同左］
①　［同左］
②【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
③　［同左］
①の有価証券報告書、②の四半期報告書又は半期報告書の提出後、本届出書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　　財務（支）局長に提出
④　［同左］
⑵　［同左］
［５・６　同左］
（記載上の注意）
［⑴～⑹　同左］
⑺　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書（法第24条の４の７第１項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。
また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。㉗において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。
［ａ・ｂ　同左］
［ｃ・ｄ　同左］
［⑻～⑮　同左］

⑯　経理の状況

a　次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところにより記載すること。

(a)　［略］

(b)　(a)に掲げる場合以外の場合

［略］

b　a(a)又は(b)に定める財務諸表は、最近事業年度のものを記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書（a(b)に掲げる場合にあっては、中間貸借対照表及び中間損益計算書）を記載すること。

c　［略］

⑰　［略］

⑱　公開買付者が提出した書類

a　届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b　公開買付期間中に、有価証券報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

c　［略］

［⑲～㉙　略］

㉚　株主の状況

a　届出日までに半期報告書又は臨時報告書（法第24条の５第４項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第１項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「⑵　大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。

［b～d　略］

㉛　［略］

㉜　対象者が提出した書類

次に掲げるものを除き、⑱に準じて記載すること。

a　届出書の提出日において既に提出されている対象者の最近２事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（法第24条の５第４項に規定する臨時報告書をいい、当該有価証券報告書又は半期報告書のうち直近に提出されたものの提出日以降届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号又は第９号を提出理由として提出されたものに限る。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

⑯　［同左］

a　次に掲げる場合に応じ、次に掲げるものを記載すること。

(a)　［同左］

(b)　(a)以外の場合

［同左］

b　これらの財務諸表は、最近事業年度のものを掲げること。最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に四半期報告書を提出している場合には、最近事業年度の財務諸表とともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表（a(b)の場合にあっては、四半期貸借対照表）及び四半期連結損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの）（a(b)の場合にあっては、四半期損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの））を掲げること。また、公開買付者が四半期報告書を提出していない場合であって、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出しているときは、最近事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表（a(b)にあっては、中間貸借対照表）及び中間連結損益計算書（a(b)にあっては、中間損益計算書）を掲げること。

c　［同左］

⑰　［同左］

⑱　［同左］

a　届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b　公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

c　［同左］

［⑲～㉙　同左］

㉚　［同左］

a　届出日までに四半期報告書若しくは半期報告書又は臨時報告書（法第24条の５第４項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第１項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「⑵　大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。

［b～d　同左］

㉛　［同左］

㉜　［同左］

［同左］

a　届出書の提出日において既に提出されている対象者の最近２事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）、半期報告書及び臨時報告書（法第24条の５第４項に規定する臨時報告書をいい、当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書のうち直近に提出されたものの提出日以降届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号又は第９号を提出理由として提出されたものに限る。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b　「② 半期報告書」については、半期報告書に主要株主（法第163条第１項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、その旨付記すること。

c　［略］

［(33)・(34)　略］

第六号様式

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【報告者の氏名又は名称】(1)	
【報告者の住所又は所在地】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【代理人の氏名又は名称】(2)	
【代理人の住所又は所在地】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(3)	名称 （所在地）

［１・２　略］

（記載上の注意）

あん分比例方式により買付け等を行う場合において、本報告書を提出する際に記載することが困難である事実がある場合には、本報告書を提出する時点で確定した事項のみ記載すること。この場合には、記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。

［(1)～(5)　略］

(6)　買付け等を行った後における株券等所有割合

a　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権（法第29条の４第２項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

［(a)・(b)　略］

［ｂ・ｃ　略］

(7)　［略］

b　「② 四半期報告書又は半期報告書」については、これらの報告書に主要株主（法第163条第１項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、その旨付記すること。

c　［同左］

［(33)・(34)　同左］

第六号様式

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【報告者の氏名又は名称】(1)	
【報告者の住所又は所在地】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【代理人の氏名又は名称】(2)	
【代理人の住所又は所在地】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(3)	名称 （所在地）

［１・２　同左］

（記載上の注意）

［同左］

［(1)～(5)　同左］

(6)　［同左］

a　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権（法第29条の４第２項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

［(a)・(b)　同左］

［ｂ・ｃ　同左］

(7)　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第五条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二号様式	**第二号様式**
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　公開買付届出書	【提出書類】　公開買付届出書
【提出先】　関東財務局長	【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日	【提出日】　年　月　日
【届出者の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出者の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出者の所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出者の所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿	【代理人の氏名又は名称】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑶　名称 （所在地）	【縦覧に供する場所】⑶　名称 （所在地）
第１　［略］	第１　［同左］
第２【公開買付者の状況】	第２　［同左］
［１～３　略］	［１～３　同左］
４【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】⑮	４　［同左］
⑴【発行者が提出した書類】⑯	⑴　［同左］
①　［略］	①　［同左］
②【半期報告書】 事業年度　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）　年　月　日　財務（支）局長に提出	②【四半期報告書又は半期報告書】 事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　年　月　日　至　年　月　日）　年　月　日　財務（支）局長に提出
③　［略］	③　［同左］
⑵　［略］	⑵　［同左］
５　［略］	５　［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［⑴～⑿　略］	［⑴～⑿　同左］
⒀　経理の状況	⒀　［同左］
ａ　次の⒜から⒞までに掲げる場合の区分に応じ、当該⒜から⒞までに定めるところにより記載すること。	ａ　次に掲げる場合に応じ、次に定めるものを記載すること。
⒜　［略］	⒜　［同左］

(b)　公開買付者が発行者情報（法第27条の32第１項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）を提供し、又は公表している者であって、当該発行者情報に、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成20年内閣府令第78号）第７条第３項第１号ハに規定する事項として連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を表示している場合 当該連結財務諸表（連結財務諸表を表示していない場合には、財務諸表）を記載し、その旨を注記すること。 (c)　(a)及び(b)に掲げる場合以外の場合 ［略］ b　a(a)から(c)までに定める財務諸表は、最近２事業年度のものを事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近２事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書（a(b)に掲げる場合において連結財務諸表を表示していないとき、又はa(c)に掲げる場合にあっては、中間貸借対照表及び中間損益計算書）を記載すること。 ［c・d　略］ ［(14)・(15)　略］ (16)　発行者が提出した書類 a　届出書の提出日において既に提出されている発行者の最近２事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 b　公開買付期間中に、有価証券報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。 c　［略］ (17)　［略］	(b)　公開買付者が発行者情報（法第27条の32第１項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）を提供し、又は公表している者であって、当該発行者情報に、特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成20年内閣府令第78号）第７条第３項第１号ハに規定する事項として連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を表示している場合 当該連結財務諸表（連結財務諸表を表示していない場合には、財務諸表）を記載し、その旨を注記すること。 (c)　(a)及び(b)以外の場合 ［同左］ b　これらの財務諸表は、最近２事業年度のものを掲げることとし、事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に四半期報告書を提出している場合には、最近２事業年度の財務諸表とともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表（a(b)の場合にあっては、四半期貸借対照表）及び四半期連結損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの）（a(b)の場合にあっては、四半期損益計算書（当該四半期の属する事業年度の期首から当該四半期の末日までの期間に係るもの））を掲げること。 ［c・d　同左］ ［(14)・(15)　同左］ (16)　［同左］ a　届出書の提出日において既に提出されている発行者の最近２事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。 b　公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。 c　［同左］ (17)　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第六条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二十二年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一号様式	**第一号様式**
【表紙】	【表紙】
【提出書類】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	【提出書類】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【根拠条文】　法第27条の　第　項	【根拠条文】　法第27条の　第　項

【提出先】　　財務（支）局長	【提出先】　　財務（支）局長
【氏名又は名称】(3)　　＿＿＿＿＿＿＿＿	【氏名又は名称】(3)　　＿＿＿＿＿＿＿＿
【住所又は本店所在地】(3)　　＿＿＿＿＿＿＿＿	【住所又は本店所在地】(3)　　＿＿＿＿＿＿＿＿
【報告義務発生日】(4)　　年　月　日	【報告義務発生日】(4)　　年　月　日
【提出日】　　年　月　日	【提出日】　　年　月　日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】　　＿＿＿＿＿＿＿＿	【提出者及び共同保有者の総数（名）】　　＿＿＿＿＿＿＿＿
【提出形態】(5)　　＿＿＿＿＿＿＿＿	【提出形態】(5)　　＿＿＿＿＿＿＿＿
【変更報告書提出事由】(6)	【変更報告書提出事由】(6)
［第１～第４　略］	［第１～第４　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［(1)～(11)　略］	［(1)～(11)　同左］
(12)　上記提出者の保有株券等の内訳	(12)　［同左］
［ａ～ｄ　略］	［ａ～ｄ　同左］
ｅ　「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書若しくは直近の半期報告書若しくは金融商品取引所の規則で定めるところにより発行者が当該金融商品取引所に通知して当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供された情報又は直近の商業登記簿等に記載され、又は記録された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。 　また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる発行済株式等総数を記載しても差し支えない。	ｅ　「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書若しくは直近の四半期報告書若しくは半期報告書又は直近の商業登記簿等に記載された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。 　また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる発行済株式等総数を記載しても差し支えない。
［(a)・(b)　略］	［(a)・(b)　同左］
［ｆ～ｎ　略］	［ｆ～ｎ　同左］
［(13)～(22)　略］	［(13)～(22)　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令の一部改正）

第七条　金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（やむを得ない理由により公表することができない場合） **第九条**　法第二十七条の三十六第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項ただし書の場合において、次に掲げるやむを得ない理由により重要情報を公表することができないときとする。 一　取引関係者が受領した重要情報が、上場会社等若しくはその親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。）若しくは子会社（同項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。以下この号並びに次条第一号及び第二号において同じ。）又は上場投資法人等の資産運用会社が行い、又は行おうとしている次に掲げる行為に係るものであって、当該重要情報を公表することにより、当該行為の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあるとき。 ［イ～ヌ　略］	（やむを得ない理由により公表することができない場合） **第九条**　［同上］ 一　取引関係者が受領した重要情報が、上場会社等若しくはその親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。）若しくは子会社（同項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）をいう。以下この号並びに次条第一号及び第二号において同じ。）又は上場投資法人等の資産運用会社が行い、又は行おうとしている次に掲げる行為に係るものであって、当該重要情報を公表することにより、当該行為の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあるとき ［イ～ヌ　同上］

二　取引関係者が受領した重要情報が、上場会社等が発行する法第二条第一項第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券の募集若しくは売出し又はこれに類する行為に係るものであって、当該重要情報を公表することにより、当該行為の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあるとき。

（重要情報の公表の方法）

第十条　法第二十七条の三十六第一項から第三項までの規定により重要情報を公表しようとする上場会社等は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　上場会社等、当該上場会社等の子会社又は上場投資法人等の資産運用会社が、重要情報が記載された法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する書類（同項第九号に掲げる書類を除く。）を提出する方法（当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供された場合に限る。）

［二～五　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正）

第八条　金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合） **第一条の二の二**　［略］ ２　法第百七十二条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する直前事業年度の日数が同項に規定する半期報告書に係る期間の日数に二を乗じて得た日数に満たない場合で、当該直前事業年度における監査報酬額が四百万円に満たない場合とする。 （有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額） **第一条の三**　法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。 一　イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める期間における法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条及び第一条の八において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は第百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいう。以下この条及び第一条の八において同じ。）に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）を乗じて得た額（同一の日において同一の有価証券報告書等（同項に規定する有価証券報告書等をいう。以下この条において同じ。）又は半期・臨時報告書等（法第百七十二条の四第二項に規定する半期・臨時報告書等をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。）の合計額 イ　［略］	（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合） **第一条の二の二**　［同上］ ２　法第百七十二条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する直前事業年度の日数が同項に規定する四半期・半期報告書に係る期間の日数に二を乗じて得た日数に満たない場合で、当該直前事業年度における監査報酬額が四百万円に満たない場合とする。 （有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額） **第一条の三**　［同上］ 一　イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める期間における法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条及び第一条の八において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいう。以下この条及び第一条の八において同じ。）に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）を乗じて得た額（同一の日において同一の有価証券報告書等（法第百七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書等をいう。以下この条において同じ。）又は四半期・半期・臨時報告書等（法第百七十二条の四第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。）の合計額 イ　［同上］

［号の細分を削る。］

ロ　法第百七十二条の四第二項に規定するとき（法第百八十五条の七第三十一項第二号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）　当該半期報告書に係る期間

ハ　法第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき（同条第二項に規定する場合にあっては、法第百八十五条の七第三十一項第三号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）　当該臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日を含む。以下この号において同じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

二　前号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める期間における最終の価格が公表された日の数

（貸借対照表）

第一条の四　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　［略］

二　法第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき　前条第一号ロ又はハに定める期間の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表

三　法第百七十二条の十一第一項に規定するとき　当該虚偽等のある発行者等情報（同項に規定する虚偽等のある発行者等情報をいう。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。）に係る法第百八十五条の七第三十一項第四号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報（訂正発行者情報（法第二十七条の三十二第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。）である場合には、当該訂正発行者情報に係る発行者情報（法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。））が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の直前事業年度）の末日における連結貸借対照表又はこれに準ずるもの（発行者情報に表示されたものに限る。）

（発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）

第一条の八　法第百七十二条の十一第一項第一号ロ⑴に規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一　当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第百八十五条の七第三十一項第四号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間）における算定基準有価証券の毎日の最終の価格に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）を乗じて得た額（同一の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。）の合計額

二　［略］

ロ　法第百七十二条の四第二項に規定するとき（法第百八十五条の七第三十一項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）　当該四半期報告書に係る期間

ハ　法第百七十二条の四第二項に規定するとき（法第百八十五条の七第三十一項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）　当該半期報告書に係る期間

ニ　法第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき（同条第二項に規定する場合にあっては、法第百八十五条の七第三十一項第四号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）　当該臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日を含む。以下この号において同じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

二　前号イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める期間における最終の価格が公表された日の数

（貸借対照表）

第一条の四　［同上］

一　［同上］

二　法第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき　前条第一号ロからニまでに定める期間の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表

三　法第百七十二条の十一第一項に規定するとき　当該虚偽等のある発行者等情報（同項に規定する虚偽等のある発行者等情報をいう。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。）に係る法第百八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報（訂正発行者情報（法第二十七条の三十二第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。）である場合には、当該訂正発行者情報に係る発行者情報（法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。））が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の直前事業年度）の末日における連結貸借対照表又はこれに準ずるもの（発行者情報に表示されたものに限る。）

（発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）

第一条の八　［同上］

一　当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第百八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間）における算定基準有価証券の毎日の最終の価格に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）を乗じて得た額（同一の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。）の合計額

二　［同上］

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における対価の額等）

第一条の十　［略］

2　［略］

3　法第百七十三条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為（法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいい、法第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く。以下この章において同じ。）の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下この章において同じ。）に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。

4　［略］

［条を削る。］

第六十一条の二～第六十一条の六　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第九条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　総則（第一条―第八条）	第一章　総則（第一条―第十条の三）
第二編　財務諸表	第二章　貸借対照表
第一章　総則（第八条の二―第十条の三）	第一節　総則（第十一条―第十三条）
第二章　貸借対照表	第二節　資産
第一節　総則（第十一条―第十三条）	第一目　総則（第十四条）
第二節　資産	第二目　流動資産（第十五条―第二十一条）
第一目　総則（第十四条）	第三目　固定資産（第二十二条―第三十五条）
第二目　流動資産（第十五条―第二十一条）	第四目　繰延資産（第三十六条―第三十八条）
第三目　固定資産（第二十二条―第三十五条）	第五目　雑則（第三十九条―第四十四条）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における対価の額等）

第一条の十　［同上］

2　［同上］

3　法第百七十三条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為（法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいい、法第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く。以下この章において同じ。）の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下この章において同じ。）に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。

4　［同上］

（継続開示書類を提出しない発行者について既決定がある場合の按分額）

第六十一条の二　法第百八十五条の七第五項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第四項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

第六十一条の三～第六十一条の六の二　［同上］

第四目　繰延資産（第三十六条―第三十八条）
第五目　雑則（第三十九条―第四十四条）
第三節　負債
第一目　総則（第四十五条・第四十六条）
第二目　流動負債（第四十七条―第五十条）
第三目　固定負債（第五十一条―第五十三条）
第四目　雑則（第五十四条―第五十八条）
第四節　純資産
第一目　総則（第五十九条）
第二目　株主資本（第六十条―第六十六条の二）
第三目　評価・換算差額等（第六十七条）
第三目の二　株式引受権（第六十七条の二）
第四目　新株予約権（第六十八条）
第五目　雑則（第六十八条の二―第六十八条の四）
第三章　損益計算書
第一節　総則（第六十九条―第七十一条）
第二節　売上高及び売上原価（第七十二条―第八十三条）
第三節　販売費及び一般管理費（第八十四条―第八十九条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第九十条―第九十五条）
第五節　特別利益及び特別損失（第九十五条の二―第九十五条の四）
第六節　当期純利益又は当期純損失（第九十五条の五―第九十五条の五の三）
第七節　雑則（第九十六条―第九十八条の二）
第四章　株主資本等変動計算書
第一節　総則（第九十九条・第百条）
第二節　株主資本（第百一条・第百二条）
第三節　評価・換算差額等（第百三条・第百四条）
第三節の二　株式引受権（第百四条の二）
第四節　新株予約権（第百五条）
第五節　注記事項（第百六条―第百九条）
第六節　雑則（第百九条の二）
第五章　キャッシュ・フロー計算書
第一節　総則（第百十条―第百十二条）
第二節　キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第百十三条―第百十六条）
第三節　雑則（第百十七条―第百十九条）
第六章　附属明細表（第百二十条―第百二十六条）
第七章　特例財務諸表提出会社の財務諸表（第百二十七条・第百二十八条）
第三編　第一種中間財務諸表
第一章　総則（第百二十九条―第百五十四条）
第二章　中間貸借対照表
第一節　総則（第百五十五条―第百五十七条）
第二節　資産（第百五十八条―第百七十条）
第三節　負債
第一目　総則（第四十五条・第四十六条）
第二目　流動負債（第四十七条―第五十条）
第三目　固定負債（第五十一条―第五十三条）
第四目　雑則（第五十四条―第五十八条）
第四節　純資産
第一目　総則（第五十九条）
第二目　株主資本（第六十条―第六十六条の二）
第三目　評価・換算差額等（第六十七条）
第三目の二　株式引受権（第六十七条の二）
第四目　新株予約権（第六十八条）
第五目　雑則（第六十八条の二―第六十八条の四）
第三章　損益計算書
第一節　総則（第六十九条―第七十一条）
第二節　売上高及び売上原価（第七十二条―第八十三条）
第三節　販売費及び一般管理費（第八十四条―第八十九条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第九十条―第九十五条）
第五節　特別利益及び特別損失（第九十五条の二―第九十五条の四）
第六節　当期純利益又は当期純損失（第九十五条の五―第九十五条の五の三）
第七節　雑則（第九十六条―第九十八条の二）
第四章　株主資本等変動計算書
第一節　総則（第九十九条・第百条）
第二節　株主資本（第百一条・第百二条）
第三節　評価・換算差額等（第百三条・第百四条）
第三節の二　株式引受権（第百四条の二）
第四節　新株予約権（第百五条）
第五節　注記事項（第百六条―第百九条）
第六節　雑則（第百九条の二）
第五章　キャッシュ・フロー計算書
第一節　総則（第百十条―第百十二条）
第二節　キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第百十三条―第百十六条）
第三節　雑則（第百十七条―第百十九条）
第六章　附属明細表（第百二十条―第百二十六条）
第七章　特例財務諸表提出会社の財務諸表（第百二十七条・第百二十八条）
第八章　指定国際会計基準特定会社の財務諸表（第百二十九条・第百三十条）
第九章　外国会社の財務書類（第百三十一条―第百三十五条）
附則

第三節　負債（第百七十一条―第百七十六条）
第四節　純資産（第百七十七条―第百八十一条）
第五節　雑則（第百八十二条―第百八十四条）
第三章　中間損益計算書
第一節　総則（第百八十五条・第百八十六条）
第二節　売上高及び売上原価（第百八十七条―第百八十九条）
第三節　販売費及び一般管理費（第百九十条・第百九十一条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第百九十二条―第百九十四条）
第五節　特別利益及び特別損失（第百九十五条―第百九十七条）
第六節　中間純利益又は中間純損失（第百九十八条―第二百条）
第七節　雑則（第二百一条―第二百三条）
第四章　中間キャッシュ・フロー計算書
第一節　総則（第二百四条・第二百五条）
第二節　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第二百六条・第二百七条）
第五章　株主資本等に関する注記（第二百八条・第二百九条）
第四編　第二種中間財務諸表
第一章　総則（第二百十条―第二百四十四条）
第二章　中間貸借対照表
第一節　総則（第二百四十五条―第二百四十七条）
第二節　資産（第二百四十八条―第二百六十一条）
第三節　負債（第二百六十二条―第二百六十八条）
第四節　純資産（第二百六十九条―第二百八十条）
第五節　雑則（第二百八十一条―第二百八十四条）
第三章　中間損益計算書
第一節　総則（第二百八十五条・第二百八十六条）
第二節　売上高及び売上原価（第二百八十七条―第二百八十九条）
第三節　販売費及び一般管理費（第二百九十条・第二百九十一条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第二百九十二条―第二百九十四条）
第五節　特別利益及び特別損失（第二百九十五条―第二百九十九条）
第六節　中間純利益又は中間純損失（第三百条―第三百二条）
第七節　雑則（第三百三条―第三百七条）
第四章　中間株主資本等変動計算書
第一節　総則（第三百八条・第三百九条）
第二節　株主資本（第三百十条・第三百十一条）
第三節　評価・換算差額等（第三百十二条・第三百十三条）
第四節　株式引受権（第三百十四条）
第五節　新株予約権（第三百十五条）
第六節　注記事項（第三百十六条―第三百十九条）
第七節　雑則（第三百二十条）
第五章　中間キャッシュ・フロー計算書
第一節　総則（第三百二十一条―第三百二十三条）
第二節　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第三百二十四条・第三百二十五条）

第五編　指定国際会計基準特定会社の財務諸表又は中間財務諸表（第三百二十六条・第三百二十七条）
第六編　外国会社の財務書類（第三百二十八条―第三百三十二条）
附則

第一編　総則

（適用の一般原則）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項又は第二十四条の五第一項（この規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、次の各号に掲げるものの用語、様式及び作成方法は、当該各号に定める規定の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

一　財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）並びに附属明細表又は第三百二十六条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第三百条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）　この編（第一条の三を除く。）、次編及び第五編

二　第一種中間財務諸表（法第二十四条の五第一項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書又は第三百二十六条第二項の規定により指定国際会計基準により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ。）　この編（第一条の三を除く。）、第三編及び第五編

三　第二種中間財務諸表（法第二十四条の五第一項の表の第二号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第二条の二に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。）又は第三百二十六条第二項の規定により指定国際会計基準により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）　この編（第一条の三を除く。）、第四編及び第五編

第一章　総則

（適用の一般原則）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は同条第六項（これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）並びに附属明細表又は第百二十九条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第一条の三を除き、この章から第八章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3　企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

一　利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

二　特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。

三　高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（次号及び第五号において「基準委員会」という。）を設けていること。

四　基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。

五　基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん（企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。）の観点から継続して検討を加えるものであること。

２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

３　企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

一　利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

二　特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。

三　高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（次号及び第五号において「基準委員会」という。）を設けていること。

四　基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。

五　基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん（企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。）の観点から継続して検討を加えるものであること。

４　金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項について、その作成方法の基準として特に公表したものがある場合には、当該基準は、この規則の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

（連結財務諸表を作成している会社の特例）

第一条の二　連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社（第二条に規定する別記事業を営む株式会社又は指定法人を除く。次編第七章において「特例財務諸表提出会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによることができる。

（指定国際会計基準特定会社の特例）

第一条の二の二　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次の各号に掲げる株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する当該各号に定める財務諸表又は中間財務諸表（第一条第一項第二号又は第三号に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法（第一号又は第三号に掲げる株式会社にあつては、それぞれ連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）は、第五編の定めるところによることができる。

一　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　財務諸表

イ　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。

ロ　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

４　金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項について、その作成方法の基準として特に公表したものがある場合には、当該基準は、この規則の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

（連結財務諸表を作成している会社の特例）

第一条の二　連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社（第二条に規定する別記事業を営む株式会社又は指定法人を除く。第七章において「特例財務諸表提出会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによることができる。

（指定国際会計基準特定会社の特例）

第一条の二の二　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第八章の定めるところによることができる。

一　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つていること。

二　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

二　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　第一種中間財務諸表

イ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当中間会計期間の属する事業年度の直前の事業年度（以下(1)、第三編及び第四編において「前事業年度」という。）に係る財務諸表を記載している場合に限る。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前事業年度に係る財務諸表を記載している場合に限る。）において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。

(2)　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する同項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書において、第一種中間財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。

ロ　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて第一種中間財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

三　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　第二種中間財務諸表

イ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　前号イ(1)に掲げる要件

(2)　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する同項の表の第二号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書において、第二種中間財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。

ロ　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて第二種中間財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

（外国会社の特例）

第一条の三　外国会社（法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）、同項第二十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号、第四号若しくは第六号に掲げる権利の発行者をいう。第六編において同じ。）が提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、同編の定めるところによるものとする。

第五条から第七条まで　削除

（外国会社の特例）

第一条の三　外国会社（法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十七号に掲げる有価証券で同項第三号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）、同項第二十一号に掲げる有価証券又は同条第二項第二号、第四号若しくは第六号に掲げる権利の発行者をいう。第九章において同じ。）が提出する財務書類（中間財務書類及び四半期財務書類を除く。同章において同じ。）の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによるものとする。

（財務諸表の作成基準及び表示方法）

第五条　法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一　財務諸表提出会社（法の規定により財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する真実な内容を表示すること。

二　財務諸表提出会社の利害関係人に対して、その財政、経営及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明瞭に表示すること。

三　財務諸表提出会社が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。

2　財務諸表に記載すべき事項で同一の内容のものについては、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて、同一の表示方法を採用しなければならない。

（定義）

第八条　［略］

2　この規則において「通常の取引」とは、財務諸表提出会社（法の規定により財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。以下同じ。）の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。

［3～9　略］

10　この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。

［一・二　略］

三　前二号に掲げる取引に類似する取引（取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）における取引、外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）における取引、商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引又は外国商品市場取引（次項第三号、第八条の八第二項及び第二百二十三条第三項において「市場取引」という。）以外の取引を含む。）

［11～14　略］

15　この規則において「連結財務諸表」、「第一種中間連結財務諸表」又は「第二種中間連結財務諸表」とは、それぞれ連結財務諸表規則第一条第一項各号に規定する連結財務諸表、第一種中間連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表をいう。

［16～18　略］

19　前項並びに次編第五章、第三編第四章及び第四編第五章において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。次編第五章、第三編第四章及び第四編第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。次編第五章、第三編第四章及び第四編第五章において同じ。）の額の合計額をいう。

［20～22　略］

23　この規則において、「自己株式」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該者が保有する当該各号に定める株式をいう。

一　財務諸表提出会社　財務諸表提出会社の株式

二　第一種中間財務諸表提出会社（法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の表の第一号の規定により第一種中間財務諸表を提出すべき会社及び指定法人並びに同項ただし書の規定により第一種中間財務諸表を提出する同表の第三号の上欄に掲げる会社及び指定法人をいう。以下同じ。）　第一種中間財務諸表提出会社の株式

三　第二種中間財務諸表提出会社（法の規定により第二種中間財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。以下同じ。）　第二種中間財務諸表提出会社の株式

（比較情報の作成）

第六条　当事業年度に係る財務諸表は、当該財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（当事業年度に係る財務諸表（附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する当事業年度の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）に係る事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

第七条　削除

（定義）

第八条　［同上］

2　この規則において「通常の取引」とは、財務諸表提出会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。

［3～9　同上］

10　［同上］

［一・二　同上］

三　前二号に掲げる取引に類似する取引（取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）における取引、外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）における取引、商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引又は外国商品市場取引（次項第三号及び第八条の八第二項において「市場取引」という。）以外の取引を含む。）

［11～14　同上］

15　この規則において「連結財務諸表」とは、連結財務諸表規則第一条に規定する連結財務諸表をいう。

［16～18　同上］

19　前項及び第五章において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。同章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。同章において同じ。）の額の合計額をいう。

［20～22　同上］

23　この規則において、「自己株式」とは、財務諸表提出会社が保有する財務諸表提出会社の株式をいう。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

24　この規則において、「自社の株式」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める株式をいう。

一　財務諸表提出会社　財務諸表提出会社の株式

二　第二種中間財務諸表提出会社　第二種中間財務諸表提出会社の株式

［25～27　略］

28　この規則において、「取得企業」とは、他の企業又は企業を構成する事業を取得する（支配を獲得することをいう。次項及び第三十六項、第八条の十七第一項、第八条の十九第一項、第五十六条、第百四十三条第一項並びに第二百二十八条において同じ。）企業をいう。

［29～43　略］

44　この規則において「会計方針」とは、財務諸表又は中間財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

45　この規則において「表示方法」とは、財務諸表又は中間財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

46　この規則において「会計上の見積り」とは、資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表又は中間財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

［47・48　略］

49　この規則において「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度（当事業年度の直前の事業年度をいう。以下この条及び次編において同じ。）以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。

50　この規則において「誤謬（びゅう）」とは、その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表又は中間財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

51　この規則において「遡及適用」とは、新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

52　この規則において「財務諸表の組替え」とは、新たな表示方法を前事業年度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することをいい、「第二種中間財務諸表の組替え」とは、新たな表示方法を前事業年度以前の財務諸表及び前中間会計期間以前の第二種中間財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することをいう。

53　この規則において「修正再表示」とは、前事業年度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表における誤謬（びゅう）の訂正を財務諸表又は中間財務諸表に反映することをいう。

［54～68　略］

69　この規則において「ヘッジ会計」とは、ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この項において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この項及び第六十七条第一項

24　この規則において、「自社の株式」とは、財務諸表提出会社の株式をいう。

［号を加える。］

［号を加える。］

［25～27　同上］

28　この規則において、「取得企業」とは、他の企業又は企業を構成する事業を取得する（支配を獲得することをいう。次項及び第三十六項、第八条の十七第一項、第八条の十九第一項並びに第五十六条において同じ。）企業をいう。

［29～43　同上］

44　この規則において「会計方針」とは、財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

45　この規則において「表示方法」とは、財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

46　この規則において「会計上の見積り」とは、資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

［47・48　同上］

49　この規則において「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。

50　この規則において「誤謬（びゅう）」とは、その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

51　この規則において「遡及適用」とは、新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

52　この規則において「財務諸表の組替え」とは、新たな表示方法を前事業年度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することをいう。

53　この規則において「修正再表示」とは、前事業年度以前の財務諸表における誤謬（びゅう）の訂正を財務諸表に反映することをいう。

［54～68　同上］

69　この規則において「ヘッジ会計」とは、ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この項において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この項及び第六十七条第一項

第二号において同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。第八条の八第三項、第六十七条第一項第二号及び第二百二十三条第四項において同じ。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。

第二編　財務諸表

第一章　総則

（財務諸表の作成基準及び表示方法）

第八条の二　法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一　財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する真実な内容を表示すること。

二　財務諸表提出会社の利害関係人に対して、その財政、経営及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な会計事実を明瞭に表示すること。

三　財務諸表提出会社が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。

2　財務諸表に記載すべき事項で同一の内容のものについては、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて、同一の表示方法を採用しなければならない。

（比較情報の作成）

第八条の二の二　当事業年度に係る財務諸表は、当該財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（当事業年度に係る財務諸表（附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する前事業年度に係る事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

（重要な会計方針の注記）

第八条の二の三　会計方針については、財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第八条の二の四　当事業年度の財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積り（この編の規定により注記すべき事項の記載に当たつて行つた会計上の見積りを含む。）のうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるもの（以下この条において「重要な会計上の見積り」という。）を識別した場合には、次に掲げる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。

［一～三　略］

2　前項第二号及び第三号に掲げる事項は、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、同項第二号及び第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。

［3・4　略］

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第八条の三　会計基準その他の規則（以下「会計基準等」という。）の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成（以下「会計基準等の改正等」という。）に伴い会計方針の変更を行つた場合（当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

［一～三　略］

第二号において同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。第八条の八第三項及び第六十七条第一項第二号において同じ。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。

（重要な会計方針の注記）

第八条の二　会計方針については、財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第八条の二の二　当事業年度の財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積り（この規則の規定により注記すべき事項の記載に当たつて行つた会計上の見積りを含む。）のうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるもの（以下この条において「重要な会計上の見積り」という。）を識別した場合には、次に掲げる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。

［一～三　同上］

2　前項第二号及び第三号に掲げる事項は、この規則の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、同項第二号及び第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。

［3・4　同上］

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第八条の三　会計基準その他の規則（以下「会計基準等」という。）の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成（次条において「会計基準等の改正等」という。）に伴い会計方針の変更を行つた場合（当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

［一～三　同上］

四　前事業年度に係る一株当たり情報（一株当たり純資産額、一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額（第九十五条の五の三第一項に規定する潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額をいう。）をいう。以下この章において同じ。）に対する影響額

五　［略］

［２～４　略］

（重要な後発事象の注記）

第八条の四　貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（以下この章において「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

（追加情報の注記）

第八条の五　この編において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

（金融商品に関する注記）

第八条の六の二　［略］

［２・３　略］

４　投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

［５～10　略］

（デリバティブ取引に関する注記）

第八条の八　第八条の六の二（第十項を除く。）に規定する事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引　取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号、第百四十条第一項並びに第二百二十三条第一項及び第二項において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

二　［略］

２　前項第一号に規定する事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項、第百四十条第二項並びに第二百二十三条第三項及び第四項において同じ。）の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

［３・４　略］

四　前事業年度に係る一株当たり情報（一株当たり純資産額、一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額（第九十五条の五の三第一項に規定する潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額をいう。）をいう。以下同じ。）に対する影響額

五　［同上］

［２～４　同上］

（重要な後発事象の注記）

第八条の四　貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

（追加情報の注記）

第八条の五　この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

（金融商品に関する注記）

第八条の六の二　［同上］

［２・３　同上］

４　投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

［５～10　同上］

（デリバティブ取引に関する注記）

第八条の八　［同上］

一　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引　取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

二　［同上］

２　前項第一号に規定する事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

［３・４　同上］

（持分法損益等の注記）

第八条の九　連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一　［略］

二　開示対象特別目的会社（第八条第七項の規定による特別目的会社（同項の規定により譲渡会社等の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下この号及び第二百二十五条第二号において同じ。）がある場合　開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

（税効果会計の適用）

第八条の十一　法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下この編において同じ。）を適用して財務諸表を作成しなければならない。

（共同支配企業の形成の注記）

第八条の二十二　当該事業年度において共同支配企業を形成する企業結合（以下「共同支配企業の形成」という。）が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

［一・二　略］

［2・3　略］

（賃貸等不動産に関する注記）

第八条の三十　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この項及び第二百三十九条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　略］

2　［略］

（収益認識に関する注記）

第八条の三十二　［略］

2　前項各号に掲げる事項について、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合（次項に規定する場合を除く。）には、その旨を記載し、前項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3　第一項各号に掲げる事項について、第八条の二の三の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、注記を省略することができる。

［4・5　略］

（持分法損益等の注記）

第八条の九　［同上］

一　［同上］

二　開示対象特別目的会社（第八条第七項の規定による特別目的会社（同項の規定により譲渡会社等の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）がある場合　開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

（税効果会計の適用）

第八条の十一　法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）を適用して財務諸表を作成しなければならない。

（共同支配企業の形成の注記）

第八条の二十二　当該事業年度において共同支配企業を形成する企業結合（以下この条及び次条第一項において「共同支配企業の形成」という。）が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

［一・二　同上］

［2・3　同上］

（賃貸等不動産に関する注記）

第八条の三十　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　同上］

2　［同上］

（収益認識に関する注記）

第八条の三十二　［同上］

2　前項各号に掲げる事項について、この規則の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合（次項に規定する場合を除く。）には、その旨を記載し、前項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3　第一項各号に掲げる事項について、第八条の二の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、注記を省略することができる。

［4・5　同上］

（注記の方法）

第九条　第八条の二の三の規定による注記は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

２　第八条の二の四から第八条の三の二までの規定による注記は、第八条の二の三の規定による注記の次に記載しなければならない。

３　この編の規定により記載すべき注記（第八条の二の三から第八条の三の二までの規定による注記を除く。）は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当であると認められるものを除き、第八条の二の四から第八条の三の二までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、第八条の二の三の規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

４　第八条の二十七の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第八条の二の三の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第八条の二十七の規定による注記の次に記載しなければならない。

５　この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

第十条　第二条の規定が適用される事業を営む株式会社又は指定法人が、法の規定により提出する財務諸表について、この編の規定により注記すべき事項と同一の事項がある場合には、当該事項については、第二条本文に規定する特に法令の定めがある場合における当該法令又は準則の定めにかかわらず、この編の規定による注記を記載しなければならない。ただし、金融庁長官が特定の事業に関し、注記を記載することが適当でないと認めて別に指示した事項については、この限りでない。

第十条の二　特定信託財産について作成すべき財務諸表について、この編の規定により注記すべき事項と同一の事項がある場合には、当該事項については、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めにかかわらず、この編の規定による注記を記載しなければならない。ただし、金融庁長官が注記を記載することが適当でないと認めて別に指示した事項については、この限りでない。

（偶発債務の注記）

第五十八条　偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。以下同じ。）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（指定法人の純資産の記載）

第六十八条の三　指定法人が貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

（売上原価の表示方法）

第七十五条　売上原価に属する項目は、第一号及び第二号の項目を示す名称を付した科目並びにこれらの科目に対する控除科目としての第三号の項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　商品又は製品（半製品、副産物、作業くず等を含む。以下この項及び次条において同じ。）の期首棚卸高

［二・三　略］

２　［略］

（注記の方法）

第九条　第八条の二の規定による注記は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

２　第八条の二の二から第八条の三の二までの規定による注記は、第八条の二の規定による注記の次に記載しなければならない。

３　この規則の規定により記載すべき注記（第八条の二から第八条の三の二までの規定による注記を除く。）は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。以下同じ。）として記載することが適当であると認められるものを除き、第八条の二の二から第八条の三の二までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、第八条の二の規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

４　第八条の二十七の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第八条の二の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第八条の二十七の規定による注記の次に記載しなければならない。

５　この規則の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

第十条　第二条の規定が適用される事業を営む株式会社又は指定法人が、法の規定により提出する財務諸表について、この規則の規定により注記すべき事項と同一の事項がある場合には、当該事項については、第二条本文に規定する特に法令の定めがある場合における当該法令又は準則の定めにかかわらず、この規則の規定による注記を記載しなければならない。ただし、金融庁長官が特定の事業に関し、注記を記載することが適当でないと認めて別に指示した事項については、この限りでない。

第十条の二　特定信託財産について作成すべき財務諸表について、この規則の規定により注記すべき事項と同一の事項がある場合には、当該事項については、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めにかかわらず、この規則の規定による注記を記載しなければならない。ただし、金融庁長官が注記を記載することが適当でないと認めて別に指示した事項については、この限りでない。

（偶発債務の注記）

第五十八条　偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（指定法人の純資産の記載）

第六十八条の三　指定法人が貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

（売上原価の表示方法）

第七十五条　［同上］

一　商品又は製品（半製品、副産物、作業くず等を含む。以下同じ。）の期首棚卸高

［二・三　同上］

２　［同上］

（営業外収益の表示方法）

第九十条　営業外収益に属する収益は、受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、仕入割引その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうちその金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（当期純利益又は当期純損失）

第九十五条の五　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当該事業年度に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）

二　［略］

［２・３　略］

第百九条の二　指定法人が、株主資本等変動計算書を作成する場合において、この編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）

第百二十七条　［略］

２　特例財務諸表提出会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める事項の注記をもつて当該各号に掲げる規定の注記に代えることができる。

一　第八条の二の三　会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第百一条各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

［二～八　略］

第三編　第一種中間財務諸表

第一章　総則

（第一種中間財務諸表作成の一般原則）

第百二十九条　第一種中間財務諸表は、原則として財務諸表の作成に当たつて適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成されなければならない。

２　前事業年度に係る財務諸表及び前中間会計期間に係る第一種中間財務諸表の作成のために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当中間会計期間において継続して適用しなければならない。

３　第一種中間財務諸表の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

（比較情報の作成）

第百三十条　当中間会計期間に係る第一種中間財務諸表は、当該第一種中間財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる第一種中間財務諸表の区分に応じ、当該第一種中間財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

一　中間貸借対照表　前事業年度に係る事項

二　中間損益計算書　前中間会計期間に係る事項

三　中間キャッシュ・フロー計算書　前中間会計期間に係る事項

（営業外収益の表示方法）

第九十条　営業外収益に属する収益は、受取利息（有価証券利息を除く。）、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、仕入割引その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうちその金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（当期純利益又は当期純損失）

第九十五条の五　次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当該事業年度に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。）

二　［同上］

［２・３　同上］

第百九条の二　指定法人が、株主資本等変動計算書を作成する場合において、この規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）

第百二十七条　［同上］

２　［同上］

一　第八条の二　会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第百一条各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

［二～八　同上］

［編を加える。］

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第百三十一条　会計基準等の改正等に伴い重要な会計方針の変更を行った場合（当該会計基準等に遡及適用に係る経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　税引前中間純損益金額に対する前中間会計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

四　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

五　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要

四　税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

4　第二項第三号及び前項第四号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第百三十二条　会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　税引前中間純損益金額に対する前中間会計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

四　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

五　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　前項第三号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

4　前事業年度において会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行っており、かつ、当中間会計期間に係る第一種中間財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前中間会計期間に係る第一種中間財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第百二十三条　会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

2　前項第二号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第百二十四条　重要な会計方針の変更を行った場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　税引前中間純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

2　前項第三号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

（修正再表示に関する注記）

第百二十五条　修正再表示を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　誤謬（びゅう）の内容

二　税引前中間純損益金額に対する前中間会計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

（第一種中間財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記）

第百二十六条　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、第一種中間財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（重要な後発事象の注記）

第百二十七条　中間貸借対照表日後、第一種中間財務諸表提出会社の当該第一種中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

（金融商品に関する注記）

第百三十八条　金融商品については、当該金融商品に関する中間貸借対照表の科目ごとに、会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、中間貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間貸借対照表の科目ごとの中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額、時価及び当該中間貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

2　前項本文の規定にかかわらず、中間貸借対照表の科目ごとの中間貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

3　時価で中間貸借対照表に計上している金融商品については、当該金融商品に関する中間貸借対照表の科目ごとに、会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該項目ごとの次に掲げる事項

イ　中間貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

ロ　中間貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

ハ　中間貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

二　前号ロ又はハの規定により注記した金融商品の時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

4　前項の規定にかかわらず、中間貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの中間貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

5　第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間貸借対照表日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6　第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7　投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の中間貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

8　第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

（有価証券に関する注記）

第百三十九条　前条に定める事項のほか、有価証券（次の各号に掲げる有価証券に限る。）については、当該有価証券が会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該有価証券の中間貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

一　満期保有目的の債券　次に掲げる事項

イ　中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額

ロ　中間貸借対照表日における時価

ハ　中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額と時価との差額

二　その他有価証券　株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項

イ　取得原価

ロ　中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額

ハ　中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額と取得原価との差額

（デリバティブ取引に関する注記）

第百四十条　第百三十八条に規定する事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものを除くことができる。）については、当該取引が会社の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

2　前項に規定する事項は、取引の種類に区分して記載しなければならない。

（税効果会計の適用）

第百四十一条　法人税等については、税効果会計（中間貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の中間純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下この編及び次編において同じ。）を適用して第一種中間財務諸表を作成しなければならない。

（持分法損益等の注記）

第百四十二条　関連会社を有している場合には、当該関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額を注記しなければならない。ただし、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第百四十三条　当中間会計期間において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条第一項に定める場合を除く。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一　企業結合の概要

二　中間損益計算書に含まれる被取得企業又は取得した事業の業績の期間

三　被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
四　取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数
五　発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因
六　前号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益の金額が暫定的に算定された金額である場合には、その旨

2　前項ただし書の規定にかかわらず、当中間会計期間における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当中間会計期間における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3　中間貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われた中間会計期間においては、当該確定した旨並びに第一項第五号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記しなければならない。ただし、同項ただし書の規定により注記を省略している場合は、注記することを要しない。

4　前項に掲げる暫定的な会計処理の確定に伴い、第一種中間財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されている場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）

第百四十四条　当中間会計期間において逆取得となる企業結合が行われた場合には、前条第一項各号に掲げる事項に準ずる事項並びに当該企業結合にパーチェス法を適用したとしたときに中間貸借対照表及び中間損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しなければならない。

2　前項の規定により注記した場合は、企業結合が行われた中間会計期間の末日後においても、影響の概算額に重要性が乏しくなつた場合を除き、同項に規定する事項及び影響の概算額を注記しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、第八条の十八第三項第二号から第四号までに掲げる企業結合において、同項第二号から第四号までに定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

（共通支配下の取引等の注記）

第百四十五条　当中間会計期間において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要
二　実施した会計処理の概要
三　子会社株式を追加取得した場合には、第百四十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項に準ずる事項

2　前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当中間会計期間における個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、当中間会計期間における複数の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

３　子会社が親会社を吸収合併した場合で、子会社が第一種中間連結財務諸表を作成していないときは、親会社が子会社を吸収合併したものとした場合の中間貸借対照表及び当中間会計期間に係る中間損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しなければならない。

４　前項の規定により注記した場合は、企業結合が行われた中間会計期間の末日後においても、影響の概算額に重要性が乏しくなつた場合を除き、同項に規定する影響の概算額を注記しなければならない。

（共同支配企業の形成の注記）

第百四十六条　当中間会計期間において共同支配企業の形成を行つた場合には、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に準ずる事項を記載しなければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項に準ずる事項を記載するときは、企業結合を共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当中間会計期間における個々の共同支配企業の形成に係る取引に重要性は乏しいが、当中間会計期間における複数の共同支配企業の形成に係る取引全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

（事業分離における分離元企業の注記）

第百四十七条　当中間会計期間において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　事業分離の概要

二　実施した会計処理の概要としてイ又はロに定める事項

イ　移転損益を認識した場合には、その金額、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

ロ　移転損益を認識しなかつた場合には、その旨、受取対価の種類、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

三　分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

四　中間損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

五　移転損益を認識した事業分離において分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有する以外に、継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要

２　前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができる。

３　当中間会計期間における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏しいが、当中間会計期間における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

（事業分離における分離先企業の注記）

第百四十八条　分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二　実施した会計処理の概要

三　分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

（継続企業の前提に関する注記）

第百四十九条　中間貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、中間貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合は、注記することを要しない。

一　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四　当該重要な不確実性の影響を第一種中間財務諸表に反映しているか否かの別

（追加情報の注記）

第百五十条　この編において特に定める注記のほか、第一種中間財務諸表提出会社の利害関係人が、第一種中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

（セグメント情報等の注記）

第百五十一条　セグメント情報については、次に掲げる事項を様式第十六号に定めるところにより注記しなければならない。

一　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額

二　前号に掲げる利益又は損失の金額の合計額と当該項目に相当する科目ごとの中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

三　報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となつた事象の概要（前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）

2　当中間会計期間において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る利益若しくは損失の金額の算定方法（次項において「報告セグメントに係る算定方法」という。）の重要な変更があつた場合には、その内容を注記しなければならない。

3　前事業年度において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があり、かつ、前中間会計期間における報告セグメント又は報告セグメントに係る算定方法と当中間会計期間におけるこれらの事項との間に相違がみられる場合には、その旨並びに前中間会計期間に係る第一項第一号及び第二号に掲げる金額（当中間会計期間における報告セグメント及び報告セグメントに係る算定方法に基づいて算定したものに限る。）を注記しなければならない。

4　前項の場合において、正確な金額を算定することが困難なときは、同項に規定する金額に代えて、適当な方法により概算額を注記することができる。ただし、金額を算定することが困難な場合には、同項に規定する金額に代えて、その旨及びその理由を注記することができる。

5　当中間会計期間において、固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合、のれんの金額に重要な変動が生じた場合又は重要な負ののれん発生益を認識した場合には、報告セグメントごとにその概要を注記しなければならない。

（収益認識に関する注記）

第百五十二条　当中間会計期間に係る顧客との契約から生じる収益については、当該収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報であつて、投資者その他の第一種中間財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2　前項に規定する事項について、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、同項に規定する事項の記載を省略することができる。

（注記の方法）

第百五十三条　第百三十一条から第百三十六条までの規定による注記は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2　この編（第百三十一条から第百三十六条までを除く。）の規定による注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている第一種中間財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当と認められるものを除き、第百三十一条から第百三十六条までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、これらの規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

3　第百四十九条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

4　前項の場合において、第百三十一条から第百三十六条までの規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第百四十九条の規定による注記の次に記載しなければならない。

5　この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

（金額の表示の単位）

第百五十四条　第一種中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。

第二章　中間貸借対照表

第一節　総則

（中間貸借対照表の記載方法）

第百五十五条　中間貸借対照表の記載方法は、この章の定めるところによる。

2　中間貸借対照表は、様式第十七号により記載するものとする。

（資産、負債及び純資産の分類記載）

第百五十六条　資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

（科目の記載の配列）

第百五十七条　資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法によるものとする。

第二節　資産

（資産の分類）

第百五十八条　資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

（各資産の範囲）

第百五十九条　第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第百六十条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　現金及び預金

二　受取手形、売掛金及び契約資産

三　有価証券

四　商品及び製品（半製品を含む。）

五　仕掛品

六　原材料及び貯蔵品

七　その他

2　前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3　第一項第七号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産の総額の百分の十を超えるもの又は資産の総額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切であるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

4　第一項本文の規定にかかわらず、同項第四号から第六号までに掲げる項目に属する資産については、棚卸資産の科目をもつて一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

（流動資産に係る引当金の表示）

第百六十一条　第二十条（第三項を除く。）の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（有形固定資産の区分表示）

第百六十二条　有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうちに、その金額が資産の総額の百分の十を超えるものがある場合又は資産の総額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切な場合には、当該資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれの資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（有形固定資産の減価償却累計額の表示）

第百六十三条　有形固定資産に対する減価償却累計額は、次に掲げる方法のいずれかにより掲記又は表示しなければならない。

一　有形固定資産又は各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもつて掲記する方法

二　各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法

三　有形固定資産又は各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該有形固定資産又は各資産の金額として表示する方法

（有形固定資産の減損損失累計額の表示）

第百六十四条　第二十六条の二（第四項及び第五項を除く。）の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

（無形固定資産の区分表示）

第百六十五条　無形固定資産に属する資産は、これを一括し、無形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、無形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　第百六十二条第二項の規定は、無形固定資産について準用する。

（無形固定資産の減価償却累計額等の表示）

第百六十六条　第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。

（投資その他の資産の区分表示）

第百六十七条　投資その他の資産に属する資産は、これを一括し、投資その他の資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、投資その他の資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　第百六十二条第二項の規定は、投資その他の資産について準用する。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第百六十八条　第三十四条において準用する第二十条（第三項を除く。）の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（繰延資産の区分表示）

第百六十九条　繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、繰延資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　第百六十二条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

（繰延資産の償却累計額の表示）

第百七十条　第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額について準用する。

第三節　負債

（負債の分類）

第百七十一条　負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

（各負債の範囲）

第百七十二条　第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三の規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

（流動負債の区分表示）

第百七十三条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　支払手形及び買掛金

二　短期借入金（株主、役員又は従業員からの短期借入金を除く。）

三　未払法人税等
四　引当金
五　資産除去債務
六　その他

2　前項の規定は、同項各号に掲げる項目に属する負債で別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3　第一項第四号に掲げる引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

4　第一項第六号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の十を超えるもの又は負債及び純資産の合計額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切であるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第百七十四条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　社債
二　長期借入金（株主、役員又は従業員からの長期借入金を除く。）
三　引当金
四　資産除去債務
五　その他

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　前条第三項の規定は、第一項第三号に掲げる引当金について準用する。

4　前条第四項の規定は、第一項第五号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（偶発債務の注記）

第百七十五条　第五十八条の規定は、偶発債務について準用する。

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第百七十六条　同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次に掲げる方法のいずれかにより表示しなければならない。

一　棚卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法
二　棚卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

第四節　純資産

（純資産の分類）

第百七十七条　純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

（株主資本の分類及び区分表示）

第百七十八条　株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

2　第六十一条の規定は、資本金について準用する。

3　第六十二条第一項の規定は、申込期日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

4　第六十六条の規定は、自己株式について準用する。

5　第六十六条の二の規定は、自己株式申込証拠金について準用する。

（評価・換算差額等の分類及び区分表示）

第百七十九条　第六十七条の規定は、評価・換算差額等について準用する。

（株式引受権の表示）

第百八十条　第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する。

（新株予約権の表示）

第百八十一条　第六十八条の規定は、新株予約権について準用する。

第五節　雑則

（特別法上の準備金等）

第百八十二条　準備金等は、第百五十七条及び第百七十一条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

2　前項の準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（別記事業の資産及び負債の記載）

第百八十三条　別記事業を営む会社が中間貸借対照表を作成する場合においてその資産及び負債についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事業を営む会社は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2　前項の場合において資産及び負債の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

（指定法人の純資産の記載）

第百八十四条　指定法人が中間貸借対照表を作成する場合においてその純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

第三章　中間損益計算書

第一節　総則

（中間損益計算書の記載方法）

第百八十五条　中間損益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

2　中間損益計算書は、様式第十八号により記載するものとする。

（収益及び費用の分類）

第百八十六条　収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一　売上高

二　売上原価

三　販売費及び一般管理費

四　営業外収益

五　営業外費用

六　特別利益

七　特別損失

第二節　売上高及び売上原価

（売上高の表示方法）

第百八十七条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上原価の表示方法）

第百八十八条　売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上総損益金額の表示）

第百八十九条　売上高と売上原価との差額は、売上総利益金額又は売上総損失金額として記載しなければならない。

第三節　販売費及び一般管理費

（販売費及び一般管理費の表示方法）

第百九十条　販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記することを妨げない。

２　前項ただし書に規定する主要な費目とは、引当金繰入額（その金額が少額であるものを除く。）及びこれ以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十を超える費用又は販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十以下であつても区分して表示することが適切と認められる費用をいう。

（営業損益金額の表示）

第百九十一条　売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額として記載しなければならない。

第四節　営業外収益及び営業外費用

（営業外収益の表示方法）

第百九十二条　営業外収益に属する収益は、受取利息（有価証券利息を含む。）、受取配当金、有価証券売却益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（営業外費用の表示方法）

第百九十三条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（経常損益金額の表示）

第百九十四条　営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額及び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失金額として記載しなければならない。

第五節　特別利益及び特別損失

（特別利益の表示方法）

第百九十五条　特別利益に属する利益は、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（特別損失の表示方法）

第百九十六条　特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（税引前中間純損益金額の表示）

第百九十七条　経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及び特別損失の総額を加減した額は、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額として記載しなければならない。

第六節　中間純利益又は中間純損失

（中間純利益又は中間純損失）

第百九十八条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。

3　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項又は前項に規定する項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（一株当たり中間純損益金額に関する注記）

第百九十九条　当中間会計期間に係る一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

２　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額が算定されている旨

（潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記）

第二百条　当中間会計期間に係る潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額（潜在株式に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当たり中間純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

２　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項の規定により注記すべき事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が算定されている旨

３　前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を下回らない場合及び一株当たり中間純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しないものとする。

第七節　雑則

（特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額）

第二百一条　準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記）

第二百二条　事業の性質上、売上高又は営業費用（売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。）に著しい季節的変動がある場合には、中間損益計算書において、その状況を注記しなければならない。

（別記事業の収益及び費用の記載）

第二百三条　別記事業を営む会社が中間損益計算書を作成する場合においてその収益及び費用についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事業を営む会社は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

２　前項の場合において収益及び費用の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

第四章　中間キャッシュ・フロー計算書

第一節　総則

（中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法）

第二百四条　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間キャッシュ・フロー計算書は、様式第十九号又は様式第二十号により記載するものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書の表示区分）

第二百五条　中間キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

一　営業活動によるキャッシュ・フロー

二　投資活動によるキャッシュ・フロー

三　財務活動によるキャッシュ・フロー

四　現金及び現金同等物に係る換算差額

五　現金及び現金同等物の増加額又は減少額

六　現金及び現金同等物の期首残高

七　現金及び現金同等物の中間期末残高

第二節　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等）

第二百六条　第百十三条から第百十八条までの規定は、中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第百十三条第二号中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第二百七条　中間キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならない。

第五章　株主資本等に関する注記

（配当に関する注記）

第二百八条　当中間会計期間において行われた配当については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日及び配当の原資

二　配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日並びに配当の原資

三　基準日が当事業年度の開始の日から当中間会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるものについては、前二号に掲げる事項に準ずる事項

（株主資本の金額に著しい変動があつた場合の注記）

第二百九条　株主資本の金額に、前事業年度末に比して著しい変動があつた場合には、主な変動事由を注記しなければならない。

第四編　第二種中間財務諸表

第一章　総則

（第二種中間財務諸表作成の一般原則）

第二百十条　第二種中間財務諸表は、中間会計期間に係る第二種中間財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して、有用な情報を提供するものでなければならない。

［編を加える。］

２　前事業年度において財務諸表作成のために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当中間会計期間において継続して適用しなければならない。

３　第二種中間財務諸表の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

（比較情報の作成）

第二百十一条　当中間会計期間に係る第二種中間財務諸表は、当該第二種中間財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる第二種中間財務諸表の区分に応じ、当該第二種中間財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

一　中間貸借対照表　前事業年度に係る事項

二　中間損益計算書　前中間会計期間に係る事項

三　中間株主資本等変動計算書　前中間会計期間に係る事項

四　中間キャッシュ・フロー計算書　前中間会計期間に係る事項

（重要な会計方針の注記）

第二百十二条　会計方針については、第二種中間財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の第二種中間財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第二百十三条　会計基準等の改正等に伴い会計方針の変更を行つた場合（当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　第二種中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額

四　前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報（一株当たり純資産額、一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額（第三百二条第一項に規定する潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額をいう。）をいう。以下この章において同じ。）に対する影響額

五　前事業年度の期首における純資産額に対する影響額

２　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計基準等の名称

ロ　当該会計方針の変更の内容

ハ　第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
ニ　当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
ホ　当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額
ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
二　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項
イ　当該会計基準等の名称
ロ　当該会計方針の変更の内容
ハ　第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
ニ　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
ホ　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨
ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従つて会計処理を行つた場合において、遡及適用を行つていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称
二　当該会計方針の変更の内容
三　当該経過措置に従つて会計処理を行つた旨及び当該経過措置の概要
四　当該経過措置が当事業年度の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）
五　第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
六　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第二百十四条　会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容
二　当該会計方針の変更を行つた正当な理由
三　第二種中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額
四　前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報に対する影響額
五　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計方針の変更の内容

ロ　当該会計方針の変更を行つた正当な理由

ハ　第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計方針の変更の内容

ロ　当該会計方針の変更を行つた正当な理由

ハ　第二種中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　前事業年度において会計方針の変更を行つており、かつ、当中間会計期間に係る第二種中間財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前中間会計期間に係る第二種中間財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。

4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（表示方法の変更に関する注記）

第二百十五条　表示方法の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　第二種中間財務諸表の組替えの内容

二　第二種中間財務諸表の組替えを行つた理由

三　第二種中間財務諸表の主な項目に係る前事業年度及び前中間会計期間における金額

2　前項の規定にかかわらず、第二種中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その理由を注記しなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4　第一項（第一号を除く。）及び第二項に規定する事項について、第二種中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第二百十六条　会計上の見積りの変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　当該会計上の見積りの変更が第二種中間財務諸表に与えている影響額

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第二百十七条　会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行つた正当な理由

三　当該会計方針の変更が第二種中間財務諸表に与えている影響額

（修正再表示に関する注記）

第二百十八条　修正再表示を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　誤謬（びゅう）の内容

二　第二種中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額

三　前事業年度又は当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する影響額

四　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

（重要な後発事象の注記）

第二百十九条　中間貸借対照表日後、第二種中間財務諸表提出会社の当該第二種中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（以下この章において「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

（リース取引に関する注記）

第二百二十条　第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（金融商品に関する注記）

第二百二十一条　第八条の六の二第一項（第一号を除く。）から第五項まで及び第十項の規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同項第三号中「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「期末残高」

とあるのは「中間会計期間末残高」と、同条第二項中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第三項中「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第四項中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第五項中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「期末残高」とあるのは「中間会計期間末残高」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第十項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（有価証券に関する注記）

第二百二十二条　第八条の七第一項（第一号、第五号及び第六号を除く。）及び第四項の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同条第一項第二号から第四号までの規定中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（デリバティブ取引に関する注記）

第二百二十三条　第二百二十一条に規定する事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間貸借対照表日における時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2　前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び中間貸借対照表日における時価を注記することができる。

3　第一項に規定する事項は、取引の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4　第二項に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

5　第一項に規定する事項は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（税効果会計の適用）

第二百二十四条　法人税等については、税効果会計を適用して第二種中間財務諸表を作成しなければならない。

（持分法損益等の注記）

第二百二十五条　第二種中間連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一　関連会社がある場合　関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

二　開示対象特別目的会社がある場合　開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第二百二十六条　第八条の十四の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（ストック・オプションに関する注記）

第二百二十七条　前条の規定のほか、中間会計期間においてストック・オプションを付与した場合には、当該ストック・オプションについて、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該ストック・オプションの付与による影響が、第二種中間財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況にとつて重要でないと認められる場合には、注記を省略することができる。

一　付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数

二　株式の種類別のストック・オプションの付与数

三　付与日

四　権利確定条件（権利確定条件が付されていない場合にはその旨）

五　対象勤務期間（対象勤務期間の定めがない場合にはその旨）

六　権利行使期間

七　権利行使価格

八　付与日における公正な評価単価

2　前項の注記は、次に掲げる方法のいずれかにより記載しなければならない。

一　契約単位で記載する方法

二　複数契約を集約して記載する方法

3　前項の規定にかかわらず、次に掲げるストック・オプションについては、複数契約を集約して記載してはならない。

一　付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間及び権利行使期間が概ね類似しているとはいえないストック・オプション

二　株式の公開前に付与したストック・オプションと公開後に付与したストック・オプション

三　権利行使価格の設定方法が著しく異なるストック・オプション

4　前三項に定める事項は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第二百二十八条　第八条の十七の規定は、他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条各項に定める場合を除く。）について準用する。この場合において、第八条の十七第一項から第三項までの規定中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第二号中「財務諸表に」とあるのは「第二種中間財務諸表に」と、同項第十一号及び同条第五項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、同号及び同条第三項第一号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第四項中「当事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と読み替えるものとする。

（逆取得となる企業結合等が行われた場合の注記）

第二百二十九条　第八条の十八の規定は、逆取得となる企業結合が行われた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第二項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同号ロ中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「、当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「、中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、同項第一号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同条第四項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2　第八条の十九の規定は、他の企業の取得による企業結合が複数の取引によつて行われた場合について準用する。この場合において、同条中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、同条第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第二項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

（共通支配下の取引等の注記）

第二百三十条　第八条の二十及び第八条の二十一の規定は、共通支配下の取引等及び子会社が親会社を吸収合併した場合について準用する。この場合において、第八条の二十第一項及び第二項並びに第八条の二十一第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、第八条の二十第三項並びに第八条の二十一第一項及び第三項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、第八条の二十一第一項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、同条第二項第一号及び第二号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第三項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

（共同支配企業の形成の注記）

第二百三十一条　第八条の二十二の規定は、共同支配企業を形成する企業結合について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（事業分離における分離元企業の注記）

第二百三十二条　第八条の二十三の規定は、重要な事業分離について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同条第一項第四号中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（事業分離における分離先企業の注記）

第二百三十三条　第八条の二十四の規定は、企業結合に該当しない事業分離について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（企業結合に関する重要な後発事象等の注記）

第二百三十四条　第八条の二十五の規定は、企業結合に関する重要な後発事象及び中間貸借対照表日までに主要な条件について合意をした企業結合であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（事業分離に関する重要な後発事象等の注記）

第二百三十五条　第八条の二十六の規定は、事業分離に関する重要な後発事象及び中間貸借対照表日までに主要な条件について合意をした事業分離であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条第一項中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（継続企業の前提に関する注記）

第二百三十六条　中間貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、中間貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなつた場合は、注記することを要しない。

一　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四　当該重要な不確実性の影響を第二種中間財務諸表に反映しているか否かの別

（資産除去債務に関する注記）

第二百三十七条　第八条の二十八（第一項第一号イ及びロを除く。）の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（セグメント情報等の注記）

第二百三十八条　セグメント情報については、次に掲げる事項を様式第二十一号に定めるところにより注記しなければならない。

一　報告セグメントの概要

二　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法

三　前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの中間貸借対照表計上額又は中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

2　報告セグメントに関連する情報（様式第二十二号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。

一　製品及びサービスごとの情報

二　地域ごとの情報

三　主要な顧客ごとの情報

3　中間貸借対照表又は中間損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第二十三号に定めるところにより注記しなければならない。

一　固定資産の減損損失

二　のれんの償却額及び未償却残高

三　負ののれん発生益

4　前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

5　第一項各号及び第二項各号に掲げる事項並びに第三項に規定する概要は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（賃貸等不動産に関する注記）

第二百三十九条　第八条の三十（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する第八条の三十第一項第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間貸借対照表日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

（棚卸資産に関する注記）

第二百四十条　第八条の三十三の規定は、市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産について準用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（収益認識に関する注記）

第二百四十一条　第八条の三十二の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表」とあるのは「第二種中間財務諸表」と、同項第三号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「翌事業年度以降」とあるのは「当中間会計期間の末日後」と、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、同条第五項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する第八条の三十二第一項第二号及び第三号に規定する事項については、顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに前事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期（これらに関連する顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報を含む。）に重要な変動が認められない場合は、当該事項の記載を省略することができる。

（追加情報の注記）

第二百四十二条　この編において特に定める注記のほか、第二種中間財務諸表提出会社の利害関係人が、第二種中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

（注記の方法）

第二百四十三条　第二百十二条の規定による注記は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2　第二百十三条から第二百十八条までの規定による注記は、第二百十二条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3　この編（第二百十二条から第二百十八条までを除く。）の規定による注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている第二種中間財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当と認められるものを除き、第二百十二条から第二百十八条までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、第二百十二条の規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。

4　第二百三十六条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第二百十二条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第二百三十六条の規定による注記の次に記載しなければならない。

5　この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

（金額の表示の単位）

第二百四十四条　第二種中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。

第二章　中間貸借対照表

第一節　総則

（中間貸借対照表の記載方法）

第二百四十五条　中間貸借対照表の記載方法は、この章の定めるところによる。

2　中間貸借対照表は、様式第二十四号により記載するものとする。

（資産、負債及び純資産の分類記載）

第二百四十六条　資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

（科目の記載の配列）

第二百四十七条　資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法によるものとする。

第二節　資産

（資産の分類）

第二百四十八条　資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

（各資産の範囲）

第二百四十九条　第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二百五十条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　現金及び預金

二　受取手形、売掛金及び契約資産

三　リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

四　リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

五　有価証券

六　棚卸資産（第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。）

七　その他

２　前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

３　第一項第七号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（流動資産に係る引当金の表示）

第二百五十一条　第二十条の規定は、流動資産に係る引当金について準用する。この場合において、同条第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（有形固定資産の区分表示）

第二百五十二条　有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうちに、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものがある場合には、当該資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれその資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（有形固定資産の減価償却累計額の表示）

第二百五十三条　第二十五条及び第二十六条の規定は、建物、構築物その他の有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（有形固定資産の減損損失累計額の表示）

第二百五十四条　第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。この場合において、同条第五項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（無形固定資産の区分表示）

第二百五十五条　無形固定資産に属する資産は、これを一括し、無形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、無形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　第二百五十二条第二項の規定は、無形固定資産について準用する。

（無形固定資産の減価償却累計額等の表示）

第二百五十六条　第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。

（投資その他の資産の区分表示）

第二百五十七条　投資その他の資産に属する資産は、これを一括し、投資その他の資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、投資その他の資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　第二百五十二条第二項の規定は、投資その他の資産について準用する。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第二百五十八条　第三十四条において準用する第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。この場合において、同条第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（繰延資産の区分表示）

第二百五十九条　繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、繰延資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　第二百五十二条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

（繰延資産の償却累計額の表示）

第二百六十条　第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額について準用する。

（担保資産の注記）

第二百六十一条　第四十三条の規定は、担保に供されている資産について準用する。

第三節　負債

（負債の分類）

第二百六十二条　負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

（各負債の範囲）

第二百六十三条　第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三の規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

（流動負債の区分表示）

第二百六十四条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　支払手形
二　買掛金
三　短期借入金（株主、役員又は従業員からの短期借入金を除く。）
四　リース債務
五　未払法人税等

六　引当金
七　資産除去債務
八　その他

2　前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3　第一項第六号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

4　第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第二百六十五条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一　社債
二　長期借入金（株主、役員又は従業員からの長期借入金を除く。）
三　リース債務
四　引当金
五　資産除去債務
六　その他

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

4　前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（企業結合に係る特定勘定の注記）

第二百六十六条　第五十六条の規定は、負債に計上されている企業結合に係る特定勘定について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（偶発債務の注記）

第二百六十七条　偶発債務がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第二百六十八条　第五十四条の四の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。この場合において、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第四節　純資産

（純資産の分類）

第二百六十九条　純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

（株主資本の分類）

第二百七十条　株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。

（資本金の表示）

第二百七十一条　第六十一条の規定は、資本金について準用する。

（新株式申込証拠金の表示）

第二百七十二条　第六十二条の規定は、申込期日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

（資本剰余金の区分表示）

第二百七十三条　第六十三条の規定は、資本剰余金について準用する。

（利益剰余金の区分表示）

第二百七十四条　第六十五条の規定は、利益剰余金について準用する。

（自己株式の表示）

第二百七十五条　第六十六条の規定は、自己株式について準用する。

（自己株式申込証拠金の表示）

第二百七十六条　第六十六条の二の規定は、自己株式申込証拠金について準用する。

（評価・換算差額等の分類及び区分表示）

第二百七十七条　第六十七条の規定は、評価・換算差額等について準用する。

（株式引受権の表示）

第二百七十八条　第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する。

（新株予約権の表示）

第二百七十九条　第六十八条の規定は、新株予約権について準用する。

（一株当たり純資産額の注記）

第二百八十条　一株当たり純資産額は、注記しなければならない。ただし、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作成している場合には、この限りでない。

2　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり純資産額が算定されている旨

第五節　雑則

（特別法上の準備金等）

第二百八十一条　準備金等は、第二百四十七条及び第二百六十二条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

2　準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならない。

3　準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

（別記事業の資産及び負債の記載）

第二百八十二条　別記事業を営む株式会社又は指定法人が中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事業を営む株式会社又は指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

２　前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

（指定法人の純資産の記載）

第二百八十三条　指定法人が中間貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

（特定信託財産の資産及び負債の記載）

第二百八十四条　特定信託財産の中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。

第三章　中間損益計算書

第一節　総則

（中間損益計算書の記載方法）

第二百八十五条　中間損益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間損益計算書は、様式第二十五号により記載するものとする。

（収益及び費用の分類）

第二百八十六条　収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一　売上高
二　売上原価
三　販売費及び一般管理費
四　営業外収益
五　営業外費用
六　特別利益
七　特別損失

第二節　売上高及び売上原価

（売上高の表示方法）

第二百八十七条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上原価の表示方法）

第二百八十八条　売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上総損益金額の表示）

第二百八十九条　売上高と売上原価との差額は、売上総利益金額又は売上総損失金額として記載しなければならない。

第三節　販売費及び一般管理費

（販売費及び一般管理費の表示方法）

第二百九十条　販売費及び一般管理費に属する費用は、これを一括し、販売費及び一般管理費を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、販売費及び一般管理費に属する費用を適当と認められる項目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

（営業損益金額の表示）

第二百九十一条　売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額として記載しなければならない。

第四節　営業外収益及び営業外費用

（営業外収益の表示方法）

第二百九十二条　営業外収益に属する収益は、これを一括し、営業外収益を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、営業外収益に属する収益を適当と認められる項目に分類し、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　営業外収益に属する収益のうち、重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該収益が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

（営業外費用の表示方法）

第二百九十三条　営業外費用に属する費用は、これを一括し、営業外費用を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、営業外費用に属する費用を適当と認められる項目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　営業外費用に属する費用のうち、重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該費用が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

（経常損益金額の表示）

第二百九十四条　営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額及び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失金額として記載しなければならない。

第五節　特別利益及び特別損失

（特別利益の表示方法）

第二百九十五条　特別利益に属する利益は、これを一括し、特別利益を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、特別利益に属する利益を適当と認められる項目に分類し、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　特別利益に属する利益のうち、その金額が重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該利益が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

（特別損失の表示方法）

第二百九十六条　特別損失に属する損失は、これを一括し、特別損失を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、特別損失に属する損失を適当と認められる項目に分類し、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　特別損失に属する損失のうち、その金額が重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該損失が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

（減損損失に関する注記）

第二百九十七条　第九十五条の三の二の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループについて準用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記）

第二百九十八条　第九十五条の三の三の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（税引前中間純損益の表示）

第二百九十九条　経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及び特別損失の総額を加減した額は、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額として表示しなければならない。

第六節　中間純利益又は中間純損失

（中間純利益金額又は中間純損失金額）

第三百条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2　前項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければならない。

3　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（一株当たり中間純損益金額に関する注記）

第三百一条　一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額が算定されている旨

3　前二項に規定する事項は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記）

第三百二条　潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額（潜在株式に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当たり中間純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

２　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が算定されている旨

３　前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を下回らない場合及び一株当たり中間純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しないものとする。

４　前三項に規定する事項は、第二種中間財務諸表提出会社が第二種中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第七節　雑則

（特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額）

第三百三条　準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記）

第三百四条　事業の性質上、売上高又は営業費用（売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。）に著しい季節的変動がある場合には、その状況を注記しなければならない。

（減価償却額の注記）

第三百五条　当中間会計期間に係る有形固定資産及び無形固定資産の減価償却額は、有形固定資産と無形固定資産に区分して注記しなければならない。

（別記事業の収益及び費用の記載）

第三百六条　別記事業を営む株式会社又は指定法人が中間損益計算書を作成する場合において、その収益及び費用についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事業を営む株式会社又は指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

２　前項の場合において、収益及び費用の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

（特定信託財産の収益及び費用の記載）

第三百七条　特定信託財産の中間損益計算書を作成する場合において、その収益及び費用についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。

２　前条第二項の規定は、特定信託財産の中間損益計算書を作成する場合に準用する。

第四章　中間株主資本等変動計算書

第一節　総則

（中間株主資本等変動計算書の記載方法）

第三百八条　中間株主資本等変動計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間株主資本等変動計算書は、様式第二十六号により記載するものとする。

（中間株主資本等変動計算書の区分表示）

第三百九条　中間株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

２　中間株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前事業年度末の貸借対照表及び当中間会計期間末の中間貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

第二節　株主資本

第三百十条　株主資本は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

２　株主資本に記載される科目の当中間会計期間変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

３　剰余金の配当は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

４　中間純利益金額又は中間純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

第三百十一条　第百二条の規定は、その他利益剰余金について準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第三百九条第二項」と、「当事業年度変動額」とあるのは「当中間会計期間変動額」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と読み替えるものとする。

第三節　評価・換算差額等

第三百十二条　評価・換算差額等は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

２　評価・換算差額等に記載される科目は、当中間会計期間変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第三百十三条　第百四条の規定は、評価・換算差額等について準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第三百九条第二項」と、「当事業年度変動額」とあるのは「当中間会計期間変動額」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と読み替えるものとする。

第四節　株式引受権

第三百十四条　株式引受権は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

２　株式引受権の当中間会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第五節　新株予約権

第三百十五条　新株予約権は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

２　新株予約権の当中間会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第六節　注記事項

（発行済株式に関する注記）

第三百十六条　第百六条の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（自己株式に関する注記）

第三百十七条　第百七条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（新株予約権等に関する注記）

第三百十八条　第百八条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、同条第三項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と、同条第五項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（配当に関する注記）

第三百十九条　第百九条の規定は、配当について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「当事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「翌事業年度」とあるのは「当中間会計期間の末日後」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第七節　雑則

第三百二十条　指定法人が、中間株主資本等変動計算書を作成する場合において、この編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

第五章　中間キャッシュ・フロー計算書

第一節　総則

（中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法）

第三百二十一条　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

2　中間キャッシュ・フロー計算書は、様式第二十七号又は様式第二十八号により記載するものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書の作成の対象）

第三百二十二条　中間キャッシュ・フロー計算書は、第二種中間連結財務諸表を作成していない会社が作成するものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書の表示区分）

第三百二十三条　中間キャッシュ・フロー計算書には、次に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

一　営業活動によるキャッシュ・フロー

二　投資活動によるキャッシュ・フロー

三　財務活動によるキャッシュ・フロー
四　現金及び現金同等物に係る換算差額
五　現金及び現金同等物の増加額又は減少額
六　現金及び現金同等物の期首残高
七　現金及び現金同等物の中間期末残高

第二節　中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等）

第三百二十四条　第百十三条から第百十八条までの規定は、中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第百十三条第二号中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第三百二十五条　中間キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならない。

第五編　指定国際会計基準特定会社の財務諸表又は中間財務諸表

（指定国際会計基準特定会社の財務諸表又は中間財務諸表の作成基準）

第三百二十六条　指定国際会計基準特定会社が提出する財務諸表又は中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める規定による。

一　財務諸表　第一編及び第二編第一章から第六章まで
二　第一種中間財務諸表　第一編及び第三編
三　第二種中間財務諸表　第一編及び前編

2　指定国際会計基準特定会社は、前項の規定により作成した財務諸表又は中間財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて財務諸表又は中間財務諸表を作成することができる。

（会計基準の特例に関する注記）

第三百二十七条　指定国際会計基準に準拠して作成した財務諸表又は中間財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第三百十二条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して財務諸表又は中間財務諸表を作成している旨
二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して財務諸表又は中間財務諸表を作成している旨
三　［略］

第六編　外国会社の財務書類

（外国会社の財務書類の作成基準）

第三百二十八条　外国会社がその本国（本拠とする州その他の地域を含む。以下同じ。）において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

第八章　指定国際会計基準特定会社の財務諸表

（指定国際会計基準特定会社の財務諸表の作成基準）

第百二十九条　指定国際会計基準特定会社が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第一章から第六章までの規定による。

2　指定国際会計基準特定会社は、前項の規定により作成した財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて財務諸表を作成することができる。

（会計基準の特例に関する注記）

第百三十条　指定国際会計基準に準拠して作成した財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して財務諸表を作成している旨
二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して財務諸表を作成している旨
三　［同上］

第九章　外国会社の財務書類

（外国会社の財務書類の作成基準）

第百三十一条　外国会社がその本国（本拠とする州その他の地域を含む。以下同じ。）において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

２　外国会社がその本国において開示している財務計算に関する書類が前項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合等において、当該外国会社がその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、当該本国以外の本邦外地域における用語、様式及び作成方法によるものとする。

３　前二項の規定により本邦外地域で開示している財務計算に関する書類を財務書類（中間財務書類（中間会計期間に係る財務書類をいう。第三百三十条第一項において同じ。）を除く。以下この項及び同条第一項において同じ。）として提出することが金融庁長官の認めるところとなつた外国会社が、当該地域で開示している財務計算に関する書類以外の財務計算に関する書類を財務書類として提出する場合には、当該財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。

４　外国会社が本国その他の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類が第一項又は第二項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合には、当該外国会社が提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。

５　前各項の規定にかかわらず、特定有価証券（法第五条第一項において規定する特定有価証券をいう。）を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

（会計処理基準に関する注記）

第三百二十九条　［略］

（表示方法）

第三百三十条　第八条の二第二項の規定は外国会社が提出する財務書類について、第百二十九条第三項及び第百三十一条第一項第二号又は第二百十条第三項及び第二百十三条第一項第二号の規定は外国会社が提出する中間財務書類について、それぞれ準用する。

２　［略］

（金額表示）

第三百三十一条　［略］

（注記の方法）

第三百三十二条　前三条の規定により記載すべき注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている財務書類中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。以下この項において同じ。）として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

２　第九条第五項の規定は、第三百二十九条及び第三百三十条の規定により注記する場合に準用する。

２　外国会社がその本国において開示している財務計算に関する書類が前項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合等において、当該外国会社がその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、当該本国以外の本邦外地域における用語、様式及び作成方法によるものとする。

３　前二項の規定により本邦外地域で開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することが金融庁長官の認めるところとなつた外国会社が、当該地域で開示している財務計算に関する書類以外の財務計算に関する書類を財務書類として提出する場合には、当該財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。

４　外国会社が本国その他の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類が第一項又は第二項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合には、当該外国会社が提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。

５　前各項の規定にかかわらず、特定有価証券（法第五条第一項において規定する特定有価証券をいう。）を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

（会計処理基準に関する注記）

第三百三十二条　［同上］

（表示方法）

第三百三十三条　第五条第二項の規定は、外国会社が提出する財務書類について準用する。

２　［同上］

（金額表示）

第三百三十四条　［同上］

（注記の方法）

第三百三十五条　第百三十二条、第百三十三条第二項及び前条の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

２　第九条第五項の規定は、第百三十二条及び第百三十三条第二項の規定により注記する場合に準用する。

様式第六号

【損益計算書】

（単位：　円）

	前事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）
［略］		
営業外費用		
［略］		
社債発行費償却	×××	×××
［略］		
［略］		

（記載上の注意）

［略］

様式第十六号

【セグメント情報】

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前中間会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	……	……	……	……	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	……	……	……	……	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

様式第六号

【損益計算書】

（単位：　円）

	前事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）
［同左］		
営業外費用		
［同左］		
社債発行費償却	×××	×××
売上割引	×××	×××
［同左］		

［同左］

（記載上の注意）

［同左］

［様式を加える。］

第明治三十五種郵便物認可

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

２．報告セグメントごとの資産に関する情報
３．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）
４．報告セグメントの変更等に関する事項
５．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（記載上の注意）

１．この様式において「事業セグメント」とは、様式第二号記載上の注意１．に規定する事業セグメント（同記載上の注意２．により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。

２．この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、様式第二号記載上の注意３．に規定するもの（同記載上の注意４．及び５．により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意５．中「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

３．「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。

⑴　報告セグメントごとの利益又は損失

⑵　報告セグメントごとの売上高に関する次に掲げる金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

①　外部顧客への売上高

②　事業セグメント間の内部売上高又は振替高

４．３．において、⑵①及び②に掲げる金額については、これらの金額に区分せずに報告セグメントごとの売上高を記載することができる。

５．「２．報告セグメントごとの資産に関する情報」には、企業結合、事業分離その他の事由により報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となつた事象がある場合（前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）において、その概要を記載すること。ただし、当該事項については、「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

６．「３．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

７．６．において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。

８．「４．報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があつた場合において、次の⑴から⑷までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

⑴　様式第二号記載上の注意３．に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合　その旨並びに中間会計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

⑵　組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合　その旨並びに前中間会計期間について変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当中間会計期間について前事業年度の区分方法により作成した情報）

⑶　事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行つた場合　その旨、変更の理由並びに当該変更が中間会計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

⑷　前事業年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行つており、かつ、前中間会計期間と当中間会計期間との間において、これらの事項に相違がみられる場合　その旨、変更後の報告セグメント及び事業セグメントの利益又は損失の算定方法に基づいて算定した「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載すべき事項並びに「３．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」に記載すべき事項

９．「４．報告セグメントの変更等に関する事項」には、８．に定める事項のほか、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類に重要な異動がある場合において、その内容を記載すること。

10．「５．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報」には、次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を報告セグメントごとに記載すること。

⑴　固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合　その概要

⑵　のれんの金額に重要な変動が生じた場合　のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象の概要

⑶　重要な負ののれん発生益を認識した場合　重要な負ののれん発生益を認識する要因となつた事象の概要

11．別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第十七号

［様式を加える。］

【中間貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当中間会計期間 （　　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形、売掛金及び契約資産（純額）	×××	×××

有価証券	×××	×××
商品及び製品	×××	×××
仕掛品	×××	×××
原材料及び貯蔵品	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産	×××	×××
無形固定資産	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××
自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
……	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

（記載上の注意）

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第十八号

［様式を加える。］

【中間損益計算書】

（単位：　円）

	前中間会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当中間会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
売上総利益（又は売上総損失）	×××	×××
販売費及び一般管理費		
……	×××	×××
……	×××	×××
……	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××
営業外収益		
……	×××	×××
……	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
……	×××	×××
……	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××

特別利益		
……	×××	×××
……	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失		
……	×××	×××
……	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
中間純利益（又は中間純損失）	×××	×××

（記載上の注意）

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第十九号

［様式を加える。］

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　円）

	前中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）	当中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××
人件費の支出	△×××	△×××
その他の営業支出	△×××	△×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××

投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

１．中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。

２．「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。

３．主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。

４．「小計」の記載は省略することができる。

５．別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第二十号

［様式を加える。］

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　円）

	前中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）	当中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）	×××	×××
減価償却費	×××	×××

減損損失	×××	×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）	×××	×××
受取利息及び受取配当金	△×××	△×××
支払利息	×××	×××
為替差損益（△は益）	×××	×××
有形固定資産売却損益（△は益）	×××	×××
損害賠償損失	×××	×××
売上債権の増減額（△は増加）	×××	×××
棚卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
仕入債務の増減額（△は減少）	×××	×××
……	×××	×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××

現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

１．中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。

２．「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。

３．主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。

４．「小計」の記載は省略することができる。

５．別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第二十一号

［様式を加える。］

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

１．報告セグメントの概要

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：　円）

	……	……	……	……	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××

その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
……	×××	×××	×××	×××	×××	×××

４．報告セグメント合計額と第二種中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

Ⅱ　当中間会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

１．報告セグメントの概要

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：　円）

	……	……	……	……	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××

受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
……	×××	×××	×××	×××	×××	×××

４．報告セグメント合計額と第二種中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（記載上の注意）

１．この様式において「事業セグメント」とは、様式第二号記載上の注意１．に規定する事業セグメント（同記載上の注意２．により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。

２．この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、様式第二号記載上の注意３．に規定するもの（同記載上の注意４．及び５．により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意５．中「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

３．「１．報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。

⑴　事業セグメントを識別するために用いた方法（製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別）

⑵　二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨

⑶　各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

４．「１．報告セグメントの概要」に関して、次の⑴又は⑵に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、⑵により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、⑵により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

⑴　様式第二号記載上の注意３．に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合　その旨及び前中間会計期間のセグメント情報を当中間会計期間の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）

⑵　組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合　その旨及び前中間会計期間のセグメント情報を当中間会計期間の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当中間会計期間のセグメント情報を前中間会計期間の区分方法により作成した情報）

５．「２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の⑴から⑺までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

⑴　報告セグメント間の取引がある場合　当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項

⑵　報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額（中間損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税引前中間純利益若しくは税引前中間純損失又は中間純利益若しくは中間純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。７．⑵において同じ。）との間に差異があり、「４．報告セグメント合計額と第二種中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項

⑶　報告セグメントの資産の合計額と中間貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「４．報告セグメント合計額と第二種中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項

⑷　報告セグメントの負債の合計額と中間貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「４．報告セグメント合計額と第二種中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項

⑸　事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前中間会計期間に採用した方法から変更した場合　その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響

⑹　事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合　その内容

⑺　その他参考となるべき事項がある場合　その内容

６．「３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。

⑴　報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額

⑵　報告セグメントごとの負債の金額（負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

⑶　報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

①　外部顧客への売上高

②　事業セグメント間の内部売上高又は振替高

③　減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
④　のれんの償却額
⑤　受取利息
⑥　支払利息
⑦　特別利益（主な内訳を含む。）
⑧　特別損失（主な内訳を含む。）
⑨　税金費用（法人税等及び法人税等調整額）
⑩　①から⑨までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目（中間損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。）

⑷　報告セグメントの資産に関する金額のうち、当中間会計期間における有形固定資産及び無形固定資産の増加額（報告セグメントの資産の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

７．「４．報告セグメント合計額と第二種中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載することとし、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を省略することができる。

⑴　報告セグメントの売上高の合計額と中間損益計算書の売上高計上額
⑵　報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額
⑶　報告セグメントの資産の合計額と中間貸借対照表の資産計上額
⑷　報告セグメントの負債の合計額と中間貸借対照表の負債計上額
⑸　報告セグメントのその他の項目（⑴から⑷までに掲げる項目を除く。）の合計額と当該項目に相当する科目の第二種中間財務諸表計上額

８．７．において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。

９．別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第二十二号

［様式を加える。］

【関連情報】

Ⅰ　前中間会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××

２．地域ごとの情報

⑴　売上高

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

⑵　有形固定資産

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：　円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
・・・・・・	×××	・・・・・・

Ⅱ　当中間会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××

２．地域ごとの情報

⑴　売上高

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

⑵　有形固定資産

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：　円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
・・・・・・	×××	・・・・・・

（記載上の注意）

１．第二種中間財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。

２．「１．製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類似性に基づいて区分した顧客への売上高（セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。）のうち、中間損益計算書の売上高の10％以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

　また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90％を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。

３．「２．地域ごとの情報」には、次の⑴及び⑵に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

⑴　外部顧客への売上高を本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第６条第１項第１号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。）又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であつて、中間損益計算書の売上高の10％以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）及び当該区分の基準

⑵　有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によつて本邦又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であつて、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の10％以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）

４．「２．地域ごとの情報」には、３．に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。

５．３．にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90％を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超える場合には、その旨を記載することにより３．⑴又は⑵に掲げる事項の記載を省略することができる。

６．「３．主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高（同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）であつて、中間損益計算書の売上高の10％以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならない。

７．別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第二十三号

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	合計
当中間期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	合計
当中間期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

（記載上の注意）

１．第二種中間財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。

２．「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。

３．「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとにのれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。

［様式を加える。］

４．「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となつた事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。

５．別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第二十四号

［様式を加える。］

【中間貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当中間会計期間 （　　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形、売掛金及び契約資産（純額）	×××	×××
リース債権（純額）	×××	×××
リース投資資産（純額）	×××	×××
有価証券	×××	×××
棚卸資産	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産	×××	×××
無形固定資産	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
支払手形	×××	×××
買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××

固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金		
資本準備金	×××	×××
その他資本剰余金	×××	×××
資本剰余金合計	×××	×××
利益剰余金		
利益準備金	×××	×××
その他利益剰余金		
××積立金	×××	×××
……	×××	×××
繰越利益剰余金	×××	×××
利益剰余金合計	×××	×××
自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
……	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

（記載上の注意）

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第二十五号

［様式を加える。］

【中間損益計算書】

（単位：　円）

	前中間会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当中間会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
売上総利益（又は売上総損失）	×××	×××
販売費及び一般管理費	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××
営業外収益	×××	×××
営業外費用	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××
特別利益	×××	×××
特別損失	×××	×××
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
中間純利益（又は中間純損失）	×××	×××

（記載上の注意）

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第二十六号

［様式を加える。］

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　　円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××						×××							×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××							△×××
中間純利益							×××	×××		×××							×××
自己株式の処分									×××	×××							×××
・・・・・・・																	×××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	－	×××	×××	－	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××						×××							×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××							△×××
中間純利益							×××	×××		×××							×××
自己株式の処分									×××	×××							×××
・・・・・・・																	×××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	－	×××	×××	－	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

１．変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。

２．株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

３．その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

４．評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

５．資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

６．遡及適用及び修正再表示（以下６．において「遡及適用等」という。）を行つた場合には、前中間会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。

７．会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。

８．別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第二十七号

［様式を加える。］

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　円）

	前中間会計期間（自　年　月　日　至　年　月　日）	当中間会計期間（自　年　月　日　至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××

人件費の支出	△×××	△×××
その他の営業支出	△×××	△×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

１．中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。

２．「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。

３．金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。

４．別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第二十八号

［様式を加える。］

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　円）

	前中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）	当中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）	×××	×××
減価償却費	×××	×××
減損損失	×××	×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）	×××	×××
受取利息及び受取配当金	△×××	△×××
支払利息	×××	×××
為替差損益（△は益）	×××	×××
有形固定資産売却損益（△は益）	×××	×××
損害賠償損失	×××	×××
売上債権の増減額（△は増加）	×××	×××
棚卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
仕入債務の増減額（△は減少）	×××	×××
……	×××	×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××

投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

１．中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。

２．「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。

３．金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。

４．別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第十条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　総則（第一条―第二条）	第一章　総則（第一条―第十六条の二）
第二編　連結財務諸表	第二章　連結貸借対照表
第一章　総則（第三条―第十六条の二）	第一節　総則（第十七条―第二十条）
第二章　連結貸借対照表	第二節　資産（第二十一条―第三十四条の三）
第一節　総則（第十七条―第二十条）	第三節　負債（第三十五条―第四十一条の二）
第二節　資産（第二十一条―第三十四条の三）	第四節　純資産（第四十二条―第四十四条の二）
第三節　負債（第三十五条―第四十一条の二）	第五節　雑則（第四十五条―第四十七条）
第四節　純資産（第四十二条―第四十四条の二）	第三章　連結損益計算書
第五節　雑則（第四十五条―第四十七条）	第一節　総則（第四十八条―第五十条）
第三章　連結損益計算書	第二節　売上高及び売上原価（第五十一条―第五十四条）
第一節　総則（第四十八条―第五十条）	第三節　販売費及び一般管理費（第五十五条―第五十六条）
第二節　売上高及び売上原価（第五十一条―第五十四条）	第四節　営業外収益及び営業外費用（第五十七条―第六十一条）
第三節　販売費及び一般管理費（第五十五条―第五十六条）	第五節　特別利益及び特別損失（第六十二条―第六十四条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第五十七条―第六十一条）	第六節　当期純利益又は当期純損失（第六十五条―第六十五条の三）
第五節　特別利益及び特別損失（第六十二条―第六十四条）	第七節　雑則（第六十六条―第六十九条）
第六節　当期純利益又は当期純損失（第六十五条―第六十五条の三）	第三章の二　連結包括利益計算書
第七節　雑則（第六十六条―第六十九条）	第一節　総則（第六十九条の二―第六十九条の四）
第三章の二　連結包括利益計算書	第二節　その他の包括利益（第六十九条の五・第六十九条の六）
第一節　総則（第六十九条の二―第六十九条の四）	第三節　包括利益（第六十九条の七）
第二節　その他の包括利益（第六十九条の五・第六十九条の六）	第四章　連結株主資本等変動計算書
第三節　包括利益（第六十九条の七）	第一節　総則（第七十条・第七十一条）
第四章　連結株主資本等変動計算書	第二節　株主資本（第七十二条）
第一節　総則（第七十条・第七十一条）	第三節　その他の包括利益累計額（第七十三条・第七十四条）
第二節　株主資本（第七十二条）	第四節　新株予約権（第七十五条）
第三節　その他の包括利益累計額（第七十三条・第七十四条）	第五節　非支配株主持分（第七十六条）
第三節の二　株式引受権（第七十四条の二）	第六節　注記事項（第七十七条―第八十条）
第四節　新株予約権（第七十五条）	第七節　雑則（第八十一条）
第五節　非支配株主持分（第七十六条）	第五章　連結キャッシュ・フロー計算書
第六節　注記事項（第七十七条―第八十条）	第一節　総則（第八十二条・第八十三条）
第七節　雑則（第八十一条）	第二節　連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第八十四条―第八十七条）
第五章　連結キャッシュ・フロー計算書	第三節　雑則（第八十八条―第九十条）
第一節　総則（第八十二条・第八十三条）	第六章　連結附属明細表（第九十一条―第九十二条の二）
第二節　連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第八十四条―第八十七条）	第一節　指定国際会計基準（第九十三条・第九十三条の二）
第三節　雑則（第八十八条―第九十条）	
第六章　連結附属明細表（第九十一条―第九十二条の二）	

第三編　第一種中間連結財務諸表
第一章　総則（第九十三条―第百二十三条）
第二章　中間連結貸借対照表
第一節　総則（第百二十四条―第百二十六条）
第二節　資産（第百二十七条―第百三十九条）
第三節　負債（第百四十条―第百四十六条）
第四節　純資産（第百四十七条―第百五十二条）
第五節　雑則（第百五十三条―第百五十六条）
第三章　中間連結損益計算書
第一節　総則（第百五十七条・第百五十八条）
第二節　売上高及び売上原価（第百五十九条―第百六十一条）
第三節　販売費及び一般管理費（第百六十二条・第百六十三条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第百六十四条―第百六十六条）
第五節　特別利益及び特別損失（第百六十七条―第百六十九条）
第六節　中間純利益又は中間純損失（第百七十条―第百七十二条）
第七節　雑則（第百七十三条―第百七十七条）
第四章　中間連結包括利益計算書
第一節　総則（第百七十八条―第百八十条）
第二節　その他の包括利益（第百八十一条）
第三節　中間包括利益（第百八十二条）
第五章　中間連結キャッシュ・フロー計算書
第一節　総則（第百八十三条・第百八十四条）
第二節　中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第百八十五条・第百八十六条）
第六章　株主資本等に関する注記（第百八十七条・第百八十八条）
第四編　第二種中間連結財務諸表
第一章　総則（第百八十九条―第二百二十九条）
第二章　中間連結貸借対照表
第一節　総則（第二百三十条―第二百三十二条）
第二節　資産（第二百三十三条―第二百四十六条）
第三節　負債（第二百四十七条―第二百五十五条）
第四節　純資産（第二百五十六条―第二百六十二条）
第五節　雑則（第二百六十三条―第二百六十六条）
第三章　中間連結損益計算書
第一節　総則（第二百六十七条・第二百六十八条）
第二節　売上高及び売上原価（第二百六十九条―第二百七十一条）
第三節　販売費及び一般管理費（第二百七十二条・第二百七十三条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第二百七十四条―第二百七十六条）
第五節　特別利益及び特別損失（第二百七十七条―第二百八十一条）
第六節　中間純利益又は中間純損失（第二百八十二条―第二百八十四条）
第七節　雑則（第二百八十五条―第二百八十九条）
第二節　修正国際基準（第九十四条・第九十四条の二）
第八章　雑則（第九十五条―第九十八条）
附則

第四章　中間連結包括利益計算書
第一節　総則（第二百九十条―第二百九十二条）
第二節　その他の包括利益（第二百九十三条）
第三節　中間包括利益（第二百九十四条）
第五章　中間連結株主資本等変動計算書
第一節　総則（第二百九十五条・第二百九十六条）
第二節　株主資本（第二百九十七条）
第三節　その他の包括利益累計額（第二百九十八条・第二百九十九条）
第四節　株式引受権（第三百条）
第五節　新株予約権（第三百一条）
第六節　非支配株主持分（第三百二条）
第七節　注記事項（第三百三条―第三百六条）
第八節　雑則（第三百七条）
第六章　中間連結キャッシュ・フロー計算書
第一節　総則（第三百八条・第三百九条）
第二節　中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第三百十条・第三百十一条）
第五編　企業会計の基準の特例
第一章　指定国際会計基準（第三百十二条・第三百十三条）
第二章　修正国際基準（第三百十四条・第三百十五条）
第六編　雑則（第三百十六条―第三百二十条）
附則

第一編　総則

（適用の一般原則）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項若しくは第三項又は第二十四条の五第一項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、次の各号に掲げるものの用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の三の規定の適用を受けるものを除き、当該各号に定める規定の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

一　連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表又は第三百十二条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この項及び次条において同じ。）により作成する場合若しくは第三百十四条の規定により修正国際基準（同条に規

第一章　総則

（適用の一般原則）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定のうち第二十四条の二第一項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。）により作成する場合若しくは第九十四条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この項及び第一条の三第二号において同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規

定する修正国際基準をいう。以下この項及び第一条の三において同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）　この編、次編、第五編及び第六編

二　第一種中間連結財務諸表（法第二十四条の五第一項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書又は第三百十二条の規定により指定国際会計基準により作成する場合若しくは第三百十四条の規定により修正国際基準により作成する場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。）をいう。以下同じ。）　この編、第三編、第五編及び第六編

三　第二種中間連結財務諸表（法第二十四条の五第一項の表の第二号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書又は第三百十二条の規定により指定国際会計基準により作成する場合若しくは第三百十四条の規定により修正国際基準により作成する場合において当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。）をいう。以下同じ。）　この編及び第四編から第六編まで

2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3　企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件の全てを満たすもの（第三百十四条において「特定団体」という。）が作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

一　利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

二　特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。

三　高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（次号及び第五号において「基準委員会」という。）を設けていること。

四　基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。

五　基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。第九十五条第三項を除き、以下同じ。）を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん（企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。）の観点から継続して検討を加えるものであること。

則第一条の三の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3　企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件の全てを満たすもの（第九十四条において「特定団体」という。）が作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

一　利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

二　特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。

三　高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（次号及び第五号において「基準委員会」という。）を設けていること。

四　基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。

五　基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん（企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。）の観点から継続して検討を加えるものであること。

（適用の特例）

第一条の二　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。次条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する当該各号に定める連結財務諸表又は中間連結財務諸表（前条第一項第二号又は第三号に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第五編第一章の定めるところによることができる。

一　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　連結財務諸表

イ　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。

ロ　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

二　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　第一種中間連結財務諸表

イ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当中間連結会計期間（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）の属する連結会計年度（第三条第二項に規定する期間をいう。以下(1)及び第二条第四十一号において同じ。）の直前の連結会計年度（以下(1)、第三編及び第四編において「前連結会計年度」という。）に係る連結財務諸表を記載している場合に限る。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載している場合に限る。）において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。

(2)　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する同項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書において、第一種中間連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。

ロ　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて第一種中間連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

三　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　第二種中間連結財務諸表

イ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　前号イ(1)に掲げる要件

(2)　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する同項の表の第二号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書において、第二種中間連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行つていること。

ロ　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて第二種中間連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

（適用の特例）

第一条の二　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。次条において同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第七章第一節の定めるところによることができる。

一　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つていること。

二　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第一条の三　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者のうち、次の各号に掲げる株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する当該各号に定める連結財務諸表又は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第五編第二章の定めるところによることができる。

一　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　連結財務諸表

イ　前条第一号イに掲げる要件

ロ　修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

二　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　第一種中間連結財務諸表

イ　前条第二号イに掲げる要件

ロ　修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて第一種中間連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

三　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　第二種中間連結財務諸表

イ　前条第三号イに掲げる要件

ロ　修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて第二種中間連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

（定義）

第二条　この規則（第十四号に掲げる用語にあつては、第一条第三項第二号を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　［略］

一の二　第一種中間連結財務諸表提出会社　法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の表の第一号の規定により第一種中間連結財務諸表を提出すべき会社及び指定法人並びに同項ただし書の規定により第一種中間連結財務諸表を提出する同表の第三号の上欄に掲げる会社及び指定法人をいう。

一の三　第二種中間連結財務諸表提出会社　法の規定により第二種中間連結財務諸表を提出すべき会社及び指定法人をいう。

二　［略］

三　子会社　財務諸表等規則第八条第三項、第四項及び第七項の規定により連結財務諸表提出会社（中間連結財務諸表を作成する場合にあつては、第一種中間連結財務諸表提出会社又は第二種中間連結財務諸表提出会社）の子会社とされる者をいう。

四　［略］

五　連結会社　連結財務諸表提出会社（中間連結財務諸表を作成する場合にあつては、第一種中間連結財務諸表提出会社又は第二種中間連結財務諸表提出会社）及び連結子会社をいう。

六　［略］

七　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により連結財務諸表提出会社（中間連結財務諸表を作成する場合にあつては、第一種中間連結財務諸表提出会社又は第二種中間連結財務諸表提出会社）の関連会社とされる者をいう。

［八～十一　略］

十二　非支配株主持分　連結子会社の資本のうち連結財務諸表提出会社（中間連結財務諸表を作成する場合にあつては、第一種中間連結財務諸表提出会社又は第二種中間連結財務諸表提出会社）の持分に帰属しない部分をいう。

第一条の三　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第七章第二節の定めるところによることができる。

一　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行つていること

二　修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

（定義）

第二条　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

二　［同上］

三　子会社　財務諸表等規則第八条第三項、第四項及び第七項の規定により連結財務諸表提出会社の子会社とされる者をいう。

四　［同上］

五　連結会社　連結財務諸表提出会社及び連結子会社をいう。

六　［同上］

七　関連会社　財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により連結財務諸表提出会社の関連会社とされる者をいう。

［八～十一　同上］

十二　非支配株主持分　連結子会社の資本のうち連結財務諸表提出会社の持分に帰属しない部分をいう。

十三　［略］

十四　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。次編第五章、第三編第五章及び第四編第六章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。次編第五章、第三編第五章及び第四編第六章において同じ。）の額の合計額をいう。

［十五～十八　略］

十九　自己株式　連結財務諸表提出会社（中間連結財務諸表を作成する場合にあつては、第一種中間連結財務諸表提出会社又は第二種中間連結財務諸表提出会社。以下この号において同じ。）が保有する連結財務諸表提出会社の株式に、連結子会社並びに持分法を適用する非連結子会社及び関連会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式のうち当該連結財務諸表提出会社の持分相当を合計したものをいう。

［二十～三十五　略］

三十六　会計方針　連結財務諸表又は中間連結財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十七　表示方法　連結財務諸表又は中間連結財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

三十八　会計上の見積り　資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、連結財務諸表又は中間連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

［三十九・四十　略］

四十一　会計上の見積りの変更　新たに入手可能となつた情報に基づき、当連結会計年度の直前の連結会計年度（以下この条及び次編において「前連結会計年度」という。）以前の連結財務諸表又は前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。

四十二　誤謬（びゅう）　その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、連結財務諸表又は中間連結財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

四十三　遡及適用　新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財務諸表又は前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

四十四　［略］

四十四の二　第二種中間連結財務諸表の組替え　新たな表示方法を前連結会計年度以前の連結財務諸表及び前中間連結会計期間以前の第二種中間連結財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することをいう。

十三　［同上］

十四　資金　現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。同章において同じ。）の額の合計額をいう。

［十五～十八　同上］

十九　自己株式　連結財務諸表提出会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式に、連結子会社並びに持分法を適用する非連結子会社及び関連会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式のうち当該連結財務諸表提出会社の持分相当を合計したものをいう。

［二十～三十五　同上］

三十六　会計方針　連結財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十七　表示方法　連結財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

三十八　会計上の見積り　資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

［三十九・四十　同上］

四十一　会計上の見積りの変更　新たに入手可能となつた情報に基づき、当連結会計年度（第三条第二項に規定する期間をいう。）の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）以前の連結財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。

四十二　誤謬（びゅう）　その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、連結財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

四十三　遡及適用　新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

四十四　［同上］

［号を加える。］

四十五　修正再表示　前連結会計年度以前の連結財務諸表又は前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表における誤謬の訂正を連結財務諸表又は中間連結財務諸表に反映することをいう。

［四十六～六十　略］

第二編　連結財務諸表

第一章　総則

（連結決算日及び連結会計年度）

第三条　連結財務諸表提出会社は、当該会社の事業年度の末日を連結決算日と定め、当該日を基準として連結財務諸表を作成するものとする。

２　前項の場合において、連結財務諸表の作成に係る期間（以下「連結会計年度」という。）は、当該連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間とする。

３　連結決算日を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更に伴う連結会計年度の期間を連結財務諸表に注記しなければならない。

（連結の範囲）

第五条　連結財務諸表提出会社は、その全ての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

一　財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下同じ。）に対する支配が一時的であると認められる子会社

二　［略］

［２・３　略］

（税効果会計の適用）

第十一条　連結会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下この編において同じ。）を適用して連結財務諸表を作成しなければならない。

（連結の範囲等に関する記載）

第十三条　［略］

２　前項第一号に掲げる連結の範囲に関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、第一号に掲げる事項については、有価証券届出書及び有価証券報告書の連結財務諸表以外の箇所に当該事項が記載されている場合には、その旨を記載することにより記載を省略することができる。

［一～三　略］

四　開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号及び第百九十七条第二項第四号において同じ。）がある場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

［３～５　略］

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第十三条の二　財務諸表等規則第八条の二の四（第三項及び第四項を除く。）の規定は、重要な会計上の見積りについて準用する。この場合において、同条第一項中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

四十五　修正再表示　前連結会計年度以前の連結財務諸表における誤謬の訂正を連結財務諸表に反映することをいう。

［四十六～六十　同上］

（連結決算日及び連結会計年度）

第三条　連結財務諸表提出会社は、当該会社の事業年度の末日を連結決算日と定め、当該日を基準として連結財務諸表を作成するものとする。

２　前項の場合において、連結財務諸表の作成に係る期間（以下「連結会計年度」という。）は、当該連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間とする。

３　連結決算日を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更に伴う連結会計年度の期間を連結財務諸表に注記しなければならない。

（連結の範囲）

第五条　連結財務諸表提出会社は、そのすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

一　財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）に対する支配が一時的であると認められる子会社

二　［同上］

［２・３　同上］

（税効果会計の適用）

第十一条　連結会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）を適用して連結財務諸表を作成しなければならない。

（連結の範囲等に関する記載）

第十三条　［同上］

２　［同上］

［一～三　同上］

四　開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

［３～５　同上］

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第十三条の二　財務諸表等規則第八条の二の二（第三項及び第四項を除く。）の規定は、重要な会計上の見積りについて準用する。この場合において、同条第一項中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第十四条の二　財務諸表等規則第八条の三（第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等（同条第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。）の改正等（同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。以下同じ。）に伴い会計方針の変更を行つた場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の三中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（重要な後発事象の注記）

第十四条の九　連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（以下この章において「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の貸借対照表日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

（追加情報の注記）

第十五条　この編において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

（関連当事者の範囲）

第十五条の四　この編において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

［一～十一　略］

（関連当事者との取引に関する注記）

第十五条の四の二　連結財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当該関連当事者が第三者のために当該連結財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該連結財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該連結財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行つている場合には、その重要なものについて、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

［一～八　略］

九　関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。）又は破産更生債権等（同号に規定する破産更生債権等をいう。第二十三条第一項第三号及び第二百三十五条第一項第三号において同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

十　［略］

［2～6　略］

（金融商品に関する注記）

第十五条の五の二　［略］

［2・3　略］

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第十四条の二　財務諸表等規則第八条の三（第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等（同条第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。）の改正等（同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。）に伴い会計方針の変更を行つた場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の三中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（重要な後発事象の注記）

第十四条の九　連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の貸借対照表日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

（追加情報の注記）

第十五条　この規則において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

（関連当事者の範囲）

第十五条の四　この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

［一～十一　同上］

（関連当事者との取引に関する注記）

第十五条の四の二　連結財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当該関連当事者が第三者のために当該連結財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該連結財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該連結財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行つている場合には、その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

［一～八　同上］

九　関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。）又は破産更生債権等（同号に規定する破産更生債権等をいう。第二十三条第一項第三号において同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項

［イ～ハ　同上］

十　［同上］

［2～6　同上］

（金融商品に関する注記）

第十五条の五の二　［同上］

［2・3　同上］

４　投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

［５～９　略］

（デリバティブ取引に関する注記）

第十五条の七　第十五条の五の二に規定する事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　ヘッジ会計（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定する会計処理をいう。以下この条、第百十三条及び第二百十一条において同じ。）が適用されていないデリバティブ取引　取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号、第百十三条第一項並びに第二百十一条第一項及び第二項において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

二　［略］

２　前項第一号に規定する事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項、第百十三条第二項並びに第二百十一条第三項及び第四項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。第二百十一条第三項において同じ。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

３　第一項第二号に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定するヘッジ対象をいう。第四十三条の二第一項第二号及び第二百十一条第四項において同じ。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

（共同支配企業の形成の注記）

第十五条の十五　財務諸表等規則第八条の二十二（第三項を除く。）の規定は、共同支配企業の形成（同条第一項に規定する共同支配企業の形成をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の二十二中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　略］

（注記の方法）

第十六条　［略］

２　［略］

４　投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

［５～９　同上］

（デリバティブ取引に関する注記）

第十五条の七　［同上］

一　ヘッジ会計（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定する会計処理をいう。以下この項及び第三項において同じ。）が適用されていないデリバティブ取引　取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

二　［同上］

２　前項第一号に規定する事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

３　第一項第二号に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定するヘッジ対象をいう。第四十三条の二第一項第二号において同じ。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

（共同支配企業の形成の注記）

第十五条の十五　財務諸表等規則第八条の二十二（第三項を除く。）の規定は、共同支配企業の形成（同条第一項に規定する共同支配企業の形成をいう。次条第一項において同じ。）について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の二十二中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［一～四　同上］

（注記の方法）

第十六条　［同上］

２　［同上］

3　この編の規定により記載すべき注記（第十三条から第十四条の三までの規定による注記を除く。）は、第十三条の二から第十四条の三までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

［一・二　略］

4　［略］

5　この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

（偶発債務の注記）

第三十九条の二　連結会社に係る偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。以下同じ。）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（特別目的会社の債務等の区分表示）

第四十一条の二　連結の範囲に含めた特別目的会社（財務諸表等規則第八条第七項に規定する特別目的会社をいう。第二百五十五条において同じ。）が有するノンリコース債務（当該特別目的会社の資産の全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産以外の資産及び当該収益以外の収益に遡及しない債務をいう。以下この条及び第二百五十五条において同じ。）については、社債又は借入金その他の負債の項目ごとに当該ノンリコース債務を示す名称を付した科目をもつて流動負債又は固定負債に掲記しなければならない。ただし、ノンリコース債務を社債又は借入金その他の負債を示す科目（ノンリコース債務を示す名称を付した科目を除く。）に含めて掲記することを妨げない。

［2・3　略］

（指定法人の純資産の記載）

第四十六条の二　指定法人が連結貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を記載しなければならない。

（別記事業の資産及び負債の科目の記載）

第四十七条　［略］

2　前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区別して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

（営業外収益の表示方法）

第五十七条　営業外収益に属する収益は、受取利息（有価証券利息を含む。以下同じ。）、受取配当金、有価証券売却益、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（減損損失に関する注記）

第六十三条の二　財務諸表等規則第九十五条の三の二第一項の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループ（同条に規定する資産グループをいう。第二百七十九条において同じ。）について準用する。

3　この規則の規定により記載すべき注記（第十三条から第十四条の三までの規定による注記を除く。）は、第十三条の二から第十四条の三までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

［一・二　同上］

4　［同上］

5　この規則の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

（偶発債務の注記）

第三十九条の二　連結会社に係る偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（特別目的会社の債務等の区分表示）

第四十一条の二　連結の範囲に含めた特別目的会社（財務諸表等規則第八条第七項に規定する特別目的会社をいう。）が有するノンリコース債務（当該特別目的会社の資産の全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産以外の資産及び当該収益以外の収益に遡及しない債務をいう。以下この条において同じ。）については、社債又は借入金その他の負債の項目ごとに当該ノンリコース債務を示す名称を付した科目をもつて流動負債又は固定負債に掲記しなければならない。ただし、ノンリコース債務を社債又は借入金その他の負債を示す科目（ノンリコース債務を示す名称を付した科目を除く。）に含めて掲記することを妨げない。

［2・3　同上］

（指定法人の純資産の記載）

第四十六条の二　指定法人が連結貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を記載しなければならない。

（別記事業の資産及び負債の科目の記載）

第四十七条　［同上］

2　前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区別して掲記する基準は、この規則の定めるところに準ずるものとする。

（営業外収益の表示方法）

第五十七条　営業外収益に属する収益は、受取利息（有価証券利息を含む。）、受取配当金、有価証券売却益、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（減損損失に関する注記）

第六十三条の二　財務諸表等規則第九十五条の三の二第一項の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループ（同条に規定する資産グループをいう。）について準用する。

（当期純利益又は当期純損失）

第六十五条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当該連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）

二　［略］

［２～５　略］

（別記事業の収益及び費用の科目の記載）

第六十九条　［略］

２　前項の場合において、収益及び費用の科目を一括し又は区別して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

第八十一条　指定法人が、連結株主資本等変動計算書を作成する場合において、この編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

第三編　第一種中間連結財務諸表

第一章　総則

（中間連結決算日及び中間連結会計期間）

第九十三条　第一種中間連結財務諸表提出会社は、当該会社の中間会計期間の末日を中間連結決算日と定め、当該日を基準として第一種中間連結財務諸表を作成するものとする。

２　前項の場合において、中間連結会計期間は、当該中間連結決算日の前連結決算日の翌日から当該中間連結決算日までの期間とする。

（第一種中間連結財務諸表作成の一般原則）

第九十四条　法の規定により提出される第一種中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一　第一種中間連結財務諸表は、原則として連結財務諸表の作成に当たつて適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成されていること。

二　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の中間財務諸表を基礎として作成されていること。

三　第一種中間連結財務諸表提出会社の利害関係人に対して、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な財務情報を明瞭に表示すること。

四　前連結会計年度に係る連結財務諸表及び前中間連結会計期間に係る第一種中間連結財務諸表の作成のために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当中間連結会計期間において継続して適用されていること。

（連結の範囲）

第九十五条　第一種中間連結財務諸表提出会社は、その全ての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

一　財務及び営業又は事業の方針を決定する機関に対する支配が一時的であると認められる子会社

二　連結の範囲に含めることにより第一種中間連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社

（当期純利益又は当期純損失）

第六十五条　［同上］

一　当該連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。）

二　［同上］

［２～５　同上］

（別記事業の収益及び費用の科目の記載）

第六十九条　［同上］

２　前項の場合において、収益及び費用の科目を一括し又は区別して掲記する基準は、この規則の定めるところに準ずるものとする。

第八十一条　指定法人が、連結株主資本等変動計算書を作成する場合において、この規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

［編を加える。］

2　前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3　次に掲げる会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。第二号において同じ。）の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を第一種中間連結財務諸表に注記しなければならない。

一　第一項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社

二　第一種中間連結財務諸表提出会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち、民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められることにより子会社に該当しない会社等

（比較情報の作成）

第九十六条　当中間連結会計期間に係る第一種中間連結財務諸表は、当該第一種中間連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる第一種中間連結財務諸表の区分に応じ、当該第一種中間連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

一　中間連結貸借対照表　前連結会計年度に係る事項

二　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書　前中間連結会計期間に係る事項

三　中間連結キャッシュ・フロー計算書　前中間連結会計期間に係る事項

（連結子会社の資産及び負債の評価等）

第九十七条　第一種中間連結財務諸表の作成に当たつては、連結子会社の資産及び負債の評価並びに第一種中間連結財務諸表提出会社の連結子会社に対する投資とこれに対応する当該連結子会社の資本の相殺消去その他必要とされる連結会社相互間の項目の消去をしなければならない。

（持分法の適用）

第九十八条　非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法により計算した価額をもつて中間連結貸借対照表に計上しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する会社に対する投資については、持分法を適用しないものとする。

一　財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社

二　持分法を適用することにより第一種中間連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる非連結子会社及び関連会社

2　前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の適用の対象から除いても第一種中間連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

（税効果会計の適用）

第九十九条　法人税等については、税効果会計（中間連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の中間純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下この編及び次編において同じ。）を適用して第一種中間連結財務諸表を作成しなければならない。

（中間決算日の異なる子会社）

第百条　その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる連結子会社は、中間連結決算日において、第一種中間連結財務諸表作成の基礎となる中間財務諸表を作成するために必要とされる中間決算を行わなければならない。ただし、当該連結子会社の中間会計期間の末日と中間連結決算日との差異が三か月を超えない場合において、当該中間会計期間に係る中間財務諸表を基礎として第一種中間連結財務諸表を作成するときは、この限りでない。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記）

第百一条　第一種中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲について、重要な変更を行った場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第百二条　財務諸表等規則第百三十一条の規定は、会計基準等の改正等に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前中間純損益金額」とあるのは「税金等調整前中間純損益金額」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第百三条　財務諸表等規則第百三十二条の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前中間純損益金額」とあるのは「税金等調整前中間純損益金額」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「第一種中間財務諸表」とあるのは「第一種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第百四条　財務諸表等規則第百三十三条の規定は、会計上の見積りについて重要な変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前中間純損益金額」とあるのは「税金等調整前中間純損益金額」と読み替えるものとする。

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第百五条　財務諸表等規則第百三十四条の規定は、重要な会計方針の変更を行った場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合について準用する。この場合において、同条中「税引前中間純損益金額」とあるのは「税金等調整前中間純損益金額」と読み替えるものとする。

（修正再表示に関する注記）

第百六条　財務諸表等規則第百三十五条の規定は、修正再表示を行った場合について準用する。この場合において、同条第二号中「税引前中間純損益金額」とあるのは「税金等調整前中間純損益金額」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（第一種中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記）

第百七条　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、第一種中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（重要な後発事象の注記）

第百八条　中間連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該第一種中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

２　その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、前項の規定にかかわらず、当該子会社及び関連会社の中間決算日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

（追加情報の注記）

第百九条　この編において特に定める注記のほか、第一種中間連結財務諸表提出会社の利害関係人が、第一種中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度に関する企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

（セグメント情報等の注記）

第百十条　セグメント情報については、次に掲げる事項を様式第十二号に定めるところにより注記しなければならない。

一　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額

二　前号に掲げる利益又は損失の金額の合計額と当該項目に相当する科目ごとの中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

三　報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となつた事象の概要（前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）

２　当中間連結会計期間において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る利益若しくは損失の金額の算定方法（次項において「報告セグメントに係る算定方法」という。）の重要な変更があつた場合には、その内容を注記しなければならない。

３　前連結会計年度において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があり、かつ、前中間連結会計期間における報告セグメント又は報告セグメントに係る算定方法と当中間連結会計期間におけるこれらの事項との間に相違がみられる場合には、その旨並びに前中間連結会計期間に係る第一項第一号及び第二号に掲げる金額（当中間連結会計期間における報告セグメント及び報告セグメントに係る算定方法に基づいて算定したものに限る。）を注記しなければならない。

４　前項の場合において、正確な金額を算定することが困難なときは、同項に規定する金額に代えて、適当な方法により概算額を注記することができる。ただし、金額を算定することが困難な場合には、同項に規定する金額に代えて、その旨及びその理由を注記することができる。

５　当中間連結会計期間において、固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合、のれんの金額に重要な変動が生じた場合又は重要な負ののれん発生益を認識した場合には、報告セグメントごとにその概要を注記しなければならない。

（金融商品に関する注記）

第百十一条　金融商品については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

2　前項本文の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

3　時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該項目ごとの次に掲げる事項

イ　中間連結貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

ロ　中間連結貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

ハ　中間連結貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

二　前号ロ又はハの規定により注記した金融商品の時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

4　前項の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの中間連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

5　第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6　第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7　投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

8　第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

（有価証券に関する注記）

第百十二条　前条に定める事項のほか、有価証券（次の各号に掲げる有価証券に限る。）については、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該有価証券の中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

一　満期保有目的の債券　次に掲げる事項

イ　中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額

ロ　中間連結決算日における時価

ハ　中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額と時価との差額

二　その他有価証券　株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項

イ　取得原価

ロ　中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額

ハ　中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額と取得原価との差額

（デリバティブ取引に関する注記）

第百十三条　第百十一条に規定する事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものを除くことができる。）については、当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなつており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

2　前項に規定する事項は、取引の種類に区分して記載しなければならない。

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第百十四条　当中間連結会計期間において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一　企業結合の概要

二　中間連結損益計算書に含まれる被取得企業又は取得した事業の業績の期間

三　被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

四　取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数

五　取得が複数の取引によつて行われた場合には、被取得企業の取得原価と取得するに至つた取引ごとの取得原価の合計額との差額

六　発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

七　前号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益の金額が暫定的に算定された金額である場合には、その旨

2　前項ただし書の規定にかかわらず、当中間連結会計期間における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当中間連結会計期間における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

３　中間連結貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われた中間連結会計期間においては、当該確定した旨並びに第一項第六号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記しなければならない。ただし、第一項ただし書の規定により注記を省略している場合は、注記することを要しない。

４　前項に掲げる暫定的な会計処理の確定に伴い、第一種中間連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されている場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

（共通支配下の取引等の注記）

第百十五条　当中間連結会計期間において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二　実施した会計処理の概要

三　子会社株式を追加取得した場合には、前条第一項第三号及び第四号に準ずる事項

２　前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当中間連結会計期間における個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、当中間連結会計期間における複数の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該取引等全体について注記しなければならない。

（共同支配企業の形成の注記）

第百十六条　当中間連結会計期間において共同支配企業の形成を行つた場合には、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に準ずる事項を記載しなければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項に準ずる事項を記載するときは、企業結合を共同支配企業の形成と判定した理由を記載しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当中間連結会計期間における個々の共同支配企業の形成に係る取引に重要性は乏しいが、当中間連結会計期間における複数の共同支配企業の形成に係る取引全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

（事業分離における分離元企業の注記）

第百十七条　当中間連結会計期間において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　事業分離の概要

二　実施した会計処理の概要

三　分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

四　中間連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

五　移転損益を認識した事業分離において分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有する以外に、継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要

２　前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができる。

３　当中間連結会計期間における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏しいが、当中間連結会計期間における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

（事業分離における分離先企業の注記）

第百十八条　分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二　実施した会計処理の概要

三　分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

（子会社の企業結合の注記）

第百十九条　第十五条の十八の規定は、子会社の企業結合について準用する。この場合において、同条第一項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間連結財務諸表提出会社」と、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と、同条第三項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（継続企業の前提に関する注記）

第百二十条　財務諸表等規則第百四十九条の規定は、第一種中間連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条第四号中「第一種中間財務諸表」とあるのは「第一種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（収益認識に関する注記）

第百二十一条　財務諸表等規則第百五十二条の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同条第一項中「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「第一種中間財務諸表」とあるのは「第一種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（注記の方法）

第百二十二条　第百一条から第百七条までの規定による注記は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

２　この編（第百一条から第百七条までを除く。）の規定による注記は、第百一条から第百七条までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　第百一条から第百七条までの規定による注記と関係がある事項について、これと併せて記載を行つた場合

二　脚注（当該注記に係る事項が記載されている第一種中間連結財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当と認められるものについて、当該記載を行つた場合

３　第百二十条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

４　前項の場合において、第百一条から第百七条までの規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第百二十条の規定による注記の次に記載しなければならない。

５　この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

（金額の表示の単位）

第百二十三条　第一種中間連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。

第二章　中間連結貸借対照表

第一節　総則

（中間連結貸借対照表の記載方法）

第百二十四条　中間連結貸借対照表の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結貸借対照表は、様式第十三号により記載するものとする。

（資産、負債及び純資産の分類記載）

第百二十五条　資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

（科目の記載の配列）

第百二十六条　資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法によるものとする。

第二節　資産

（資産の分類）

第百二十七条　資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

（各資産の範囲）

第百二十八条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間連結財務諸表提出会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第百二十九条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　現金及び預金
二　受取手形、売掛金及び契約資産
三　有価証券
四　商品及び製品（半製品を含む。）
五　仕掛品
六　原材料及び貯蔵品
七　その他

２　前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

３　第一項第七号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産の総額の百分の十を超えるもの又は資産の総額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切であるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

４　第一項本文の規定にかかわらず、同項第四号から第六号までに掲げる項目に属する資産については、棚卸資産の科目をもつて一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

（流動資産に係る引当金の表示）

第百三十条　財務諸表等規則第二十条（第三項を除く。）の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（有形固定資産の区分表示）

第百三十一条　有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうちに、その金額が資産の総額の百分の十を超えるものがある場合又は資産の総額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切な場合には、当該資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれの資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（有形固定資産の減価償却累計額の表示）

第百三十二条　財務諸表等規則第百六十三条の規定は、有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。

（有形固定資産の減損損失累計額の表示）

第百三十三条　財務諸表等規則第二十六条の二（第四項及び第五項を除く。）の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

（無形固定資産の区分表示）

第百三十四条　無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号に掲げる項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第二号に掲げる項目に属する資産と一括して掲記することができる。

一　のれん

二　その他

２　前項第二号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の十を超えるもの又はその金額が資産の総額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切であるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

３　連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額を超えることにより生じる差額は、のれんに含めて表示する。

（無形固定資産の減価償却累計額等の表示）

第百三十五条　財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。

（投資その他の資産の区分表示）

第百三十六条　投資その他の資産に属する資産は、これを一括し、投資その他の資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、投資その他の資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　第百三十一条第二項の規定は、投資その他の資産について準用する。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第百三十七条　財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表等規則第二十条（第三項を除く。）の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（繰延資産の区分表示）

第百三十八条　繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、繰延資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　第百三十一条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

（繰延資産の償却累計額の表示）

第百三十九条　財務諸表等規則第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額について準用する。

第三節　負債

（負債の分類）

第百四十条　負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

（各負債の範囲）

第百四十一条　財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三の規定中「一年内」とあるのは、「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

第百四十二条　第三十六条の二の規定は、固定負債の範囲について準用する。

（流動負債の区分表示）

第百四十三条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　支払手形及び買掛金

二　短期借入金（金融手形及び当座借越を含む。）

三　未払法人税等

四　引当金

五　資産除去債務

六　その他

２　前項の規定は、同項各号に掲げる項目に属する負債で別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3　第一項第四号に掲げる引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

4　第一項第六号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の十を超えるもの又は負債及び純資産の合計額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切であるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第百四十四条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　社債

二　長期借入金

三　引当金

四　退職給付に係る負債

五　資産除去債務

六　その他

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　前条第三項の規定は、第一項第三号に掲げる引当金について準用する。

4　前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（偶発債務の注記）

第百四十五条　連結会社に係る偶発債務がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第百四十六条　同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次に掲げる方法のいずれかにより表示しなければならない。

一　棚卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法

二　棚卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

第四節　純資産

（純資産の分類）

第百四十七条　純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

（株主資本の分類及び区分表示）

第百四十八条　株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

2　財務諸表等規則第六十一条の規定は、資本金について準用する。

3　財務諸表等規則第六十二条第一項の規定は、申込期日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

4　第四十三条第三項及び第四項の規定は、自己株式及び自己株式申込証拠金について準用する。

（その他の包括利益累計額の分類及び区分表示）

第百四十九条　第四十三条の二の規定は、その他の包括利益累計額について準用する。

（株式引受権の表示）

第百五十条　第四十三条の二の二の規定は、株式引受権について準用する。

（新株予約権の表示）

第百五十一条　第四十三条の三の規定は、新株予約権について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは、「第一種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（非支配株主持分の表示）

第百五十二条　非支配株主持分は、非支配株主持分の科目をもつて掲記しなければならない。

第五節　雑則

（特別法上の準備金等）

第百五十三条　準備金等は、第百二十六条及び第百四十条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

２　前項の準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（別記事業の資産及び負債の分類）

第百五十四条　企業集団の主たる事業が、別記事業である場合においてその資産及び負債を第百二十七条及び第百四十条の規定による分類により記載することが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

（指定法人の純資産の記載）

第百五十五条　指定法人が中間連結貸借対照表を作成する場合においてその純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において準拠した法令又は準則を記載しなければならない。

（別記事業の資産及び負債の科目の記載）

第百五十六条　連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合において当該別記事業に係る資産又は負債について、第百二十九条第一項、第百三十一条、第百三十四条第一項、第百三十六条、第百四十三条第一項及び第百四十四条第一項に規定する項目の区分に従い科目の記載をすることが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

２　前項の場合において資産及び負債の科目を一括し、又は区別して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

第三章　中間連結損益計算書

第一節　総則

（中間連結損益計算書の記載方法）

第百五十七条　中間連結損益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結損益計算書は、様式第十四号により記載するものとする。

（収益及び費用の分類）

第百五十八条　収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一　売上高

二　売上原価

三　販売費及び一般管理費

四　営業外収益

五　営業外費用

六　特別利益

七　特別損失

第二節　売上高及び売上原価

（売上高の表示方法）

第百五十九条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上原価の表示方法）

第百六十条　売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上総損益金額の表示）

第百六十一条　売上高と売上原価との差額は、売上総利益金額又は売上総損失金額として記載しなければならない。

第三節　販売費及び一般管理費

（販売費及び一般管理費の表示方法）

第百六十二条　販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記することを妨げない。

2　前項ただし書に規定する主要な費目とは、退職給付費用及び引当金繰入額（これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。）並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十を超える費用又は販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十以下であつても区分して表示することが適切と認められる費用をいう。

（営業損益金額の表示）

第百六十三条　売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額として記載しなければならない。

第四節　営業外収益及び営業外費用

（営業外収益の表示方法）

第百六十四条　営業外収益に属する収益は、受取利息、受取配当金、有価証券売却益、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（営業外費用の表示方法）

第百六十五条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（経常損益金額の表示）

第百六十六条　営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額及び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失金額として記載しなければならない。

第五節　特別利益及び特別損失

（特別利益の表示方法）

第百六十七条　特別利益に属する利益は、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（特別損失の表示方法）

第百六十八条　特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の二十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（税金等調整前中間純損益金額の表示）

第百六十九条　経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及び特別損失の総額を加減した額は、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額として記載しなければならない。

第六節　中間純利益又は中間純損失

（中間純利益又は中間純損失）

第百七十条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当中間連結会計期間に係る法人税、住民税及び事業税

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。

3　税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項又は前項に規定する項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4　中間純利益又は中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、中間純利益金額又は中間純損失金額の次に記載しなければならない。

5　中間純利益金額又は中間純損失金額に中間純利益又は中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額を加減した金額は、親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額として記載しなければならない。

6　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（一株当たり中間純損益金額に関する注記）

第百七十一条　当中間会計期間に係る一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2　財務諸表等規則第百九十九条第二項の規定は、当中間連結会計期間又は中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項中「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

（潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記）

第百七十二条　財務諸表等規則第二百条の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記について準用する。この場合において、同条中「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第二項中「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第七節　雑則

（持分法による投資利益等の表示）

第百七十三条　持分法による投資利益と持分法による投資損失が生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。

（特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額）

第百七十四条　準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記）

第百七十五条　事業の性質上、売上高又は営業費用（売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。）に著しい季節的変動がある場合には、中間連結損益計算書において、その状況を注記しなければならない。

（別記事業の収益及び費用の分類）

第百七十六条　企業集団の主たる事業が、別記事業である場合においてその収益及び費用を第百五十八条各号に掲げる項目に分類して記載することが適当でないと認められるときは、同条の規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

（別記事業の収益及び費用の科目の記載）

第百七十七条　連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合において当該別記事業に係る収益又は費用について、第百五十九条、第百六十条、第百六十二条、第百六十四条及び第百六十五条に規定するところにより科目の記載をすることが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2　前項の場合において収益及び費用の科目を一括し、又は区別して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

第四章　中間連結包括利益計算書

第一節　総則

（中間連結包括利益計算書の記載方法）

第百七十八条　中間連結包括利益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結包括利益計算書は、様式第十五号により記載するものとする。

（中間連結損益及び包括利益計算書）

第百七十九条　中間連結包括利益計算書は、中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結損益計算書の末尾にこの章の規定による記載を行つたものをいう。）を作成する場合には、記載を要しない。

（中間連結包括利益計算書の区分表示）

第百八十条　中間連結包括利益計算書は、中間純利益又は中間純損失、その他の包括利益及び中間包括利益に分類して記載しなければならない。

第二節　その他の包括利益

（その他の包括利益の区分表示）

第百八十一条　第六十九条の五の規定は、その他の包括利益について準用する。この場合において、同条第三項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは、「第一種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

第三節　中間包括利益

（中間包括利益）

第百八十二条　中間純利益金額又は中間純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、中間包括利益金額として記載しなければならない。

２　前項に規定する中間包括利益金額については、第一種中間連結財務諸表提出会社の株主に係る金額及び非支配株主に係る金額に区分し、その区分ごとの金額を中間連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

第五章　中間連結キャッシュ・フロー計算書

第一節　総則

（中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法）

第百八十三条　中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結キャッシュ・フロー計算書は、様式第十六号又は様式第十七号により記載するものとする。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分）

第百八十四条　中間連結キャッシュ・フロー計算書には、次に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

一　営業活動によるキャッシュ・フロー

二　投資活動によるキャッシュ・フロー

三　財務活動によるキャッシュ・フロー

四　現金及び現金同等物に係る換算差額

五　現金及び現金同等物の増加額又は減少額

六　現金及び現金同等物の期首残高

七　現金及び現金同等物の中間期末残高

第二節　中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等）

第百八十五条　第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、同号イ及びハ中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と、第八十八条第二項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第百八十六条　中間連結キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならない。

第六章　株主資本等に関する注記

（配当に関する注記）

第百八十七条　当中間連結会計期間において行われた配当については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日及び配当の原資

二　配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額、一株当たり配当額、基準日、効力発生日並びに配当の原資

三　基準日が当連結会計年度の開始の日から当中間連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるものについては、前二号に定める事項に準ずる事項

（株主資本の金額に著しい変動があつた場合の注記）

第百八十八条　株主資本の金額に、前連結会計年度末に比して著しい変動があつた場合には、主な変動事由を注記しなければならない。

第四編　第二種中間連結財務諸表

第一章　総則

（中間連結決算日及び中間連結会計期間）

第百八十九条　第二種中間連結財務諸表提出会社は、当該会社の中間会計期間の末日を中間連結決算日と定め、当該日を基準として第二種中間連結財務諸表を作成するものとする。

2　前項の場合において、中間連結会計期間は、当該中間連結決算日の翌日から当該中間連結決算日までの期間とする。

（第二種中間連結財務諸表作成の一般原則）

第百九十条　法の規定により提出される第二種中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一　企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して有用な情報を提供するものであること。

二　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の中間財務諸表を基礎として作成されていること。

［編を加える。］

三　第二種中間連結財務諸表提出会社の利害関係人に対して、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する判断を誤らせないために必要な財務情報を明瞭に表示すること。

四　前連結会計年度に係る連結財務諸表の作成のために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、当中間連結会計期間において継続して適用されていること。

（連結の範囲）

第百九十一条　第二種中間連結財務諸表提出会社は、その全ての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

一　財務及び営業又は事業の方針を決定する機関に対する支配が一時的であると認められる子会社

二　連結の範囲に含めることにより第二種中間連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社

2　前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3　次に掲げる会社等の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を第二種中間連結財務諸表に注記しなければならない。

一　第一項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社

二　第二種中間連結財務諸表提出会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち、民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められることにより子会社に該当しない会社等

（比較情報の作成）

第百九十二条　当中間連結会計期間に係る第二種中間連結財務諸表は、当該第二種中間連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる第二種中間連結財務諸表の区分に応じ、当該第二種中間連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

一　中間連結貸借対照表　前連結会計年度に係る事項

二　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書　前中間連結会計期間に係る事項

三　中間連結株主資本等変動計算書　前中間連結会計期間に係る事項

四　中間連結キャッシュ・フロー計算書　前中間連結会計期間に係る事項

（連結子会社の資産及び負債の評価等）

第百九十三条　第二種中間連結財務諸表の作成に当たつては、連結子会社の資産及び負債の評価並びに第二種中間連結財務諸表提出会社の連結子会社に対する投資とこれに対応する当該連結子会社の資本の相殺消去その他必要とされる連結会社相互間の項目の消去をしなければならない。

（持分法の適用）

第百九十四条　非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法により計算した価額をもつて中間連結貸借対照表に計上しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する会社に対する投資については、持分法を適用しないものとする。

一　財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社

二　持分法を適用することにより第二種中間連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる非連結子会社及び関連会社

2　前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の適用の対象から除いても第二種中間連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

（税効果会計の適用）

第百九十五条　法人税等については、税効果会計を適用して第二種中間連結財務諸表を作成しなければならない。

（中間決算日の異なる子会社）

第百九十六条　その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる連結子会社は、中間連結決算日において、第二種中間連結財務諸表作成の基礎となる中間財務諸表を作成するために必要とされる中間決算を行わなければならない。ただし、当該連結子会社の中間会計期間の末日と中間連結決算日との差異が三か月を超えない場合において、当該中間会計期間に係る中間財務諸表を基礎として第二種中間連結財務諸表を作成するときは、この限りでない。

（連結の範囲等に関する記載）

第百九十七条　連結の範囲に関する事項その他第二種中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項については、次に掲げる事項に区別して注記しなければならない。

一　連結の範囲に関する事項

二　持分法の適用に関する事項

三　連結子会社の中間決算日等に関する事項

四　会計方針に関する事項

2　前項第一号に掲げる連結の範囲に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

二　非連結子会社がある場合には、主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

三　他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかつた場合には、当該他の会社等の名称及び子会社としなかつた理由

四　開示対象特別目的会社がある場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

3　第一項第二号に掲げる持分法の適用に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

二　持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社がある場合には、これらのうち主要な会社等の名称

三　持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社がある場合には、持分法を適用しない理由

四　他の会社等の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかつた場合には、当該他の会社等の名称及び関連会社としなかつた理由

五　持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項がある場合には、その内容

4　第一項第三号に掲げる連結子会社の中間決算日等に関する事項については、中間決算日が中間連結決算日と異なる連結子会社がある場合において、その内容及び当該連結子会社について第二種中間連結財務諸表作成の基礎となる中間財務諸表を作成するための中間決算が行われたかどうかを記載するものとする。

5　第一項第四号に掲げる会計方針に関する事項については、第二種中間連結財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の第二種中間連結財務諸表の利用者の理解に資するものを記載するものとする。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記）

第百九十八条　第二種中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第百九十九条　財務諸表等規則第二百十三条（第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等の改正等に伴い会計方針の変更を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「第二種中間財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「財務諸表に」とあるのは「連結財務諸表に」と読み替えるものとする。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第二百条　財務諸表等規則第二百十四条（第一項ただし書及び第二項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「第二種中間財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（表示方法の変更に関する注記）

第二百一条　財務諸表等規則第二百十五条（第四項を除く。）の規定は、表示方法の変更を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「第二種中間財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第二百二条　財務諸表等規則第二百十六条の規定は、会計上の見積りの変更を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「第二種中間財務諸表」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第二百三条　財務諸表等規則第二百十七条の規定は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合について準用する。この場合において、同条中「第二種中間財務諸表」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（修正再表示に関する注記）

第二百四条　財務諸表等規則第二百十八条の規定は、修正再表示を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「第二種中間財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（重要な後発事象の注記）

第二百五条　中間連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該第二種中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（以下この章において「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の中間決算日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

（追加情報の注記）

第二百六条　この編において特に定める注記のほか、第二種中間連結財務諸表提出会社の利害関係人が、第二種中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度に関する企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

（セグメント情報等の注記）

第二百七条　セグメント情報については、次に掲げる事項を様式第十八号に定めるところにより注記しなければならない。

一　報告セグメントの概要

二　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法

三　前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの中間連結貸借対照表計上額又は中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

2　報告セグメントに関連する情報（様式第十九号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。

一　製品及びサービスごとの情報

二　地域ごとの情報

三　主要な顧客ごとの情報

3　中間連結貸借対照表又は中間連結損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第二十号に定めるところにより注記しなければならない。

一　固定資産の減損損失

二　のれんの償却額及び未償却残高

三　負ののれん発生益

4　前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（リース取引に関する注記）

第二百八条　財務諸表等規則第八条の六（第四項を除く。）の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間連結

会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

（金融商品に関する注記）

第二百九条　第十五条の五の二第一項（第一号を除く。）から第五項までの規定は、金融商品について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表の」とあるのは「中間連結貸借対照表の」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、同項第三号中「連結貸借対照表に」とあるのは「中間連結貸借対照表に」と、「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「期末残高」とあるのは「中間連結会計期間末残高」と、同条第二項中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、同条第三項中「連結貸借対照表に」とあるのは「中間連結貸借対照表に」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、同条第四項中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、同条第五項中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「期末残高」とあるのは「中間連結会計期間末残高」と、「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

（有価証券に関する注記）

第二百十条　第十五条の六第一項（第一号、第四号及び第五号を除く。）の規定は、有価証券について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と読み替えるものとする。

（デリバティブ取引に関する注記）

第二百十一条　第二百九条に規定する事項のほか、デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されていないものに限る。）については、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、中間連結決算日における時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2　前項の規定にかかわらず、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されているものについては、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び中間連結決算日における時価を注記することができる。

3　第一項に規定する事項は、取引の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4　第二項に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第二百十二条　財務諸表等規則第八条の十四第一項の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同項第一号中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（ストック・オプションに関する注記）

第二百十三条　財務諸表等規則第二百二十七条（第四項を除く。）の規定は、ストック・オプションを付与している場合について準用する。この場合において、同条第一項中「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「第二種中間財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第二百十四条　第十五条の十二の規定は、他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第二号中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、同項第十二号及び第三項第一号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と、同条第四項中「当連結会計年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（共通支配下の取引等の注記）

第二百十五条　第十五条の十四の規定は、共通支配下の取引等について準用する。この場合において、同条中「連結会計年度」とあるのは、「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（共同支配企業の形成の注記）

第二百十六条　財務諸表等規則第八条の二十二（第三項を除く。）の規定は、共同支配企業の形成について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは、「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（事業分離における分離元企業の注記）

第二百十七条　第十五条の十六の規定は、重要な事業分離について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

（事業分離における分離先企業の注記）

第二百十八条　財務諸表等規則第八条の二十四第一項の規定は、企業結合に該当しない事業分離について準用する。

（子会社の企業結合の注記）

第二百十九条　第十五条の十八の規定は、子会社の企業結合について準用する。この場合において、同条中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間連結財務諸表提出会社」と、同項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

（企業結合に関する重要な後発事象等の注記）

第二百二十条　財務諸表等規則第八条の二十五（第三項を除く。）の規定は、企業結合に関する重要な後発事象及び中間連結決算日までに主要な条件について合意をした企業結合であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

（事業分離に関する重要な後発事象等の注記）

第二百二十一条　財務諸表等規則第八条の二十六第一項の規定は、事業分離に関する重要な後発事象及び中間連結決算日までに主要な条件について合意をした事業分離であつて同日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同項中「貸借対照表日」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

（子会社の企業結合に関する後発事象等の注記）

第二百二十二条　第十五条の二十一の規定は、子会社の企業結合に関する後発事象及び主要な条件について合意をした子会社の行う企業結合であつて中間連結決算日までに完了していないものについて準用する。この場合において、同条中「連結決算日」とあるのは、「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

（継続企業の前提に関する注記）

第二百二十三条　財務諸表等規則第二百三十六条の規定は、第二種中間連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条第四号中「第二種中間財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（資産除去債務に関する注記）

第二百二十四条　財務諸表等規則第八条の二十八第一項（第一号イ及びロを除く。）の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同項中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（賃貸等不動産に関する注記）

第二百二十五条　第十五条の二十四（第一号及び第四号を除く。）の規定は、賃貸等不動産について準用する。この場合において、同条第二号中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する第十五条の二十四第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

（棚卸資産に関する注記）

第二百二十六条　第十五条の二十七の規定は、市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産について準用する。

（収益認識に関する注記）

第二百二十七条　財務諸表等規則第八条の三十二（第四項及び第五項を除く。）の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、同項第三号中「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「翌事業年度以降」とあるのは「当中間連結会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する財務諸表等規則第八条の三十二第一項第二号及び第三号に規定する事項については、顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに前連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期（これらに関連する顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報を含む。）に重要な変動が認められない場合は、当該事項の記載を省略することができる。

（注記の方法）

第二百二十八条　第百九十七条の規定による注記は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

２　第百九十八条から第二百四条までの規定による注記は、第百九十七条の規定による注記の次に記載しなければならない。

３　この編（第百九十七条から第二百四条までを除く。）の規定による注記は、第百九十七条から第二百四条までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　第百九十七条から第二百四条までの規定により記載した事項と関係がある事項について、これと併せて記載を行つた場合

二　脚注（当該注記に係る事項が記載されている第二種中間連結財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当と認められるものについて、当該記載を行つた場合

４　第二百二十三条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第百九十七条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第二百二十三条の規定による注記の次に記載しなければならない。

５　この編の規定により特定の科目に関係ある注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。

（金額の表示の単位）

第二百二十九条　第二種中間連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。

第二章　中間連結貸借対照表

第一節　総則

（中間連結貸借対照表の記載方法）

第二百三十条　中間連結貸借対照表の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結貸借対照表は、様式第二十一号により記載するものとする。

（資産、負債及び純資産の分類記載）

第二百三十一条　資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

（科目の記載の配列）

第二百三十二条　資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法によるものとする。

第二節　資産

（資産の分類）

第二百三十三条　資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

（各資産の範囲）

第二百三十四条　財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸

表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるものとする。

（流動資産の区分表示）

第二百三十五条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　現金及び預金

二　受取手形、売掛金及び契約資産

三　リース債権及びリース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

四　有価証券

五　棚卸資産（財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。）

六　その他

2　前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3　第一項第六号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（流動資産に係る引当金の表示）

第二百三十六条　財務諸表等規則第二十条（第三項を除く。）の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（有形固定資産の区分表示）

第二百三十七条　有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、有形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうちに、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものがある場合には、当該資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれその資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（減価償却累計額の表示）

第二百三十八条　財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条第一項の規定は、建物、構築物その他の有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。

（減損損失累計額の表示）

第二百三十九条　財務諸表等規則第二十六条の二（第五項を除く。）の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

（無形固定資産の区分表示）

第二百四十条　無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号に掲げる項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第二号に掲げる項目に属する資産と一括して掲記することができる。

一　のれん

二　その他

2　前項第二号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

3　連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額を超えることにより生じる差額は、のれんに含めて表示する。

（無形固定資産の減価償却累計額等の表示）

第二百四十一条　財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。

（投資その他の資産の区分表示）

第二百四十二条　投資その他の資産に属する資産は、これを一括し、投資その他の資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、投資その他の資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　第二百三十七条第二項の規定は、投資その他の資産について準用する。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第二百四十三条　財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表等規則第二十条（第三項を除く。）の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（繰延資産の区分表示）

第二百四十四条　繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、繰延資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2　第二百三十七条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

（繰延資産の償却累計額の表示）

第二百四十五条　財務諸表等規則第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額について準用する。

（担保資産の注記）

第二百四十六条　財務諸表等規則第四十三条の規定は、担保に供されている資産について準用する。

第三節　負債

（負債の分類）

第二百四十七条　負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

（各負債の範囲）

第二百四十八条　財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三の規定中「一年内」とあるのは、「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

第二百四十九条　第三十六条の二の規定は、固定負債の範囲について準用する。

（流動負債の区分表示）

第二百五十条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　支払手形及び買掛金

二　短期借入金（金融手形及び当座借越を含む。）

三　リース債務

四　未払法人税等

五　引当金

六　資産除去債務

七　その他

２　前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

３　第一項第五号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

４　第一項第七号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第二百五十一条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号及び第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　社債

二　長期借入金

三　リース債務

四　引当金

五　退職給付に係る負債

六　資産除去債務

七　その他

２　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

３　前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

４　前条第四項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（偶発債務の注記）

第二百五十二条　連結会社に係る偶発債務がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（企業結合に係る特定勘定の注記）

第二百五十三条　財務諸表等規則第五十六条第一項の規定は、企業結合に係る特定勘定の注記について準用する。

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第二百五十四条　財務諸表等規則第五十四条の四（第四項を除く。）の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

（特別目的会社の債務等の区分表示）

第二百五十五条　第四十一条の二の規定は、連結の範囲に含めた特別目的会社が有するノンリコース債務及び当該ノンリコース債務に対応する資産について準用する。

第四節　純資産

（純資産の分類）

第二百五十六条　純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

（株主資本の分類及び区分表示）

第二百五十七条　株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

2　財務諸表等規則第六十二条、第六十三条第二項及び第六十五条第二項の規定は、新株式申込証拠金及び法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものについて準用する。

3　第四十三条第三項及び第四項の規定は、自己株式及び自己株式申込証拠金について準用する。

（その他の包括利益累計額の分類及び区分表示）

第二百五十八条　第四十三条の二の規定は、その他の包括利益累計額について準用する。

（株式引受権の表示）

第二百五十九条　第四十三条の二の二の規定は、株式引受権について準用する。

（新株予約権の表示）

第二百六十条　第四十三条の三の規定は、新株予約権について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（非支配株主持分の表示）

第二百六十一条　非支配株主持分は、非支配株主持分の科目をもつて掲記しなければならない。

（一株当たり純資産額の注記）

第二百六十二条　一株当たり純資産額は、注記しなければならない。

2　財務諸表等規則第二百八十条第二項の規定は、当中間連結会計期間又は中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項中「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第五節　雑則

（特別法上の準備金等）

第二百六十三条　準備金等は、第二百三十二条及び第二百四十七条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

2　準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならない。

3　準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を注記しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（別記事業の資産及び負債の分類）

第二百六十四条　企業集団の主たる事業が、別記事業である場合において、その資産及び負債を第二百三十三条及び第二百四十七条の規定による分類により記載することが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則に定める分類に準じて記載することができる。

（指定法人の純資産の記載）

第二百六十五条　指定法人が、中間連結貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を記載しなければならない。

（別記事業の資産及び負債の科目の記載）

第二百六十六条　連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合において、当該別記事業に係る資産又は負債について、第二百三十五条第一項、第二百三十七条第一項、第二百四十条第一項、第二百四十二条第一項、第二百五十条第一項及び第二百五十一条第一項に規定する項目の区分に従い科目の記載をすることが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

２　前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区別して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

第三章　中間連結損益計算書

第一節　総則

（中間連結損益計算書の記載方法）

第二百六十七条　中間連結損益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結損益計算書は、様式第二十二号により記載するものとする。

（収益及び費用の分類）

第二百六十八条　収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

一　売上高
二　売上原価
三　販売費及び一般管理費
四　営業外収益
五　営業外費用
六　特別利益
七　特別損失

第二節　売上高及び売上原価

（売上高の表示方法）

第二百六十九条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（売上原価の表示方法）

第二百七十条　売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上総損益金額の表示）

第二百七十一条　売上高と売上原価との差額は、売上総利益金額又は売上総損失金額として記載しなければならない。

第三節　販売費及び一般管理費

（販売費及び一般管理費の表示方法）

第二百七十二条　販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記することを妨げない。

2　前項ただし書に規定する主要な費目とは、退職給付費用及び引当金繰入額（これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。）並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の十を超える費用をいう。

（営業損益金額の表示）

第二百七十三条　売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額として記載しなければならない。

第四節　営業外収益及び営業外費用

（営業外収益の表示方法）

第二百七十四条　営業外収益に属する収益は、受取利息、受取配当金、有価証券売却益、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（営業外費用の表示方法）

第二百七十五条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（経常損益金額の表示）

第二百七十六条　営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額及び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失金額として記載しなければならない。

第五節　特別利益及び特別損失

（特別利益の表示方法）

第二百七十七条　特別利益に属する利益は、固定資産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（特別損失の表示方法）

第二百七十八条　特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（減損損失に関する注記）

第二百七十九条　財務諸表等規則第九十五条の三の二第一項の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループについて準用する。

（企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記）

第二百八十条　財務諸表等規則第九十五条の三の三第一項の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記について準用する。

（税金等調整前中間純損益の表示）

第二百八十一条　経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及び特別損失の総額を加減した額は、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額として記載しなければならない。

第六節　中間純利益又は中間純損失

（中間純利益又は中間純損失）

第二百八十二条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当中間連結会計期間に係る法人税、住民税及び事業税

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2　前項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければならない。

3　税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4　中間純利益又は中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、中間純利益金額又は中間純損失金額の次に記載しなければならない。

5　中間純利益金額又は中間純損失金額に中間純利益又は中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額を加減した金額は、親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額として記載しなければならない。

6　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（一株当たり中間純損益金額に関する注記）

第二百八十三条　一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2　財務諸表等規則第三百一条第二項の規定は、当中間連結会計期間又は中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項中「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

（潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記）

第二百八十四条　財務諸表等規則第三百二条の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記について準用する。この場合において、同条第二項中「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第七節　雑則

（持分法による投資利益等の表示）

第二百八十五条　持分法による投資利益と持分法による投資損失が生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。

（特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額）

第二百八十六条　準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記）

第二百八十七条　事業の性質上、売上高又は営業費用（売上原価並びに販売費および一般管理費の合計をいう。）に著しい季節的変動がある場合には、その状況を注記しなければならない。

（別記事業の収益及び費用の分類）

第二百八十八条　企業集団の主たる事業が、別記事業である場合において、その収益及び費用を第二百六十八条に規定する項目に分類して記載することが適当でないと認められるときは、同条の規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

（別記事業の収益及び費用の記載）

第二百八十九条　連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合において、当該別記事業に係る収益又は費用について、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十二条、第二百七十四条及び第二百七十五条に規定するところにより科目の記載をすることが適当でないと認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該別記事業を営む会社の財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2　前項の場合において、収益及び費用の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この編の定めるところに準ずるものとする。

第四章　中間連結包括利益計算書

第一節　総則

（中間連結包括利益計算書の記載方法）

第二百九十条　中間連結包括利益計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

2　中間連結包括利益計算書は、様式第二十三号により記載するものとする。

（中間連結損益及び包括利益計算書）

第二百九十一条　中間連結包括利益計算書は、中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結損益計算書の末尾にこの章の規定による記載を行つたものをいう。）を作成する場合には、記載を要しない。

（中間連結包括利益計算書の区分表示）

第二百九十二条　中間連結包括利益計算書は、中間純利益又は中間純損失、その他の包括利益及び中間包括利益に分類して記載しなければならない。

第二節　その他の包括利益

（その他の包括利益の区分表示）

第二百九十三条　第六十九条の五の規定は、その他の包括利益について準用する。この場合において、同条第三項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは、「第二種中間連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

第三節　中間包括利益

第二百九十四条　中間純利益金額又は中間純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、中間包括利益金額として記載しなければならない。

２　前項に規定する中間包括利益金額については、第二種中間連結財務諸表提出会社の株主に係る金額及び非支配株主に係る金額に区分し、その区分ごとの金額を中間連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

第五章　中間連結株主資本等変動計算書

第一節　総則

（中間連結株主資本等変動計算書の記載方法）

第二百九十五条　中間連結株主資本等変動計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結株主資本等変動計算書は、様式第二十四号により記載するものとする。

（中間連結株主資本等変動計算書の区分表示）

第二百九十六条　中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

２　中間連結株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前連結会計年度末の連結貸借対照表及び当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

第二節　株主資本

第二百九十七条　株主資本は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

２　株主資本に記載される科目の当中間連結会計期間変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

３　剰余金の配当は、資本剰余金又は利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

４　親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額は、利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

第三節　その他の包括利益累計額

第二百九十八条　その他の包括利益累計額は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

２　その他の包括利益累計額に記載される科目は、当中間連結会計期間変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第二百九十九条　財務諸表等規則第百四条の規定は、その他の包括利益累計額について準用する。この場合において、同条中「第百条第二項」とあるのは「第二百九十六条第二項」と、「当事業年度期首」とあるのは「当連結会計年度期首」と、「当事業年度変動額」とあるのは「当中間連結会計期間変動額」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と読み替えるものとする。

第四節　株式引受権

第三百条　株式引受権は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2　株式引受権の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第五節　新株予約権

第三百一条　新株予約権は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2　新株予約権の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第六節　非支配株主持分

第三百二条　非支配株主持分は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2　非支配株主持分の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第七節　注記事項

（発行済株式に関する注記）

第三百三条　財務諸表等規則第百六条第一項の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同項第一号中「当事業年度期首」とあるのは「当連結会計年度期首」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

（自己株式に関する注記）

第三百四条　財務諸表等規則第百七条第一項の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同項第一号中「当事業年度期首」とあるのは「当連結会計年度期首」と、「当事業年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と読み替えるものとする。

（新株予約権等に関する注記）

第三百五条　第七十九条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号及び第四項中「連結会計年度末」とあるのは「中間連結会計期間末」と、同条第三項中「当連結会計年度末」とあるのは「当中間連結会計期間末」と、「当連結会計年度に」とあるのは「当中間連結会計期間に」と、同条第四項及び第五項第一号中「連結財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（配当に関する注記）

第三百六条　財務諸表等規則第百九条第一項の規定は、配当について準用する。この場合において、同項第三号中「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「翌事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

第八節　雑則

第三百七条　指定法人が、中間連結株主資本等変動計算書を作成する場合において、この編の規定により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

第六章　中間連結キャッシュ・フロー計算書

第一節　総則

（中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法）

第三百八条　中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、この章の定めるところによる。

２　中間連結キャッシュ・フロー計算書は、様式第二十五号又は様式第二十六号により記載するものとする。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分）

第三百九条　中間連結キャッシュ・フロー計算書には、次に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

一　営業活動によるキャッシュ・フロー

二　投資活動によるキャッシュ・フロー

三　財務活動によるキャッシュ・フロー

四　現金及び現金同等物に係る換算差額

五　現金及び現金同等物の増加額又は減少額

六　現金及び現金同等物の期首残高

七　現金及び現金同等物の中間期末残高

第二節　中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法

（営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等）

第三百十条　第八十四条から第八十九条までの規定は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、第八十四条第二号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と、「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第三百十一条　中間連結キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならない。

第五編　企業会計の基準の特例

第一章　指定国際会計基準

（指定国際会計基準に係る特例）

第三百十二条　指定国際会計基準特定会社が提出する連結財務諸表又は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準（国際会計基準（国際的に共通した企業会計の基準として使用されることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて第一条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。次条及び第三百十四条において同じ。）のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。）に従うことができる。

第七章　企業会計の基準の特例

第一節　指定国際会計基準

（指定国際会計基準に係る特例）

第九十三条　指定国際会計基準特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準（国際会計基準（国際的に共通した企業会計の基準として使用されることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて第一条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。次条及び第九十四条において同じ。）のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。）に従うことができる。

（指定国際会計基準に関する注記）

第三百十三条　指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表又は中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合には、国際会計基準に準拠して連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成している旨

二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成している旨

三　［略］

第二章　修正国際基準

（修正国際基準に係る特例）

第三百十四条　修正国際基準特定会社が提出する連結財務諸表又は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準（特定団体において国際会計基準を修正することにより作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。）に従うことができる。

（修正国際基準に関する注記）

第三百十五条　修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表又は中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　修正国際基準に準拠して連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成している旨

二　［略］

第六編　雑則

第三百十六条　米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（以下「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

第三百十七条　［略］

第三百十八条　第三百十六条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならない。

第三百十九条　第三百十六条の規定による連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。

［一・二　略］

三　第一編及び第二編に準拠して作成する場合との主要な相違点

第三百二十条　第三百十六条から前条までの規定は、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。

（指定国際会計基準に関する注記）

第九十三条の二　指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合には、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨

二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨

三　［同上］

第二節　修正国際基準

（修正国際基準に係る特例）

第九十四条　修正国際基準特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準（特定団体において国際会計基準を修正することにより作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。）に従うことができる。

（修正国際基準に関する注記）

第九十四条の二　修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　修正国際基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨

二　［同上］

第八章　雑則

第九十五条　米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（以下「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

第九十六条　［同上］

第九十七条　第九十五条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならない。

第九十八条　第九十五条の規定による連結財務諸表には、次の事項を追加して注記しなければならない。

［一・二　同上］

三　この規則（第七章及びこの章を除く。）に準拠して作成する場合との主要な相違点

［条を加える。］

様式第十二号

【セグメント情報】

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	……	……	……	……	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	……	……	……	……	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

２．報告セグメントごとの資産に関する情報

３．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

４．報告セグメントの変更等に関する事項

５．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（記載上の注意）

１．この様式において「事業セグメント」とは、様式第一号記載上の注意１．に規定する事業セグメント（同記載上の注意２．により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。

２．この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、様式第一号記載上の注意３．に規定するもの（同記載上の注意４．及び５．により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意５．中「連結損益計算書」とあるのは、「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

［様式を加える。］

３．「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。

⑴　報告セグメントごとの利益又は損失

⑵　報告セグメントごとの売上高に関する次に掲げる金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

①　外部顧客への売上高

②　事業セグメント間の内部売上高又は振替高

４．３．において、⑵①及び②に掲げる金額については、これらの金額に区分せずに報告セグメントごとの売上高を記載することができる。

５．「２．報告セグメントごとの資産に関する情報」には、企業結合、事業分離その他の事由により報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となつた事象がある場合（前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）において、その概要を記載すること。ただし、当該事項については、「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

６．「３．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

７．６．において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。

８．「４．報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があつた場合において、次の⑴から⑷までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

⑴　様式第一号記載上の注意３．に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合　その旨並びに中間連結会計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

⑵　組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合　その旨並びに前中間連結会計期間について変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当中間連結会計期間について前連結会計年度の区分方法により作成した情報）

⑶　事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行つた場合　その旨、変更の理由並びに当該変更が中間連結会計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

⑷　前連結会計年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行つており、かつ、前中間連結会計期間と当中間連結会計期間との間において、これらの事項に相違がみられる場合　その旨、変更後の報告セグメント及び事業セグメントの利益又は損失の算定方法に基づいて算定した「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載すべき事項並びに「３．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」に記載すべき事項

９．「４．報告セグメントの変更等に関する事項」には、８．に定める事項のほか、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類に重要な異動がある場合において、その内容を記載すること。

10．「５．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報」には、次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を報告セグメントごとに記載すること。

⑴　固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合　その概要

⑵　のれんの金額に重要な変動が生じた場合　のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象の概要

⑶　重要な負ののれん発生益を認識した場合　重要な負ののれん発生益を認識する要因となつた事象の概要

11．連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第十三号

［様式を加える。］

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　　年　月　日）	当中間連結会計期間 （　　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形、売掛金及び契約資産（純額）	×××	×××
有価証券	×××	×××
商品及び製品	×××	×××
仕掛品	×××	×××
原材料及び貯蔵品	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産	×××	×××
無形固定資産		
のれん	×××	×××

その他	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
引当金	×××	×××
退職給付に係る負債	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××
自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
退職給付に係る調整累計額	×××	×××
……	×××	×××
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
新株予約権	×××	×××

非支配株主持分	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第十四号

［様式を加える。］

【中間連結損益計算書】

（単位：　円）

	前中間連結会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）	当中間連結会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
売上総利益（又は売上総損失）	×××	×××
販売費及び一般管理費		
……	×××	×××
……	×××	×××
……	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××
営業外収益		
……	×××	×××
……	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
……	×××	×××
……	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××
特別利益		
……	×××	×××
……	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失		
……	×××	×××
……	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××

法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
中間純利益（又は中間純損失）	×××	×××
非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失）	×××	×××
親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失）	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第十五号

［様式を加える。］

【中間連結包括利益計算書】

（単位：　円）

	前中間連結会計期間（自　年　月　日　至　年　月　日）	当中間連結会計期間（自　年　月　日　至　年　月　日）
中間純利益（又は中間純損失）	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
退職給付に係る調整額	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
……	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
中間包括利益	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	×××	×××
非支配株主に係る中間包括利益	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第十六号

［様式を加える。］

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　円）

	前中間連結会計期間（自　年　月　日　至　年　月　日）	当中間連結会計期間（自　年　月　日　至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	×××	×××

原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××
人件費の支出	△×××	△×××
その他の営業支出	△×××	△×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
非支配株主への配当金の支払額	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△×××	△×××

連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	×××	×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

１．中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。

２．「配当金の支払額」には、第一種中間連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。

３．「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。

４．主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。

５．「小計」の記載は省略することができる。

６．連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第十七号

［様式を加える。］

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　円）

	前中間連結会計期間（自　年　月　日　至　年　月　日）	当中間連結会計期間（自　年　月　日　至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	×××	×××
減価償却費	×××	×××
減損損失	×××	×××
のれん償却額	×××	×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）	×××	×××
受取利息及び受取配当金	△×××	△×××
支払利息	×××	×××

為替差損益（△は益）	×××	×××
持分法による投資損益（△は益）	×××	×××
有形固定資産売却損益（△は益）	×××	×××
損害賠償損失	×××	×××
売上債権の増減額（△は増加）	×××	×××
棚卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
仕入債務の増減額（△は減少）	×××	×××
……	×××	×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
非支配株主への配当金の支払額	△×××	△×××

連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	×××	×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

１．中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。

２．「配当金の支払額」には、第一種中間連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。

３．「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。

４．主要な項目のみを記載し、他の項目については、「その他」として一括して記載することができる。

５．「小計」の記載は省略することができる。

６．連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第十八号

［様式を加える。］

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

１．報告セグメントの概要

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：　円）

	……	……	……	……	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××

セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
……	×××	×××	×××	×××	×××	×××

４．報告セグメント合計額と第二種中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

１．報告セグメントの概要

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：　円）

	……	……	……	……	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
……	×××	×××	×××	×××	×××	×××

４．報告セグメント合計額と第二種中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（記載上の注意）

１．この様式において「事業セグメント」とは、様式第一号記載上の注意１．に規定する事業セグメント（同記載上の注意２．により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。

２．この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、様式第一号記載上の注意３．に規定するもの（同記載上の注意４．及び５．により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意５．中「連結損益計算書」とあるのは、「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

３．「１．報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。

⑴　事業セグメントを識別するために用いた方法（製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別）

⑵　二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨

⑶　各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

４．「１．報告セグメントの概要」に関して、次の⑴又は⑵に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、⑵により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、⑵により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

⑴　様式第一号記載上の注意３．に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合　その旨及び前中間連結会計期間のセグメント情報を当中間連結会計期間の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）

⑵　組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合　その旨及び前中間連結会計期間のセグメント情報を当中間連結会計期間の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当中間連結会計期間のセグメント情報を前中間連結会計期間の区分方法により作成した情報）

５．「２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の⑴から⑺までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

⑴　報告セグメント間の取引がある場合　当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項

⑵　報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額（中間連結損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税金等調整前中間純利益若しくは税金等調整前中間純損失、中間純利益若しくは中間純損失又は親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。７．⑵において同じ。）との間に差異があり、「４．報告セグメント合計額と第二種中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項

⑶　報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「４．報告セグメント合計額と第二種中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項

⑷　報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「４．報告セグメント合計額と第二種中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項

⑸　事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前中間連結会計期間に採用した方法から変更した場合　その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響

⑹　事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合　その内容

⑺　その他参考となるべき事項がある場合　その内容

６．「３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。

⑴　報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額

⑵　報告セグメントごとの負債の金額（負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

⑶　報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）
①　外部顧客への売上高
②　事業セグメント間の内部売上高又は振替高
③　減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
④　のれんの償却額
⑤　受取利息
⑥　支払利息
⑦　持分法投資利益
⑧　持分法投資損失
⑨　特別利益（主な内訳を含む。）
⑩　特別損失（主な内訳を含む。）
⑪　税金費用（法人税等及び法人税等調整額）
⑫　①から⑪までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目（中間連結損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。）

⑷　報告セグメントの資産に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの資産の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）
①　当中間連結会計期間の末日における持分法適用会社への投資額
②　当中間連結会計期間における有形固定資産及び無形固定資産の増加額

７．「４．報告セグメント合計額と第二種中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

⑴　報告セグメントの売上高の合計額と中間連結損益計算書の売上高計上額
⑵　報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額
⑶　報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額
⑷　報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額
⑸　報告セグメントのその他の項目（⑴から⑷までに掲げる項目を除く。）の合計額と当該項目に相当する科目の第二種中間連結財務諸表計上額

８．７．において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。

９．連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第十九号

【関連情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××

２．地域ごとの情報

⑴　売上高

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

⑵　有形固定資産

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：　円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
・・・・・・	×××	・・・・・

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××

２．地域ごとの情報

⑴　売上高

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

［様式を加える。］

⑵　有形固定資産

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：　円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
・・・・・	×××	・・・・・

（記載上の注意）

１．第二種中間連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。

２．「１．製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類似性に基づいて区分した顧客への売上高（セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。）のうち、中間連結損益計算書の売上高の10％以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

　また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90％を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。

３．「２．地域ごとの情報」には、次の⑴及び⑵に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

⑴　外部顧客への売上高を本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第６条第１項第１号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。）又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であつて、中間連結損益計算書の売上高の10％以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）及び当該区分の基準

⑵　有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によつて本邦又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であつて、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の10％以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）

４．「２．地域ごとの情報」には、３．に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。

５．３．にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間連結損益計算書の売上高の90％を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超える場合には、その旨を記載することにより３．⑴又は⑵に掲げる事項の記載を省略することができる。

６．「３．主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高（同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）であつて、中間連結損益計算書の売上高の10％以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならない。

７．連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第二十号

［様式を加える。］

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
当中間期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
当中間期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

（記載上の注意）

１．第二種中間連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。

２．「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。

３．「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとにのれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。

４．「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となつた事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。

５．連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第二十一号

［様式を加える。］

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　　年　月　日）	当中間連結会計期間 （　　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形、売掛金及び契約資産（純額）	×××	×××
リース債権及びリース投資資産（純額）	×××	×××
有価証券	×××	×××
棚卸資産	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産	×××	×××
無形固定資産		
のれん	×××	×××
その他	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
引当金	×××	×××
退職給付に係る負債	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××
自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
退職給付に係る調整累計額	×××	×××
……	×××	×××
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
新株予約権	×××	×××
非支配株主持分	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第二十二号

【中間連結損益計算書】

（単位：　円）

	前中間連結会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当中間連結会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
売上総利益（又は売上総損失）	×××	×××
販売費及び一般管理費		
……	×××	×××
……	×××	×××
……	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××
営業外収益		
受取利息	×××	×××
受取配当金	×××	×××
有価証券売却益	×××	×××
持分法による投資利益	×××	×××
……	×××	×××
……	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	×××
有価証券売却損	×××	×××
持分法による投資損失	×××	×××
……	×××	×××
……	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	×××
負ののれん発生益	×××	×××
……	×××	×××
……	×××	×××
特別利益合計	×××	×××

［様式を加える。］

特別損失		
固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××
災害による損失	×××	×××
……	×××	×××
……	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
中間純利益（又は中間純損失）	×××	×××
非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失）	×××	×××
親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失）	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第二十三号

［様式を加える。］

【中間連結包括利益計算書】

（単位：　円）

	前中間連結会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）	当中間連結会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）
中間純利益（又は中間純損失）	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
退職給付に係る調整額	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
……	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
中間包括利益	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	×××	×××
非支配株主に係る中間包括利益	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第二十四号

［様式を加える。］

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　　円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額															
新株の発行	×××	×××			×××										×××
剰余金の配当			△×××		△×××										△×××
親会社株式に帰属する中間純利益			×××		×××										×××
自己株式の処分				×××	×××										×××
・・・・・・・															×××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間連結会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

（単位：　　円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額															
新株の発行	×××	×××			×××										×××
剰余金の配当			△×××		△×××										△×××
親会社株式に帰属する中間純利益			×××		×××										×××
自己株式の処分				×××	×××										×××
・・・・・・・															×××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

１．変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

２．株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

３．その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

４．その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

５．遡及適用及び修正再表示（以下５．において「遡及適用等」という。）を行つた場合には、前中間連結会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。

６．会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間連結会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。

７．連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第二十五号

［様式を加える。］

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　円）

	前中間連結会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）	当中間連結会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××
人件費の支出	△×××	△×××
その他の営業支出	△×××	△×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△×××	△×××

連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
非支配株主への配当金の支払額	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	×××	×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

１．中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。

２．「配当金の支払額」には、第二種中間連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。

３．「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。

４．金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。

５．連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第二十六号

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：　円）

	前中間連結会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）	当中間連結会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	×××	×××
減価償却費	×××	×××
減損損失	×××	×××
のれん償却額	×××	×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）	×××	×××
受取利息及び受取配当金	△×××	△×××
支払利息	×××	×××
為替差損益（△は益）	×××	×××
持分法による投資損益（△は益）	×××	×××
有形固定資産売却損益（△は益）	×××	×××
損害賠償損失	×××	×××
売上債権の増減額（△は増加）	×××	×××
棚卸資産の増減額（△は増加）	×××	×××
仕入債務の増減額（△は減少）	×××	×××
……	×××	×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	△×××

［様式を加える。］

貸付金の回収による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
非支配株主への配当金の支払額	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	×××	×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

１．中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。

２．「配当金の支払額」には、第二種中間連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。

３．「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。

４．金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。

５．連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十一号（財務諸表等規則第二百二十八条において準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十二号（連結財務諸表規則第二百十四条において準用する場合を含む。）に掲げる事項の注記を除く。）とする。

一　法第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条及び第四条第六項において同じ。）の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項第一号に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第三百二十八条の規定により外国会社が提出する財務書類をいう。以下同じ。）のうち、特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この号において同じ。）以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）及びその直前特定期間に係るもの（届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間（以下この条において「事業年度等」という。）及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類（以下この号において「書類」という。）のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条及び第四条第六項において同じ。）の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。）

二　法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる第一種中間財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項第二号に規定する第一種中間財務諸表をいう。以下同じ。）（届出書に含まれる第一種中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた第一種中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

改正前

（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十一号（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第五条の十において準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十二号（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第十七条の四において準用する場合を含む。）に掲げる事項の注記を除く。）とする。

一　法第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条及び第四条第六項において同じ。）の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表のうち同項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）が提出する財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第百三十一条の規定により外国会社が提出する財務書類をいう。以下同じ。）のうち、特定有価証券（法第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この号において同じ。）以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）及びその直前特定期間に係るもの（届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間（以下この条において「事業年度等」という。）及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類（以下この号において「書類」という。）のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条及び第四条第六項において同じ。）の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。）

二　法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる四半期財務諸表（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する四半期財務諸表のうち指定法人が提出する四半期財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる四半期財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書又は四半期報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）第十七条の十五第二項各号に掲げる事業を行う会社（以下「特定事業会社」という。）により提出された四半期報告書のうち当該事業年度の最初の四半期会計期間（四半期財務諸表等規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。以下同じ。）の翌四半期会計期間に係るもの（以下「第二・四半期報告書」という。）を除く。）に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものを除く。）

三　法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる第二種中間財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項第三号に規定する第二種中間財務諸表をいう。以下同じ。）（届出書に含まれる第二種中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。第五号、第九号及び第十号を除き、以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた第二種中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

四　法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項第一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。）（届出書に含まれる連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

五　法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる第一種中間連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項第二号に規定する第一種中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）（届出書に含まれる第一種中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた第一種中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

六　法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる第二種中間連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項第三号に規定する第二種中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）（届出書に含まれる第二種中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の五第一項の規定により提出された届出書又は半期報告書に含まれた第二種中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

［七・八　略］

九　法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる第一種中間財務諸表（半期報告書に含まれる第一種中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた第一種中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

［号を削る。］

十　法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる第一種中間連結財務諸表（半期報告書に含まれる第一種中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた第一種中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

［号を削る。］

三　法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間財務諸表（中間財務諸表等規則第一条第一項に規定する中間財務諸表のうち指定法人が提出する中間財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項、法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により提出された届出書、四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書に限る。）又は半期報告書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

四　法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる連結財務諸表（開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表のうち指定法人が提出する連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

五　法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表のうち、指定法人が提出する四半期連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる四半期連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定により提出された第二・四半期報告書又は四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書を除く。）に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

六　法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する中間連結財務諸表のうち、指定法人が提出する中間連結財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）（届出書に含まれる中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項の規定により提出された届出書、四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書を除く。）に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

［七・八　同上］

九　法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書を除く。）に含まれる四半期財務諸表（四半期報告書に含まれる四半期財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十　法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書を除く。）に含まれる四半期連結財務諸表（四半期報告書に含まれる中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十一　法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書を除く。）に含まれる四半期連結財務諸表（四半期報告書に含まれる四半期連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十一の二　法第二十四条の四の七第一項の規定により提出される四半期報告書（第一・四半期報告書（最初の四半期会計期間に係るものをいう。）に限る。）に含まれる連結財務諸表規則第九十三条又は第九十四条の規定による連結財務諸表

［号を削る。］

十一　法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる第二種中間財務諸表（半期報告書に含まれる第二種中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた第二種中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十二　法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる第二種中間連結財務諸表（半期報告書に含まれる第二種中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた第二種中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十三　法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書による訂正後の前各号に掲げる書類

十四　法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出される届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される有価証券報告書及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる第一号から第十二号までに掲げる書類又はこれらに相当する書類

十五　法第二十七条において準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書による訂正後の前号に掲げる書類

（監査証明を受けることを要しない旨の承認）

第一条の三　第一条各号に規定する書類を提出する会社（財務諸表等規則第一条第一項に規定する指定法人を含む。以下同じ。）が法第百九十三条の二第一項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、当該書類に係る承認申請書を当該書類を提出すべき財務局長等（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）第二十条（第三項を除く。）又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十条の規定により当該書類を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。第五条において同じ。）に提出しなければならない。

十二　法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出される四半期報告書（特定事業会社により提出された第二・四半期報告書に限る。）に含まれる中間連結財務諸表（四半期報告書に含まれる中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十三　法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる中間財務諸表（半期報告書に含まれる中間財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十四　法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる中間連結財務諸表（半期報告書に含まれる中間連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）

十五　法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十四条の二第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前各号の書類を訂正する書類

十六　法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出される届出書、法第二十七条において準用する法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される有価証券報告書、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出される四半期報告書及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出される半期報告書に含まれる第一号から第十四号までに定める書類又はこれらに相当する書類

十七　法第二十七条において準用する法第七条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）、法第二十七条において準用する法第九条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第十条第一項（法第二十七条において準用する法第二十四条の二第一項、法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第四項及び法第二十七条において準用する法第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前号の書類を訂正する書類

（監査証明を受けることを要しない旨の承認）

第一条の三　第一条各号に規定する書類を提出する会社（指定法人を含む。以下同じ。）が法第百九十三条の二第一項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、当該書類に係る承認申請書を当該書類を提出すべき財務局長等（開示府令第二十条（第三項を除く。）又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十条の規定により当該書類を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。第五条において同じ。）に提出しなければならない。

（公認会計士又は監査法人と被監査会社等との特別の利害関係）

第二条　法第百九十三条の二第四項に規定する公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等（連結財務諸表、第一種中間連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表をいう。次項において同じ。）の法第百九十三条の二第一項の監査証明（以下「監査証明」という。）に関する場合に限る。

［一～五　略］

六　公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社等の連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいい、被監査会社等が外国会社（開示府令第一条第二十号の四に規定する外国会社をいう。以下この号及び第四条第一項第一号リにおいて同じ。）である場合にあつてはこれに相当する会社をいう。次項及び第四条第一項第一号リにおいて同じ。）又は持分法適用会社（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条第六号に規定する非連結子会社をいう。同項第一号リにおいて同じ。）又は関連会社（同条第七号に規定する関連会社をいう。）をいい、被監査会社等が外国会社である場合にあつてはこれらに相当する会社をいう。次項において同じ。）との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあつては、同号を除く。）に規定する関係を有する場合

２　［略］

（監査証明の手続）

第三条　財務諸表、財務書類又は連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明は、財務諸表等の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により、第二種中間財務諸表又は第二種中間連結財務諸表（以下「第二種中間財務諸表等」という。）の監査証明は、第二種中間財務諸表等の監査（以下「中間監査」という。）を実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により、第一種中間財務諸表又は第一種中間連結財務諸表（以下「第一種中間財務諸表等」という。）の監査証明は、第一種中間財務諸表等の監査（以下「期中レビュー」という。）を実施した公認会計士又は監査法人が作成する期中レビュー報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により行うものとする。

（公認会計士又は監査法人と被監査会社等との特別の利害関係）

第二条　法第百九十三条の二第四項に規定する公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等（連結財務諸表（開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。）、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。）をいう。次項において同じ。）の法第百九十三条の二第一項の監査証明（以下「監査証明」という。）に関する場合に限る。

［一～五　同上］

六　公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社等の連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号、中間連結財務諸表規則第二条第三号又は四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社をいい、被監査会社等が外国会社（開示府令第一条第二十号の四に規定する外国会社をいう。以下この号及び第四条第一項第一号リにおいて同じ。）である場合にあつてはこれに相当する会社をいう。次項及び第四条第一項第一号リにおいて同じ。）又は持分法適用会社（連結財務諸表規則第二条第八号、中間連結財務諸表規則第二条第七号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十一号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第六号、中間連結財務諸表規則第二条第五号又は四半期連結財務諸表規則第二条第九号に規定する非連結子会社をいう。同項第一号リにおいて同じ。）又は関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号、中間連結財務諸表規則第二条第六号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する関連会社をいう。）をいい、被監査会社等が外国会社である場合にあつてはこれらに相当する会社をいう。次項において同じ。）との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあつては、同号を除く。）に規定する関係を有する場合

２　［同上］

（監査証明の手続）

第三条　財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）、財務書類又は連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明は、財務諸表等の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により、中間財務諸表（中間財務諸表等規則第一条第一項に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）又は中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）の監査証明は、中間財務諸表等の監査（以下「中間監査」という。）を実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により、四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する四半期財務諸表をいう。以下同じ。）又は四半期連結財務諸表（以下「四半期財務諸表等」という。）の監査証明は、四半期財務諸表等の監査（以下「四半期レビュー」という。）を実施した公認会計士又は監査法人が作成する四半期レビュー報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により行うものとする。

２　前項に規定する監査報告書、中間監査報告書及び期中レビュー報告書に係る電磁的記録は、作成者の署名に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）が行われているものでなければならない。

３　第一項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従つて実施された監査、中間監査又は期中レビューの結果に基づいて作成されなければならない。

４　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。ただし、第五号に掲げる基準は、次項の規定により適用される場合に限る。

［一～三　略］

四　期中レビュー基準

五　［略］

５　（監査報告書等の記載事項）

第四条　前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

一　監査報告書　次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　イ(2)の意見の根拠

［ハ～ヌ　略］

二　中間監査報告書　次に掲げる事項

イ　中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の意見に関する次に掲げる事項

(1)　当該意見に係る中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等の範囲

(2)　中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第二種中間財務諸表等に係る中間会計期間（第二種中間連結財務諸表の場合には、中間連結会計期間（連結財務諸表規則第一条の二第二号イ(1)に規定する中間連結会計期間をいう。以下同じ。）。第十二項第一号及び第二号において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見

２　前項に規定する監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書に係る電磁的記録は、作成者の署名に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）が行われているものでなければならない。

３　第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従つて実施された監査、中間監査又は四半期レビューの結果に基いて作成されなければならない。

４　［同上］

［一～三　同上］

四　四半期レビュー基準

五　［同上］

５　（監査報告書等の記載事項）

第四条　前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　イ(2)に掲げる意見の根拠

［ハ～ヌ　同上］

二　［同上］

イ　［同上］

(1)　当該意見に係る中間監査の対象となつた中間財務諸表等の範囲

(2)　中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間（中間連結財務諸表の場合には、中間連結会計期間（中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。）。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見

ロ　イ(2)の意見の根拠
ハ　財務諸表等規則第二百三十六条（連結財務諸表規則第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項
［ニ～ト　略］
三　期中レビュー報告書　次に掲げる事項
イ　期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人の結論に関する次に掲げる事項
(1)　当該結論に係る期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等の範囲
(2)　期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第一種中間財務諸表等に係る中間会計期間（第一種中間連結財務諸表の場合には、中間連結会計期間。第十七項各号及び第十八項第四号において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつたかどうかについての結論
ロ　イ(2)の結論の根拠
ハ　財務諸表等規則第百四十九条（連結財務諸表規則第百二十条において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項
［ニ・ホ　略］
ヘ　期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任
ト　［略］

2　法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により有価証券の発行者が初めて提出する届出書又は有価証券報告書に含まれる指定国際会計基準（連結財務諸表規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）若しくは修正国際基準（連結財務諸表規則第三百十四条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）に準拠して作成した連結財務諸表又は米国式連結財務諸表（連結財務諸表規則第三百十六条に規定する米国式連結財務諸表をいう。）の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書に、比較情報（連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報に相当するものをいう。）に関する事項を記載する場合には、前項第一号に定める事項に、当該連結財務諸表又は米国式連結財務諸表に係る連結会計年度の前連結会計年度に関する事項を含めて記載するものとする。

3　第一項第一号イ(2)の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。
［一・二　略］
三　第一項第一号イ(2)の意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項
［イ・ロ　略］

4　第一項第一号ロの意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。
［一～三　略］

ロ　イ(2)に掲げる意見の根拠
ハ　中間財務諸表等規則第五条の十八（中間連結財務諸表規則第十七条の十四において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項
［ニ～ト　同上］
三　四半期レビュー報告書　次に掲げる事項
イ　四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の結論に関する次に掲げる事項
(1)　当該結論に係る四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等の範囲
(2)　四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等（四半期会計期間及び四半期財務諸表等規則第三条第六号に規定する四半期累計期間をいう。以下同じ。）（四半期連結財務諸表の場合には、四半期連結会計期間等（同条第五号に規定する四半期連結会計期間及び同条第七号に規定する四半期連結累計期間をいう。）。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつたかどうかについての結論
ロ　イ(2)に掲げる結論の根拠
ハ　四半期財務諸表等規則第二十一条（四半期連結財務諸表規則第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項
［ニ・ホ　同上］
ヘ　四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任
ト　［同上］

2　法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により有価証券の発行者が初めて提出する届出書又は有価証券報告書に含まれる指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）若しくは修正国際基準（連結財務諸表規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）に準拠して作成した連結財務諸表又は米国式連結財務諸表（連結財務諸表規則第九十五条に規定する米国式連結財務諸表をいう。）の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書に、比較情報（連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報に相当するものをいう。）に関する事項を記載する場合には、前項第一号に定める事項に、当該連結財務諸表又は米国式連結財務諸表に係る連結会計年度の前連結会計年度に関する事項を含めて記載するものとする。

3　第一項第一号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。
［一・二　同上］
三　第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項
［イ・ロ　同上］

4　第一項第一号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。
［一～三　同上］

四　第一項第一号イ⑵の意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となつた財務諸表等が不適正である理由

5　第一項第一号ニの監査上の主要な検討事項（監査を実施した公認会計士又は監査法人が、当該監査の対象となつた事業年度に係る財務諸表等の監査の過程で、監査役等と協議した事項のうち、監査及び会計の専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～四　略］

6　第一項第一号ホのその他の記載内容（法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第一号において同じ。）の規定により提出される届出書のうち財務諸表等及び監査報告書並びに証券情報、組織再編成に関する情報その他これらに類する情報に関する事項以外の記載内容、法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第一号において同じ。）の規定により提出される訂正届出書のうち財務諸表等及び監査報告書並びに証券情報、組織再編成に関する情報その他これらに類する情報に関する事項以外の記載内容、法第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第二号において同じ。）の規定により提出される有価証券報告書のうち財務諸表等及び監査報告書以外の記載内容又は法第二十四条の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第二号において同じ。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により提出される訂正報告書のうち財務諸表等及び監査報告書以外の記載内容をいう。以下この項において同じ。）に関する事項は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～五　略］

7　第一項第一号への追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

8　第一項第一号トの経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　経営者の責任　次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　継続企業の前提（財務諸表等規則第八条の二十七（連結財務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。以下この条において同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二　［略］

9　第一項第一号チの監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～九　略］

［10・11　略］

12　第一項第二号イ⑵の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　第二種中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見　中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第二種中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

四　第一項第一号イ⑵に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となつた財務諸表等が不適正である理由

5　第一項第一号ニに掲げる監査上の主要な検討事項（監査を実施した公認会計士又は監査法人が、当該監査の対象となつた事業年度に係る財務諸表等の監査の過程で、監査役等と協議した事項のうち、監査及び会計の専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～四　同上］

6　第一項第一号ホに掲げるその他の記載内容（法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第一号において同じ。）の規定により提出される届出書のうち財務諸表等及び監査報告書並びに証券情報、組織再編成に関する情報その他これらに類する情報に関する事項以外の記載内容、法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第一号において同じ。）の規定により提出される訂正届出書のうち財務諸表等及び監査報告書並びに証券情報、組織再編成に関する情報その他これらに類する情報に関する事項以外の記載内容、法第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第二号において同じ。）の規定により提出される有価証券報告書のうち財務諸表等及び監査報告書以外の記載内容又は法第二十四条の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十項第二号において同じ。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により提出される訂正報告書のうち財務諸表等及び監査報告書以外の記載内容をいう。以下この項において同じ。）に関する事項は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～五　同上］

7　第一項第一号へに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

8　第一項第一号トに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　継続企業の前提（財務諸表等規則第八条の二十七（連結財務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。次項第七号において同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二　［同上］

9　第一項第一号チに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一～九　同上］

［10・11　同上］

12　第一項第二号イ⑵に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見　中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

二　除外事項を付した限定付意見　中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第二種中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

三　第二種中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見　中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨

13　第一項第二号ロの意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一・二　略］

三　第一項第二号イ⑵の意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ　除外事項及び当該除外事項が中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

ロ　［略］

四　第一項第二号イ⑵の意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が有用な情報を表示していない理由

14　第一項第二号ニの追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、中間監査を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

15　第一項第二号ホの経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　経営者の責任　次に掲げる事項

イ　第二種中間財務諸表等を作成する責任があること。

ロ　第二種中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

ハ　継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二　［略］

16　第一項第二号への中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から第二種中間財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二　一般に公正妥当と認められる中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人に第二種中間財務諸表等には全体として第二種中間財務諸表等の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三　［略］

四　中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によつて行われた見積りの評価も含め第二種中間財務諸表等の表示を検討していること。

［五～八　略］

二　除外事項を付した限定付意見　中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

三　中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見　中間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨

13　第一項第二号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一・二　同上］

三　第一項第二号イ⑵に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ　除外事項及び当該除外事項が中間監査の対象となつた中間財務諸表等に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

ロ　［同上］

四　第一項第二号イ⑵に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示していない理由

14　第一項第二号ニに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、中間監査を実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

15　第一項第二号ホに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　［同上］

イ　中間財務諸表等を作成する責任があること。

ロ　中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

ハ　継続企業の前提（中間財務諸表等規則第五条の十八（連結中間財務諸表規則第十七条の十四において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。次項第七号において同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二　［同上］

16　第一項第二号へに掲げる中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二　一般に公正妥当と認められる中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人に中間財務諸表等には全体として中間財務諸表等の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三　［同上］

四　中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によつて行われた見積りの評価も含め中間財務諸表等の表示を検討していること。

［五～八　同上］

17　第一項第三号イ⑵の結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　無限定の結論　期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第一種中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた旨

二　除外事項を付した限定付結論　期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第一種中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかつた旨

三　否定的結論　期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第一種中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨

18　第一項第三号ロの結論の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　期中レビューが一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して行われた旨

二　期中レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであること。

三　第一項第三号イ⑵の結論が前項第二号に掲げる結論の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ　除外事項及び当該除外事項が期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等に与えている影響（当該影響を記載することができる場合に限る。）並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる結論とした理由

ロ　実施できなかつた重要な期中レビュー手続及び当該重要な期中レビュー手続を実施できなかつた事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる結論とした理由

四　第一項第三号イ⑵の結論が前項第三号に掲げる結論の区分である場合には、期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第一種中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた理由

19　第一項第三号ニの追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、期中レビューを実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当であると判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

20　第一項第三号ホの経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　経営者の責任　次に掲げる事項

イ　第一種中間財務諸表等を作成する責任があること。

ロ　第一種中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

17　第一項第三号イ⑵に掲げる結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　無限定の結論　四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた旨

二　除外事項を付した限定付結論　四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかつた旨

三　否定的結論　四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨

18　第一項第三号ロに掲げる結論の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　四半期レビューが一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して行われた旨

二　四半期レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであること。

三　第一項第三号イ⑵に掲げる結論が前項第二号に掲げる結論の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ　除外事項及び当該除外事項が四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等に与えている影響（当該影響を記載することができる場合に限る。）並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる結論とした理由

ロ　実施できなかつた重要な四半期レビュー手続及び当該重要な四半期レビュー手続を実施できなかつた事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる結論とした理由

四　第一項第三号イ⑵に掲げる結論が前項第三号に掲げる結論の区分である場合には、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた理由

19　第一項第三号ニに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、四半期レビューを実施した公認会計士若しくは監査法人が強調し、又は説明することが適当であると判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

20　第一項第三号ホに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　［同上］

イ　四半期財務諸表等を作成する責任があること。

ロ　四半期財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

ハ　継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二　［略］

21　第一項第三号への期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から第一種中間財務諸表等に対する結論を表明することにあること。

二　期中レビューは質問、分析的手続その他の期中レビュー手続により行われ、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続により行われたこと。

［三・四　略］

22　公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は期中レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号イ⑵の意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号イ⑵の意見を表明するための基礎を得られなかつた場合又は同項第三号イ⑵の結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号イ⑵若しくは第二号イ⑵の意見又は同項第三号イ⑵の結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は期中レビュー報告書に記載しなければならない。

23　監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第三百十二条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合　国際会計基準

二　［略］

24　前項の規定は、中間監査の対象となつた第二種中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第二号イ⑵並びに第十二項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

25　第二十三項の規定は、期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第三号イ⑵、第十七項各号及び第十八項第四号」と読み替えるものとする。

26　［略］

27　前項の規定は、中間監査の対象となつた第二種中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第二号イ⑵並びに第十二項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

ハ　継続企業の前提（四半期財務諸表等規則第二十一条（連結四半期財務諸表規則第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。次項第三号において同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二　［同上］

21　第一項第三号ハに掲げる四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明することにあること。

二　四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われ、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続により行われたこと。

［三・四　同上］

22　公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号イ⑵に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号イ⑵に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合又は同項第三号イ⑵に定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号イ⑵若しくは第二号イ⑵の意見又は同項第三号イ⑵の結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

23　［同上］

一　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合　国際会計基準

二　［同上］

24　前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号イ⑵並びに第十二項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と読み替えるものとする。

25　第二十三項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号イ⑵、第十七項各号及び第十八項第四号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

26　［同上］

27　前項の規定は、中間監査の対象となつた中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ⑵並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号イ⑵並びに第十二項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

28　第二十六項の規定は、期中レビューの対象となつた第一種中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第三号イ(2)、第十七項各号及び第十八項第四号」と読み替えるものとする。

（監査概要書等の提出）

第五条　公認会計士又は監査法人は、法第百九十三条の二第六項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は期中レビュー（以下「監査等」という。）の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一条各号に掲げる書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

2　前項に規定する概要書は、次の各号に掲げる監査等の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成しなければならない。

一　［略］

二　第二種中間財務諸表等（ファンド及び信託財産に係る第二種中間財務諸表等を除く。）の中間監査に係る概要書　第二号様式

三　ファンド及び信託財産に係る財務諸表等の監査及び第二種中間財務諸表等の中間監査に係る概要書　第三号様式

四　期中レビューに係る概要書　第四号様式

3　第一項に規定する概要書は、次の各号に掲げる概要書の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

一　前項第一号、第二号及び第四号に掲げる概要書　当該概要書に係る監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の作成日の翌月の末日

二　［略］

（監査証明に関する書類の財務局長等の受理）

第五条の二　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項に規定する概要書とする。

（意見の申出の手続）

第九条　法第百九十三条の三第二項の申出をしようとする公認会計士又は監査法人は、次に掲げる事項を記載した書面を、金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　意見の内容（法第百九十三条の三第二項第一号に掲げる事項及び同項第二号に掲げる事項の別に記載すること。）

2　［略］

第二号様式

中間監査概要書（表紙）

年　月　日提出

財務（支）局長　殿

公認会計士の事務所名及び氏名
又は監査法人の名称

28　第二十六項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第三号イ(2)、第十七項各号及び第十八項第四号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

（監査概要書等の提出）

第五条　公認会計士又は監査法人は、法第百九十三条の二第六項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は四半期レビュー（以下「監査等」という。）の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一条各号に規定する書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

2　［同上］

一　［同上］

二　中間財務諸表等（ファンド及び信託財産に係る中間財務諸表等を除く。）の中間監査に係る概要書　第二号様式

三　ファンド及び信託財産に係る財務諸表等の監査及び中間財務諸表等の中間監査に係る概要書　第三号様式

四　四半期レビューに係る概要書　第四号様式

3　［同上］

一　前項第一号、第二号及び第四号に掲げる概要書　当該概要書に係る監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の作成日の翌月の末日

二　［同上］

（監査証明に関する書類の財務局長等の受理）

第五条の二　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項に規定する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書とする。

（意見の申出の手続）

第九条　［同上］

［一～四　同上］

五　意見の内容（法第百九十三条の三第二項第一号の事項及び同項第二号の事項の別に記載すること。）

2　［同上］

第二号様式

中間監査概要書（表紙）

年　月　日提出

財務（支）局長　殿

公認会計士の事務所名及び氏名
又は監査法人の名称

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社等の一覧
（番号）

（本書面の枚数　表紙共　　枚）

（日本産業規格　Ａ４　210×297ミリメートル）

中　間　監　査　概　要　書

被監査会社等の名称　　（番号）
公認会計士の氏名又は監査法人の名称

第二種中間財務諸表　第　期に係る中間会計期間　年　月　日から　年　月　日まで
第二種中間連結財務諸表　中間連結会計期間　年　月　日から　年　月　日まで

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

［略］

第四号様式

期中レビュー概要書（表紙）

年　月　日提出

財務（支）局長　殿

公認会計士の事務所名及び氏名
又は監査法人の名称

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社等の一覧
（番号）

（本書面の枚数　表紙共　　枚）

（日本産業規格　Ａ４　210×297ミリメートル）

期中レビュー概要書

被監査会社等の名称　　（番号）
公認会計士の氏名又は監査法人の名称

第一種中間財務諸表　第　期に係る中間会計期間　年　月　日から　年　月　日まで
第一種中間連結財務諸表　中間連結会計期間　年　月　日から　年　月　日まで

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社等の一覧
（番号）

（本書面の枚数　表紙共　　枚）

（日本産業規格　Ａ４　210×297ミリメートル）

中　間　監　査　概　要　書

被監査会社等の名称　　（番号）
公認会計士の氏名又は監査法人の名称

中間財務諸表　第　期に係る中間会計期間　年　月　日から　年　月　日まで
中間連結財務諸表　中間連結会計期間　年　月　日から　年　月　日まで

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

第四号様式

四半期レビュー概要書（表紙）

年　月　日提出

財務（支）局長　殿

公認会計士の事務所名及び氏名
又は監査法人の名称

事務所又は監査法人の所在地

電話番号

被監査会社等の一覧
（番号）

（本書面の枚数　表紙共　　枚）

（日本産業規格　Ａ４　210×297ミリメートル）

四半期レビュー概要書

被監査会社等の名称　　（番号）
公認会計士の氏名又は監査法人の名称

四半期財務諸表　第　期に係る第　四半期会計期間　年　月　日から　年　月　日まで
同四半期累計期間　年　月　日から　年　月　日まで

四半期連結財務諸表　第　四半期連結会計期間	年　月　日から　　年　月　日まで
同四半期連結累計期間	年　月　日から　　年　月　日まで
第一部　［同左］	(2)
第二部　四半期レビューの実施状況等	
1　四半期レビューの実施状況	
［同左］	
2　四半期レビューの結論	
［３・４　同左］	
（記載上の注意）	
(1)　監査概要書に準じて記載すること。	
(2)　連結財務諸表を作成している会社は下２段の四半期連結財務諸表に係る箇所を、連結財務諸表を作成していない会社は上２段の四半期財務諸表に係る箇所を記入すること。	
第一部　［略］	
第二部　期中レビューの実施状況等	
1　期中レビューの実施状況	
［表略］	
2　期中レビューの結論	
［３・４　略］	
（記載上の注意）	
「監査概要書に準じて記載すること。	
備考　表中の［ ］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（銀行法施行規則の一部改正）

第十二条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）	（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等）
第十三条の十一　令第四条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。	**第十三条の十一**　［同上］
一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合　財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）	一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合　財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）
二　［略］	二　［同上］
2　［略］	2　［同上］

別紙様式第１号（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行にあつては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

７　［略］

第１　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書

［１～５　略］

６　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第１号（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下６において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行にあつては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

７　［同左］

第１　第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書

［１～５　同左］

６　［同左］

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［略］
〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕
［略］
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕
［略］

第２　　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　略］

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項

(7)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［(8)～(14)　略］

(15)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項

(16)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項

(17)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

［(18)・(19)　略］

［２・３　略］

第３　［略］

第４　　第　　期中（年　月　日から／年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。

８　［略］

第５　［略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［同左］
〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕
［同左］
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕
［同左］

第２　　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　同左］

(6)　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

(7)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［(8)～(14)　同左］

(15)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の８及び第５条の９に規定するストック・オプションに関する事項

(16)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項

(17)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項

［(18)・(19)　同左］

［２・３　同左］

第３　［同左］

第４　　第　　期中（年　月　日から／年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。

８　［同左］

第５　［同左］

別紙様式第１号の２（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

株式会社　　銀行

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行にあつては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

７　［略］

第１　　第　　期中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）中間事業概況書

［１～５　略］

６　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第１号の２（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　　期中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

株式会社　　銀行

年　　月　　日

金融庁長官　　殿

住　　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下６において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行にあつては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

７　［同左］

第１　　第　　期中（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）中間事業概況書

［１～５　同左］

６　［同左］

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［略］
〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕
［略］
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕
［略］

第２　　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

［表略］
（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
［⑴・⑵　略］
⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
［⑷・⑸　略］
⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項
⑺　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項
［⑻～⑭　略］
⑮　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項
⑯　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項
⑰　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項
［⑱・⑲　略］
［２・３　略］

第３　［略］

第４　　第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［表略］
（記載上の注意）
［１～６　略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［同左］
〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕
［同左］
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕
［同左］

第２　　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
［⑴・⑵　同左］
⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
［⑷・⑸　同左］
⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項
⑺　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項
［⑻～⑭　同左］
⑮　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の８及び第５条の９に規定するストック・オプションに関する事項
⑯　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項
⑰　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項
［⑱・⑲　同左］
［２・３　同左］

第３　［同左］

第４　　第　　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［同左］
（記載上の注意）
［１～６　同左］

7　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。
8　［略］

第５　［略］

別紙様式第２号（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書
（　年　月　日から
　年　月　日まで）
銀行　　支店
年　月　日
金融庁長官　　殿
住　所
銀行　　支店
代　表　者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

第１　［略］
第２　年　月　日現在中間貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
［(1)・(2)　略］
(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）
［(4)・(5)　略］
(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項
(7)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項
［(8)～(11)　略］
(12)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項
(13)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項
［(14)・(15)　略］
［２・３　略］

7　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。
8　［同左］

第５　［同左］

別紙様式第２号（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書
（　年　月　日から
　年　月　日まで）
銀行　　支店
年　月　日
金融庁長官　　殿
住　所
銀行　　支店
代　表　者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

第１　［同左］
第２　年　月　日現在中間貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）
1　［同左］
［(1)・(2)　同左］
(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）
［(4)・(5)　同左］
(6)　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項
(7)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項
［(8)～(11)　同左］
(12)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項
(13)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項
［(14)・(15)　同左］
［２・３　同左］

第３（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

５　［略］

別紙様式第２号の２（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　略］

第１　［略］

第２　年　月　日現在中間貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［(4)・(5)　略］

第３（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

５　［同左］

別紙様式第２号の２（18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀行　　支店

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

銀行　　支店

代　表　者　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　同左］

第１　［同左］

第２　年　月　日現在中間貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［(4)・(5)　同左］

⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項

⑺　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［⑻～⑾　略］

⑿　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項

⒀　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

［⒁・⒂　略］

［２・３　略］

第３（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

５　［略］

別紙様式第３号（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

第１　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～12　略］

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

⑺　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［⑻～⑾　同左］

⑿　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項

⒀　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項

［⒁・⒂　同左］

［２・３　同左］

第３（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

５　［同左］

別紙様式第３号（第18条第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

第１　第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

［１～12　同左］

13　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［略］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

［略］

［第２～第５　略］

別紙様式第５号（第18条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行（特例企業会計基準等適用法人等である銀行を除く。）にあつては、この様式中、第２　中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

６　［略］

13　［同左］

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

［同左］

［第２～第５　同左］

別紙様式第５号（第18条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所
株式会社　　銀行
代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下５において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行（特例企業会計基準等適用法人等である銀行を除く。）にあつては、この様式中、第２　中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

６　［同左］

第１〔年　月　日から／年　月　日まで〕中間事業概況書

［１・２　略］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第44号の２に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

８　［略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　略］

(6)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項

［(7)～(12)　略］

第１〔年　月　日から／年　月　日まで〕中間事業概況書

［１・２　同左］

３　［同左］

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

８　［同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

［同左］

第２　中間連結財務諸表

１　［同左］

２（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　同左］

(6)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条に規定する有価証券に関する事項

［(7)～(12)　同左］

⑬　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項

⑭　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項

⑮　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項

［⑯・⑰　略］

［２～５　略］

３　［略］

４　（　年　月　日から
　　年　月　日まで）　中間連結株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。

７　［略］

５　［略］

別紙様式第６号（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　　氏　名

（記載上の注意）

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷・⑸　略］

⑬　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の２及び第17条の３に規定するストック・オプションに関する事項

⑭　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の３及び第62条の３に規定する企業結合に関する事項

⑮　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項

［⑯・⑰　同左］

［２～５　同左］

３　［同左］

４　（　年　月　日から
　　年　月　日まで）　中間連結株主資本等変動計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。

７　［同左］

５　［同左］

別紙様式第６号（第19条第１項及び第６項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
株式会社　　銀行
代表取締役又は代表執行役　　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷・⑸　同左］

⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項

⑺　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［⑻～⑮　略］

⑯　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項

⑰　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項

⑱　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

［⑲・⑳　略］

［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

［略］

第２　［略］

別紙様式第６号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期中間決算公告

年　月　日

住　所
株式会社　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷・⑸　略］

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

⑺　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［⑻～⑮　同左］

⑯　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の８及び第５条の９に規定するストック・オプションに関する事項

⑰　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項

⑱　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項

［⑲・⑳　同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

［同左］

第２　［同左］

別紙様式第６号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期中間決算公告

年　月　日

住　所
株式会社　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷・⑸　同左］

⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項

⑺　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［⑻～⑮　略］

⑯　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項

⑰　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項

⑱　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

［⑲・⑳　略］

［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

［略］

第２　［略］

別紙様式第７号（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
銀行　支店
代表者氏名

（記載上の注意）

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷・⑸　略］

⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

⑺　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［⑻～⑮　同左］

⑯　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の８及び第５条の９に規定するストック・オプションに関する事項

⑰　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項

⑱　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項

［⑲・⑳　同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

［同左］

第２　［同左］

別紙様式第７号（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
銀行　支店
代表者氏名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷・⑸　同左］

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

⑺　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［⑻～⑾　略］

⑿　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項

⒀　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

［⒁・⒂　略］

［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

５　［略］

第２　［略］

別紙様式第７号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
銀行　支店
代　表　者　氏　名

（記載上の注意）

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷・⑸　略］

⑺　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［⑻～⑾　同左］

⑿　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項

⒀　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項

［⒁・⒂　同左］

［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。

５　［同左］

第２　［同左］

別紙様式第７号の２（第19条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
銀行　支店
代　表　者　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷・⑸　同左］

⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項
⑺　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項
［⑻～⑾　略］
⑿　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項
⒀　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項
［⒁・⒂　略］
［２・３　略］

中間損益計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

［表略］
（記載上の注意）
［１～３　略］
４　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。
５　［略］

第２　［略］

別紙様式第８号（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［１～４　略］

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］
（記載上の注意）
１　［略］
２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
［⑴・⑵　略］

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項
⑺　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項
［⑻～⑾　同左］
⑿　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項
⒀　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項
［⒁・⒂　同左］
［２・３　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から
年　月　日まで）

［同左］
（記載上の注意）
［１～３　同左］
４　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）を行つた場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。
５　［同左］

第２　［同左］

別紙様式第８号（第19条第２項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　銀行
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）
［１～４　同左］

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
２　［同左］
［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷・⑸　略］

⑹　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項

［⑺～⒀　略］

⒁　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項

⒂　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項

⒃　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項

［⒄・⒅　略］

［３～６　略］

中間連結損益計算書　（　年　月　日から　年　月　日まで）

［略］

中間連結損益及び包括利益計算書　（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［略］

第２　［略］

別紙様式第11号（第34条の24第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷・⑸　同左］

⑹　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条に規定する有価証券に関する事項

［⑺～⒀　同左］

⒁　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の２及び第17条の３に規定するストック・オプションに関する事項

⒂　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の３及び第62条の３に規定する企業結合に関する事項

⒃　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項

［⒄・⒅　同左］

［３～６　同左］

中間連結損益計算書　（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

中間連結損益及び包括利益計算書　（　年　月　日から　年　月　日まで）

〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕

［同左］

第２　［同左］

別紙様式第11号（第34条の24第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書

第　期中（　年　月　日から　年　月　日まで）

銀　行　持　株　会　社　名

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
株式会社
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行持株会社（特例企業会計基準等適用法人等である銀行持株会社を除く。）にあつては、この様式中、第２　中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

６　［略］

第１　　第　　期中（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）中間事業概況書

［１～４　略］

５　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第44号の２に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

８　［略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［略］

〔外部ＴＬＡＣ比率〕

［略］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

［表略］

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下５において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である銀行持株会社（特例企業会計基準等適用法人等である銀行持株会社を除く。）にあつては、この様式中、第２　中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

６　［同左］

第１　　第　　期中（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）中間事業概況書

［１～４　同左］

５　［同左］

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

８　［同左］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［同左］

〔外部ＴＬＡＣ比率〕

［同左］

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

［同左］

第２　中間連結財務諸表

１　［同左］

２　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷・⑸　略］

⑹　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項

［⑺～⑿　略］

⒀　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項

⒁　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項

⒂　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項

［⒃・⒄　略］

［２～６　略］

3　［略］

4　第　期中（年　月　日から／年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

6　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。

7　［略］

5　［略］

別紙様式第13号（第34条の25第１項及び第４項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
銀行持株会社名
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　略］

（記載上の注意）

1　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷・⑸　同左］

⑹　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条に規定する有価証券に関する事項

［⑺～⑿　同左］

⒀　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の２及び第17条の３に規定するストック・オプションに関する事項

⒁　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の３及び第62条の３に規定する企業結合に関する事項

⒂　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項

［⒃・⒄　同左］

［２～６　同左］

3　［同左］

4　第　期中（年　月　日から／年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

6　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。

7　［同左］

5　［同左］

別紙様式第13号（第34条の25第１項及び第４項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
銀行持株会社名
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～４　同左］

改正後	改正前
中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在） ［表略］ （記載上の注意） 1　［略］ 2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ［(1)・(2)　略］ (3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。） ［(4)・(5)　略］ (6)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項 ［(7)～(13)　略］ (14)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項 (15)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項 (16)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項 ［(17)・(18)　略］ ［３～７　略］ 中間連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで） ［略］ 中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで） 〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 ［略］ 第２　［略］	中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在） ［同左］ （記載上の注意） 1　［同左］ 2　［同左］ ［(1)・(2)　同左］ (3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。） ［(4)・(5)　同左］ (6)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条に規定する有価証券に関する事項 ［(7)～(13)　同左］ (14)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の２及び第17条の３に規定するストック・オプションに関する事項 (15)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の３及び第62条の３に規定する企業結合に関する事項 (16)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第117条、第118条及び第221条に規定する事業分離に関する事項 ［(17)・(18)　同左］ ［３～７　同左］ 中間連結損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで） ［同左］ 中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで） 〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合〕 ［同左］ 第２　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正）

第十三条　信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（募集事項の通知等を要しない場合） **第二条**　法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提	（募集事項の通知等を要しない場合） **第二条**　法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提

第明治三十五種郵便物認可